

平成 2 7 年度

第 2 2 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 8 年 2 月 9 日 (火)

開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 4 3 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 2 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県長期教育計画（案）について
- 第 2 号議案 平成 2 7 年度大分県教育実践者の表彰について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 4 号議案 文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定
について

(2) 報 告

- 中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言について

(3) 協 議

- 県立盲学校専攻科の学科再編について
- 大分県文化財保護審議会委員について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 崎 浩 昭
	委員	岩 田 哲 朗
	委員	松 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課高校改革推進班参事（総括）	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

7 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第22回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案、第3号議案及び協議の については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案、第3号議案及び協議の については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県長期教育計画（案）について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県長期教育計画（案）について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

本議案は、大分県長期教育計画の策定に当たり、平成28年大分県議会第1回定例会に上程する計画案を決定したいので提案するものです。

本計画はタイトルを「『教育県大分』創造プラン2016」とし、県の長期総合計画と大分県教育大綱をベースとして策定するものです。計画の策定に向けては、16名の有識者からなる委員会で4回にわたり熱心な議論をいただくとともに、パブリックコメントや市町村教育委員会との「教育県大分の創造に向けた意見交換会」を通じて、数多くの貴重な意見をお寄せいただきました。

前回協議をいただいた際には、精査をする中で一部文言の修正を加えておりますが、大きな変更点等はありません。策定後は、本プランに沿って施策を展開していくこととなります。その際には、これまでの教育改革の流れを継承し、更なる高みを目指して不断の努力を継続することで「教育県大分」の創造を目指してまいります。また、地域を担い、地域を支える人材育成の観点や文化・スポーツ面からも地方創生に貢献してまいります。

計画の実行にあたりましては、毎年度点検・評価を通じて計画の進捗管理を行うことで実効性を高めていきます。また、学校現場・市町村教育委員会との意思疎通、知事部局との連携を密にすることはもとより、広く県民の皆様のご協力をいただきまして県民総ぐるみで「教育県大分」を築いていきたいと考えております。

製本に向けましては、表紙絵を募集したり、写真を掲載するなどして実際に使っていただけるような見栄えの工夫もしていきたいと考えております。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

計画の実行に当たっては、毎年度点検・評価を通じて進行管理を行うということですが、できるだけ前倒して目標を達成していただきたいと思います。10年で様々な目標の達成を目指す計画だとは思いますが、学力・体力や食育など様々な問題が山積する中、できるだけ早い達成を期待します。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定
について

(工藤教育長)

それでは、第4号議案「文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定について」提案しますので、野尻文化課長から説明いたします。

(野尻文化課長)

第4号議案「文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定について」説明いたします。

県では、いわゆる国指定文化財以外の文化財のうち、大分県内に所在するもので特に重要と認められるものを県の指定文化財に指定して、その保存のための事業などに必要に応じて支援を行っています。指定文化

財等の指定は、大分県文化財保護条例の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて県教育委員会が行うこととなっています。

今年度は、11件の文化財及び1件の文化財保存技術について申請があり、大分県文化財保護審議会に諮問したところ、日出町の「日出城隅櫓（鬼門櫓）」以下9件について、県指定文化財に指定するとともに、1件を県選定保存技術に選定すべきであり、残り2件のうち、1件については追加調査が必要、もう1件については県指定文化財に適さないとの答申をいただきました。

議案の1ページから4ページをご覧ください。一覧表にありますとおり、有形文化財5件、史跡4件の計9件を大分県指定文化財に指定するとともに、選定保存技術1件を大分県選定保存技術に選定し、同技術の保持者の認定をしたいので提案するものでございます。

個別に説明いたします。資料の5ページよりご覧ください。「1」の有形文化財建造物の「日出城隅櫓（鬼門櫓）」です。「日出城隅櫓（鬼門櫓）」は日出城本丸の北東隅に位置する二階建の櫓です。禍が入るとされる北東の鬼門に位置するとともに、櫓の北東隅を欠く特異な構造で全国的にも大変珍しい造りとなっており、重要であり、県指定としての価値を有するとの評価をいただきました。

次に、「2」の有形文化財彫刻の「木造釈迦如来坐像」です。本像は大分市にある長興寺仏殿の本尊で、桧材で作成した部材を組み合わせる寄木造の釈迦如来像です。男性的な相貌や肩幅広く厚みのある体つきなど、鎌倉時代の彫刻の特徴がうかがえる作品で優れた意匠であり、県指定として末永く伝えていくべきとの評価をいただきました。

次に、「3」の有形文化財考古資料の「猪野遺跡出土銅矛」です。大分市猪野にあります猪野遺跡から出土した青銅製の銅矛です。県内において、発掘調査で完全な形で発見された初めての事例となります。さらに、埋納状況も初めて確認でき、マツリに使用されていたことがわかります。県指定にふさわしいとの評価をいただきました。

次に、「4」の有形文化財考古資料の「佐知遺跡17号遺構出土品」です。中津市三光の佐知遺跡から出土した遺物の一括資料46点です。鎌倉時代の男性の墓から、人骨とともに青磁碗や小皿の他に太刀や腰刀などの武具も発見されました。種類・量ともに豊富で、県内でも希有な例で県指定にふさわしいとの評価をいただきました。

次に、「5」の有形文化財考古資料の「龍頭遺跡出土編袋」です。杵築市山香町大字野原の龍頭遺跡から出土した4点の縄文時代後期の編袋です。ツル植物等で編まれており、保存状態も大変良く、縄文時代の編袋を解明する上で学術的価値が高く、県指定に値するとの評価をいただきました。

続いて、「6」の史跡「実相寺古墳群」です。標高56m前後の扇状

地に所在する太郎塚古墳・次郎塚古墳・鷹塚古墳たかのつかから構成される古墳群です。県下最大級の規模を持つ古墳群として、平成25年3月15日に県指定史跡に指定されました。このたび、調査により鷹塚古墳の周りの溝が明らかとなり、その箇所を保護するため追加指定を行う必要が生じました。

次に、「7」の史跡「六郷山夷岩屋の寺社境内」ろくごうさんえびすいわやのじしやけいだいです。古文書に書かれていた六郷山ろくしよの一つ「夷岩屋」の中核的な坊が寺院化したもので、六所神社の後背の岩屋を中心に寺社が形成されていったと考えられます。岩屋や磨崖像など六郷山の寺院活動を示す遺跡が集中しており、また、川を挟んで寺社と僧侶たちの墓所が区分される特徴があり、県指定史跡にふさわしいとの評価をいただきました。

次に、「8」の史跡「杵築城跡(藩主御殿跡)」きつきじょうあと はんしゅごてんあとです。14世紀末に木付氏によって築城され、近世は細川氏のものとなり、北麓に屋敷が構えられ、その後、小笠原氏・松平氏が藩主となりました。発掘調査で、御殿長屋、雨落ち溝、台所門、桜馬場などの遺構が確認されました。全国的にも、藩主の生活空間である「御殿跡」の残存は少なく極めて貴重な遺跡で、県指定史跡にふさわしいとの評価をいただきました。

次に、「9」の史跡「永山城跡」ながやまじょうあとです。日田市花月川右岸の丘陵にある平山城で、17世紀初頭に小川光氏が築城し、代官地支配となって布政所が築かれると廃城となりました。石垣は改修の過程が理解できるもので、河原石利用より日田の建築技法の特徴がわかります。また、本丸跡では、建物礎石や瓦葺き大手門の存在が確認されました。さらに、文献や絵図と発掘調査の結果が一致しており、県指定の価値をもつとの評価をいただきました。

最後に、「10」の選定保存技術「屋根桧皮づくり、及び屋根桧皮葺きの技術」やねひわだ やねひわだぶきです。まず、選定保存技術は文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技法で、県として今回が初めての事例になります。屋根桧皮葺きは、桧の樹皮を用いる日本の古来から伝わる伝統的な手法の一つで、各地の国宝・重要文化財建造物に見られます。また、桧皮づくりは桧皮葺きに使われる桧皮の厚さを揃えて整形する技術です。

保持者の山香正氏は現在の宇佐市に生まれ、桧皮葺きとともにこけら葺きや桧皮づくりの技術も習得し、約50年にわたり京都御所、清水寺、宇佐神宮本殿の修理工事に桧皮職人として携わっており、文化財の保存のために欠くことのできない技術及び技能を有した大分県で唯一の職人です。

今回、審議をお願いする有形文化財5件、史跡4件、選定保存技術及び保持者1件が承認されますと、県指定文化財の件数は、有形文化財が475件、史跡は1件が追加指定のため108件、選定保存技術及び保持者が初の選定で1件となり、県指定文化財の合計数は734件となります。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

資料7ページの「3.猪野遺跡出土銅矛」についてですが、「マツリ」を漢字ではなくカタカナで記述することに何か意味があるのですか。例えば、現在の祭とは違う何か祭礼的・儀式的意味合いがあるというようなことがあるのでしょうか。

(野尻文化課長)

宗教的意味合いというよりも、ムラ全体を取りまとめる、集団をまとめる意味合いの行事として「マツリ」と記しています。審議会の評価もカタカナでいただきましたので、資料についてもそのままの形で表記いたしました。

(林職務代理者)

当時の人々が埋めたと考えてよいのですか。

(野尻文化課長)

審議会委員の調査によりますと、当時の人々が埋めたと想定されます。

(林職務代理者)

「5.龍頭遺跡出土編袋」について、資料にはツル植物等で編まれているとありますが、具体的に何の植物が使用されているか判明しているのですか。

(野尻文化課長)

現在のところ、ツル科の植物とまでしか判明しておりません。

(林職務代理者)

今も生えている植物だと思いますので、ぜひ特定してほしいと思います。昔の技術を知る上で貴重なものだと思いますので、炭化していないのであれば、今後DNA鑑定等を実施して具体的な植物を明らかにしていただきたいと思います。

(高橋委員)

「４．佐知遺跡１７号遺構出土品」では太刀が出土していますが、守り刀として埋められたのではないのでしょうか。また、青磁等も出ているようですが、これらから墓の埋葬者や埋葬された年代がわかるのですか。

（野尻文化課長）

中国の龍泉窯で造られた青磁ということは判明していますので、今後の研究で、埋葬者や埋葬年代が明らかにできると思います。

（高橋委員）

「１０．屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術」についてですが、技術保持者の後継者はいるのですか。

（野尻文化課長）

現在のところ山香正さんお一人のみが技術を保持しており、後継者がいませんので、弟子をとって技術を継承してほしいと考えています。

（高橋委員）

県の選定保存技術に選定したにも関わらず、保持者がいなくなり技術が消滅しては困りますので、後継者のことも考えていただきたいと思います。

（野尻文化課長）

宇佐市教育委員会とも相談しながら、後継者の育成について考えていきたいと思っています。

（首藤委員）

なるべく実物に近い状態で見たいと思いますので、実物は難しいと思いますが、カラー写真や大画面で見せるなどの工夫をお願いします。

（野尻文化課長）

後ほどカラー写真を準備してお渡しします。

（松田委員）

大分県内に素晴らしいものがたくさんあると感じました。

最近、小学生ガイドという言葉をよく聞きます。テレビで見たときは、小学生が文化財をわかりやすく説明していました。文化財を地域の教育に取り込んだり、地域の活性化のために活用することはできないでしょうか。

(野尻文化課長)

県内では、臼杵市の臼杵っ子ガイドや竹田市の岡城子ども案内人など、市町村レベルで地域の子どもたちが文化財を説明する取組を進めています。原則として地域の文化財は地域で守ることになっておりますので、この取組をさらに進めて、地域で文化財を守り伝え、地域の活性化を図れればと考えています。

(岩崎委員)

県指定文化財に指定されると、保存・利用のための補助が受けられるということですが、文化財所有者から補助の要望はどれくらい出ていますか。

(野尻文化課長)

文化財は減ることはなく増える一方ですので、多くの文化財所有者から市町村教育委員会を通じて補助の要望が出てきています。ただ、予算的な制約がありますので、緊急性や8月のヒアリング時に提出していただく市町村での優先順位などを考慮して補助を行っています。さらに、高額な場合は複数年で実施するなど、計画的な補助で対応しています。

(岩崎委員)

文化財の汚損や紛失などが問題になったことがあります。県指定文化財に関する汚損・き損や紛失などに対して、何らかのチェック体制を整えていますか。

(野尻文化課長)

一昨年に国の重要文化財の所在不明が問題となり、教育委員会会議で報告させていただきましたが、その際に国指定の文化財調査、さらに昨年度に県指定文化財の調査を実施しました。また、今年度は5月に文化財所有者にアンケート調査を行い、文化財の所在やお困りの点などについて状況把握を行うなどして対応しています。

(岩崎委員)

文化財のき損や紛失が発覚した場合には、教育委員会会議にあがってくるのですか。

(野尻文化課長)

文化財のき損については、文化課で対応しています。また、紛失については、明らかとなれば、文化財保護審議会で審議の上、指定の解除について教育委員会会議にお諮りすることとなります。しかし、紛失のうち盗難によるものは再び発見される可能性もありますので、解除するこ

とはしていません。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言について」後藤義務教育課長から報告いたします。

(後藤義務教育課長)

中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言及びそれを踏まえた今後の取組予定について報告いたします。

資料1ページをご覧ください。本プロジェクト会議は、伸び悩んでいる県内中学生の学力について、問題を深く掘り下げ改善の方向性を明らかにするために本年度9月に設置いたしました。委員の構成は教育事務所ごとに推薦いただいた6名の校長、6名の教諭、6名の市町村教育委員会指導主事計18名と、教育事務所次長兼指導課長等県教育委員会関係者15名の合計33名で、都合3回の会議を行いました。

会議で出された意見につきましては、資料2ページに整理しています。中学校の学力が伸び悩んでいる原因は、左から2列目にありますように、「指導に関する問題」と小学校にはない「中学校の構造的・組織的な問題」があると指摘されました。

これらの問題を解決するための対策を整理したものが左から3つ目の列です。まとめますと「A 『新大分スタンダード』に基づく授業改善の徹底による教員の授業力の向上」、「B 授業改善を推進する仕組みの整備」、「C 生徒の学習心情を大事にする取組の推進」の3つの観点からの取組が必要であるということになり、それを踏まえて、右から2列

目に整理いたしましたのが、「中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント」です。

3ページをご覧ください。この「中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント」は学力向上対策プロジェクト会議から県・市町村教育委員会並びに各学校に対して提言として示すものです。ポイントの「 」、 「 」は、これまでも各学校に求めてきたものです。「 」では「新大分スタンダード」の中でも特に生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業の充実と評価を生かしたきめ細かい指導の充実を求めています。

「 」は授業改善を進める体制作りです。昨年3月に県教育委員会は各学校に「目標達成に向けた組織的な授業改善推進手引き」を示しました。手引きに沿って、中学校でも教科の壁を越えた授業改善の取組が進みつつありますが、一層の充実を求めるものです。

「 」は授業改善が進まない教員に対する管理職等のきめ細かい指導を求めたものです。

「 」は教科指導力の向上を図る仕組みづくりです。「 」では、校内組織による授業改善の充実を求めましたが、中学校は、それに加え、教科の専門性向上という方向からの取組も不可欠であるということになり、具体的に2つのことを提言しています。「(1)」は、小規模校において近隣の学校と合同の教科部会をもつこと、「(2)」は複数の教科担任がいる規模の学校では、福井県で実施されている教科のタテ持ちや日課表・週時程表に位置づけた教科部会を実施することです。

「 」は生徒に困りや戸惑いを生じさせない指導の工夫・配慮についてです。

「 生徒と共によりよい授業を創造する『学びに向かう学習集団』づくりの推進」では、「(1)生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映させること」、「(3)教員が目指している授業像を生徒と共有し、生徒にも目標を設定させ、生徒による授業改善のPDCAサイクルの確立を図ること」を提言しております。これは、学力向上で成果を上げている岐阜県の中学校の取組を参考にしたものです。

「 」は県教育委員会や市町村教育委員会に求める「教員の資質向上を促す基盤整備」です。「(4)」では、部活動の指導体制等、教材研究の時間を確保するシステムについて研究するよう求めています。

資料6ページには、福井県と岐阜県の例を示しておりますので、後ほどご覧ください。これらの提言を踏まえた今後の取組について申し上げます。

4ページをお開きください。7つの提言を踏まえ、4ページ中ほどに案として位置づけていますが、県教育委員会から3点に重点化・焦点化した「中学校学力向上対策 3つの提言」として学校を指導していこうと考えています。この案につきましては、後ほど説明します。提言に対

して、今後、県教育委員会で取り組む具体的な事柄については、下の四角囲みに整理しています。「ポイント」の部活動の指導体制等、教材研究の時間を確保するシステムの研究につきましては、今後教育改革・企画課や教育人事課、体育保健課等と連携し進めてまいります。

資料の5ページをご覧ください。これが県教育委員会からの3つの提言(案)です。中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言を踏まえ、全県的な重要性・緊急性をもとに重点化・焦点化したものです。「1」の教科の壁を越える取組、「2」の教科担任のタテ持ちや「3」の生徒による授業評価等、これまでの中学校文化に変革を求める内容を提言に入れたいと考えています。プロジェクト会議でも、意見を聞きましたが、重点化・焦点化はこの方向でよいのではという整理となりました。

最後に、今後の予定です。資料の1ページにお戻りください。明日、2月10日に市町村教育委員会学校教育主管課長の出席のもと開催いたします第2回学力向上検証会議で学校教育課長の皆様に「中学校学力向上対策3つの提言」について説明し、ご意見をお伺いした後、2月中に整え教育長名で各市町村教育委員会に通知したいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

教科のタテ持ちとは、具体的にはどのようなものですか。

(後藤義務教育課長)

資料6ページにモデルを示していますが、例えば国語の先生が3名いる規模の学校とします。通常これまでは、それぞれに1学年ずつ割り振っています。しかし、それでは各学年が一人の先生の責任になるということで、それを一つの学年を複数名で担当するようにすることで、1年生から3年生の指導を3人で組織的に行うというやり方です。これは福井県で実施されておりまして、教科指導力を向上させるお手本になるものです。

県内の先進例としましては、日出町の日出中学校等がタテ持ちを行っていますが、指導力の向上に役立っているということで、ぜひこのような取組を行っていきたいと考えています。

(林職務代理者)

タテ持ちをした場合、学級によって中間テストの結果などに差が出るようなことが起こると思いますが、そのようなことを授業改善に生かす

ということですか。

(後藤義務教育課長)

そうです。

(林職務代理者)

生徒の授業評価の結果と互見授業や管理職の授業観察における評価が異なる場合はどのように考えるのでしょうか。生徒が望むように授業改善をしていくのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

現在も生徒の声を指導に生かしている学校があります。子ども達の思いも大切にすることがプロとしては大事なことだと考えます。それと先生方のプロとしての見立てを突き合わせながら、どのあたりに本当の課題があるのか探っていくということが大事だと思っていますので、評価が食い違うこともあると思いますが、それも一つの研究ではないかと思えます。

(松田委員)

2ページの資料で、「授業の構造化が苦手」、「形成的評価をするという意識に欠けている」、「思考ツールの活用そのものが目的になって『何を』『何のために』『どのようにして』というところまで目が向かない」など、問題をしっかり把握して、それを改善策の各項目にうまく取り込んでまとめてられています。課題と取組がはっきり見えていると思います。

3ページの7つのポイントの中の「生徒と共によりよい授業を創造する『学びに向かう学習集団づくり』の推進」で一番大事なことは、生徒が目指しているところに教員がどれだけ歩み寄れるかということだと思います。E Uのいろいろな学習の取組を見ていきますと、学校は安心・安全で学びができる環境であること、これは教員は絶対に取り組まなければならない、もう一つは、子どもたちの「こういうことを学びたい」という訴えに対して、子どもの学ぶ意欲と学びたい内容に応えられる専門性、これが非常に大事で、教員が目指している授業像を生徒と共有するという事は、「(1)」にある生徒による授業評価がしっかりわかっていないとできないと思います。

また、「」に「教科の壁を越え、授業改善を学校組織全体で進める仕組みの構築」とあります。教科の特色もありますので、教科の壁を越えてやった方がよい事項と教科特有の事項とをはっきりさせて取組を進めることが大事ではないでしょうか。タテ持ちについても、教科によってはヨコ持ちの方がいいものもあるかもしれませんので、教科別に効果

が上がる方法を検討することも大事ではないかと思えます。

【協 議】

県立聾学校専攻科の学科再編について

(工藤教育長)

それでは、協議の「県立聾学校専攻科の学科再編について」後藤特別支援教育課長から説明いたします。

(後藤特別支援教育課長)

説明概要

- ・ 県立聾学校高等部専攻科の工芸科、被服科、理容科の廃止の経緯等
- ・ 学科廃止は、大分県特別支援教育推進計画(20年3月策定、22年10月に一部変更)に基づくもの
- ・ 各学科在籍者数が極めて少なく、職業学科1科に統合するという趣旨

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

特別支援学校も他の学校も同様ですが、将来、労働者として生きていける力を身に付けることが重要だと思います。学科再編に際しては、そういう観点が必要ではないでしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

新設された産業技術科には、工芸、被服、理容に関する力を身に付けられるよう、それぞれコースを編成しています。志願希望者が大変少ない状況から、3学科設置ではなく1学科という結論に至りました。

(松田委員)

資料に「少人数の学科別学習を行うよりも、規模の大きい集団で行う方が効果的・効率的」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

資料に専攻科の在籍者数をお示ししていますが、年度によっては1名

あるいは2名の状況があります。学校経営上の効率性や生徒相互が切磋琢磨できる教育環境という点に考慮が必要とのご意見をいただき、1学科への再編という結論になりました。

(工藤教育長)

協議の結果を踏まえて進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 平成27年度大分県教育実践者の表彰について

(工藤教育長)

ただ今から、第2号議案「平成27年度教育実践者の表彰について」審議を行います。表彰の候補者の中に松田委員の親族が含まれています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者、若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、松田委員は本議案の審議に参加することができませんので、松田委員には退室をお願いします。

(松田委員 退室)

それでは、第2号議案「平成27年度大分県教育実践者の表彰について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。
松田委員の入室をお願いします。

(松田委員 入室)

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

大分県文化財保護審議会委員について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県文化財保護審議会委員について」野尻文化課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

今回の協議の結果を踏まえて、次回議案を提案したいと思います。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第22回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第22回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年2月9日(火)

13:35～14:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県長期教育計画(案)について

第2号議案 平成27年度大分県教育実践者の表彰について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

第4号議案 文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定
について

(2) 報 告

中学校学力向上対策プロジェクト会議の提言について

(3) 協 議

県立聾学校専攻科の学科再編について

大分県文化財保護審議会委員について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

大分県長期教育計画（案）について

大分県長期教育計画の策定に当たり、別紙のとおり計画案を決定する。

平成二十八年二月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

大分県長期教育計画の策定に当たり、平成二十八年大分県議会第一回定例会に上程する計画案を決定したので提案する。

大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン2016)(案)の概要

第 1 章 「教育県大分」の創造に向けて

教育改革の経緯

- 教育改革の背景
- ・ H20以前の教育施策の展開
 - ・ 教員採用選考試験等をめぐる不祥事(H20)
- 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備
- ・ 選考試験、人事管理、組織の見直しによる、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立
 - ・ 教職員が切磋琢磨する環境醸成、法令遵守の徹底
- 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革
- ・ H24以降の計画的取組により、学校の課題解決力は着実に向上 「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要

教育を取り巻く時代の趨勢

- 社会情勢の変化
- ・ 変化の激しい時代において、社会情勢の変化を的確に捉え、次代に向けた展望を描く必要 (人口減少・少子高齢化、グローバル化、ICTの進展・技術革新等)
- 教育情勢の変化
- ・ 国では、地方創生、2020年東京五輪を見据えスポーツ・文化芸術立国の実現に向けた取組や、高大接続改革等の教育改革を推進
 - ・ こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020(H32)年を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視点が必要

計画の性格・役割等

「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画

「大分県長期総合計画」の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」

計画の期間：
H28(2016)年度～H36(2024)年度〔9年間〕

基本理念

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進

「大分県長期総合計画」に基づく8つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進

最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指す

「学力」「体力」「未来を切り拓く意欲」「グローバルに活躍する力」に関わる指標を設定

施策の総合的推進のために必要な視点

- 施策横断的な課題への対応
- ・ 新たな教育課題への対応 (ICTを活用した教育の推進、主権者教育の充実等)
 - ・ 子どもの貧困対策
 - ・ 基盤となる人権教育
 - ・ インクルーシブ教育システム
- 施策推進に向けた環境づくり
- ・ 県民総ぐるみの教育 (学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組普及)
 - ・ 県民の期待に応える教育行政 (新教育委員会制度の下、市町村教委、知事部局との連携)

第 2 章 施策(主な内容)

学校教育

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- ・ 確かな学力：「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求、(目指す授業像の明確化、主体的・協働的な学習)組織的な授業改善の推進、補充・家庭学習の充実
- ・ 豊かな心：道徳教育、芸術・伝統文化等に関する教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- ・ 健康・体力：学校体育の充実、運動の習慣化、学校保健の充実、食育やむし歯予防対策の推進
- ・ 進学力・就職力の向上 (高大接続改革を見据えた授業改善、SGH等先進的取組の波及等)(専門学科の充実、実習設備の整備、地域産業界との連携強化等)(キャリア教育の充実、インターンシップの充実等)
- ・ 幼児教育、特別支援教育の充実
- ・ 時代の変化を見据えた教育(人権、ICT、ESD、主権者教育)

グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成

- ・ 挑戦意欲と責任感・使命感
- ・ 多様性を受け入れ協働する力
- ・ 大分県や日本への深い理解
- ・ 論理的に考え伝える力
- ・ 英語力(語学力)

安全・安心な教育環境の確保

- ・ いじめ対策、不登校対策等の充実・強化
- ・ 安全・安心な学校づくり(実践的な防災教育・防災対策、学校内外における子どもの安全対策、学校施設の整備・長寿命化等)

信頼される学校づくりの推進

- ・ 「芯の通った学校組織」の取組深化(学校マネジメントの徹底・強化、教育課題の解決に向けた組織的な取組深化、コミュニティ・スクールの普及など地域とともにある学校づくり)
- ・ 教職員の意識改革と資質能力の向上
- ・ 魅力ある高等学校づくり(進学・就職を見据えた高等学校の質向上、地域ニーズを踏まえ地域の活力ともなる特色ある高等学校づくり)

社会教育

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・ 多様な学習活動への支援(ライフステージに応じた多様な学習機会の提供、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成、県立社会教育施設の機能再編など多様な学びを支える環境づくり、人権意識を高める学習)
- ・ 社会全体の「協育」力の向上(「協育」ネットワークの充実・深化、「協育」力を活かした地域活動の展開)
- ・ コミュニティの協働による家庭教育支援の推進(家庭教育支援体制の整備、保護者に対する学習機会の提供)

文化財・伝統文化

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- ・ 文化財・伝統文化の保存 (指定・選定・登録制度の活用、埋蔵文化財センター移転整備等)
- ・ 文化財・伝統文化の活用 (修復現場の公開、「日本遺産」の認定促進、埋蔵文化財センターの展示内容充実等)
- ・ 文化財・伝統文化の継承 (学ぶ機会の充実、継承に向けた基盤整備)

スポーツ

県民スポーツの推進

- ・ 生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成(ライフステージに応じたスポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援)
- ・ 県民スポーツを支える環境づくり(「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実、県立屋内スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保等)

世界に羽ばたく選手の育成

- ・ ジュニア期からの一貫指導体制の確立
- ・ 優秀選手の育成・強化
- ・ 競技力を支える人材養成と環境整備

新教育長計における目標指標案一覧

基本目標	施策名	NO	数値目標（成果指標）案			
			指標名	目標指標		
				基準値 (H26年度)	中間年目標値 (H31年度)	最終目標値 (H36年度)
I 子どもの力と意欲を伸ばす 学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成	1	児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7% 中 57.3%	小 63% 中 59%	小 65% 中 61%
		2	児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1% 中 52.4%	小 58% 中 54%	小 61% 中 56%
		3	未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0% 中 65.7%	小 80% 中 70%	小 85% 中 75%
		4	授業がわかると感じる生徒の割合	高 34.5%	高 50%	高 65%
		5	主体的に学ぼうとする生徒の割合	高 10.8%	高 30%	高 50%
	(2) 豊かな心の育成	6	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合	小 64.4% 中 50.7%	小 70% 中 60%	小 75% 中 65%
		7	地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 73.1% 中 46.5%	小 75% 中 50%	小 80% 中 55%
		8	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小 9.9% 中 17.8% 高 41.1%	小 5% 中 12% 高 33%	小 1% 中 7% 高 25%
	(3) 健康・体力づくりの推進	9	児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）	小男 75.8% 小女 78.1% 中男 72.0% 中女 84.2%	小男 77% 小女 81% 中男 75% 中女 88%	小男 79% 小女 84% 中男 78% 中女 91%
		10	12歳児一人平均のむし歯本数	1.4本	1.1本	0.9本
	(4) 幼児教育の充実	11	公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率	82.9%	90%	100%
		12	幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率	39.3% (H27年度)	60%	80%
	(5) 進学力・就職力の向上	13	新規高卒者就職内定率	99%	全国平均 +2%	
		14	4日以上インターンシップを経験した生徒の割合	28.7%	37%	45%
	(6) 特別支援教育の充実	15	「個別の指導計画」の作成率（通常学級）	小 83.6% 中 83.6% 高 10.6%	小 92% 中 92% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%
		16	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	29.1%	31%	33%
	(7) 時代の変化を見据えた教育の展開	17	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	91.3%	100%	
		18	I C T活用を指導できる教員の割合	67.3%	95%	100%
		19	タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	5.1人	3.8人	2.8人
II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	20	グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合（高3）	40%	50%	60%
		21	一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高3）	17.5%	40%	50%

基本目標	施策名	NO	数値目標（成果指標）案			
			指標名	目標指標		
				基準値 (H26年度)	中間年目標値 (H31年度)	最終目標値 (H36年度)
III 安全・安心な教育環境の確保	(1) いじめ対策の強化・充実	22	いじめの解消率	小 84.6% 中 84.3% 高 81.6% (H25年度)	小 87.5% 中 87.5% 高 87.5%	小 90% 中 90% 高 90%
		23	不登校児童生徒の出現率	小 0.37% 中 3.17% (H25年度)	小 0.30% 中 2.75%	小 0.25% 中 2.40%
		24	学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4%	100%	
		25	公共施設等総合管理計画に基づく保全計画（個別施設計画）を策定している市町村の割合	0%	70%	100%
		26	学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16% 中 13% (H25年度)	小 40% 中 30%	小 65% 中 45%
IV 信頼される学校づくりの推進	(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化	27	コミュニティ・スクールに指定された学校の割合	6.7%	35%	50%
		28	放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数	0.8万人	1.0万人	1.2万人
		29	主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 県立学校：全ての学校	小 25.0% 中 75.0% 高 5.9% 特 0%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	
	(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上	30	指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 県立学校：全ての学校	小 28.4% 中 30.6% 高 47.1% 特 0%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	
		31	若年層（40歳未満）の定期健康診断有所見率	70.5%	65%	60%
	(3) 魅力ある高等学校づくりの推進	32	授業がわかると感じる生徒の割合（再掲< I (1) >）	高 34.5%	高 50%	高 65%
		33	主体的に学ぼうとする生徒の割合（再掲< I (1) >）	高 10.8%	高 30%	高 50%
V 変化の激しい時代を生き抜く 生涯を通じた学びの支援	(1) 多様な学習活動への支援	34	公立図書館の利用者数	229万人	237万人	245万人
		35	生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数	2.6万件	3.8万件	5.0万件
		36	人権問題講師団の活用回数	320回	410回	500回
	(2) 社会全体の「協育」力の向上	37	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8万人	9.3万人	10.6万人
		38	放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数（再掲< IV (1) >）	0.8万人	1.0万人	1.2万人
(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進	39	「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数	1,913人	2,500人	3,000人	
VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	40	国・県指定の文化財数	894件	920件	945件
		41	県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの利用者数	10.1万人	11.3万人	11.5万人
VII 県民スポーツの推進	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	42	成人の週1回以上のスポーツ実施率	40.5% (H25年度)	50%	56%
		43	総合型地域スポーツクラブの会員数	1.6万人	1.8万人	2.0万人
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	44	人口1万人当たりの公認スポーツ指導者登録数	14.5人	16.0人	17.5人
VIII 世界に羽ばたく選手の育成	世界に羽ばたく選手の育成	45	ジュニアアスリート選考参加者数	230人	500人	500人
		46	国際大会出場者数	35人	40人	45人

大分県長期教育計画（案）

「教育県大分」 創造プラン 2016

大分県教育委員会

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・役割	1
3	計画の期間	1
4	計画の構成	1

第 1 章 「教育県大分」の創造に向けて

1	教育改革の経緯	
(1)	教育改革の背景	2
(2)	教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備	2
(3)	「芯の通った学校組織」の構築による学校改革	2
2	教育を取り巻く時代の ^{すう} 趨勢	
(1)	社会情勢の変化	3
(2)	教育情勢の変化	4
3	計画の基本理念	5
4	基本理念の実現に向けて	
(1)	基本目標と最重点目標	5
(2)	施策の総合的推進のために必要な視点	6

第 2 章 施策

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	
(1)	確かな学力の育成	8
(2)	豊かな心の育成	11
(3)	健康・体力づくりの推進	13
(4)	幼児教育の充実	16
(5)	進学力・就職力の向上	18
(6)	特別支援教育の充実	20
(7)	時代の変化を見据えた教育の展開	22
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な 「総合力」の育成	25

基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保	
	(1) いじめ対策の充実・強化	28
	(2) 不登校対策等の充実・強化	30
	(3) 安全・安心な学校づくりの推進	32
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進	
	(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化	34
	(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上	36
	(3) 魅力ある高等学校づくりの推進	39
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた 学びの支援	
	(1) 多様な学習活動への支援	41
	(2) 社会全体の「協育」力の向上	43
	(3) コミュニティの協働による家庭教育支援 の推進	45
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	46
基本目標 7	県民スポーツの推進	
	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の 醸成	48
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	50
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成	52

第 3 章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	54
2	進行管理のフロー図	54
3	大分県長期教育計画委員会	55

【参考資料】

用語解説	56
------	----

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」に基づき、明日の大分を築く「知」・「徳」・「体」の調和の取れた心豊かな子どもたちを育成するとともに、全ての県民が教育に関わることを通じて活力あふれる大分を創造することを目指した取組を進めてきました。同計画の目標年度を迎え、小学生で九州トップレベルの学力・体力を達成するなど本県の教育改革は実を結びつつあります。

他方で、人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新などの社会情勢の急速な変化に加え、地方創生を巡る動きや教育委員会制度改革、高大接続改革など教育情勢も大きく変化してきています。

本計画は、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」に基づいて策定するものです。

2 計画の性格・役割

本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育部門の実施計画であり、本県教育の進むべき方向や、それを具現化するための施策を示すことによって、本県教育の振興に向けた指針となるものです。

本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育関係部分と併せて、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けられます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 36 年度（2024 年度）までの 9 年間とします。

4 計画の構成

本計画は 3 章構成としており、第 1 章では、これまでの教育改革の経緯や教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、計画の「基本理念」とその実現に向けた「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」に基づく 8 つの基本目標及び最重点目標を示しています。

第 2 章では、それぞれの基本目標に基づき推進する施策を示し、「現状と課題」を明らかにした上で、課題解決に向けた「主な取組」と施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」を設定しています。

第 3 章では、本計画に基づく施策の進行管理を図るため、施策の達成状況の点検・評価（フォローアップ）方法等を示しています。

第 1 章「教育県大分」の 創造に向けて

第 1 章 「教育県大分」の創造に向けて

1 教育改革の経緯

(1) 教育改革の背景

明日の大分を築く「知・徳・体」の調和の取れた心豊かな子どもの育成のため、小学校第 1 学年・第 2 学年、中学校第 1 学年の 30 人学級編成の導入（平成 16 年度以降順次）、県立学校の再編整備（平成 18 年度からの「高校改革推進計画」、平成 20 年度からの「特別支援教育推進計画」）、通学区の見直し（平成 18、20 年度）など、様々な教育施策を展開してきました。

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭や指導教諭等の新しい職の導入などの検討を開始した平成 20 年度には、本県教育界に汚点を残す教員採用選考試験等をめぐる不祥事が発生しました。この事件は、教育行政に対する県民の信頼を失墜させるとともに、全ての教育関係者にゆるがせにできない課題を突きつけました。

(2) 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備

このような事件を二度と起こさないため、教員採用選考試験と管理職選考の見直し、人事管理システムの導入、県立学校、小・中学校、教育庁人事の一元化など人事管理の見直し、総務管理部門と教育指導部門の分離など組織の見直しを進め、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立を図りました。

そして教育に対する信頼を回復する上で大事なことは、未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもを育成するという教育の原点に立ち返り、教育の場で成果を上げることです。

学校マネジメントに大きな課題が見られ、また学力・体力ともに低迷する状況を打開するための学校改革に向けて、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムの下、教職員が切磋琢磨する環境を醸成するとともに、適正な教育行政と学校運営を確保する観点から法令遵守の徹底を図るなどの条件整備を進めました。

(3) 「芯の通った学校組織¹」の構築による学校改革

こうした条件整備を進める中で着手したのが、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築による学校改革です。

平成 24 年度から 5 カ年にわたる計画的取組によって、重点化・焦点化された目標設定、目標達成に向けた取組の検証・改善が進むとともに学校運営体制が充実され、学校の課題解決力は着実に向上してきています。



1 芯の通った学校組織・・・学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。

平成 26 年度には小学生で学力・体力ともに九州トップレベルを達成するなど取組の成果は確実に表れつつありますが、この状況に止まることなく、授業改善や不登校対策といった教育課題の解決のため、「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要があります。

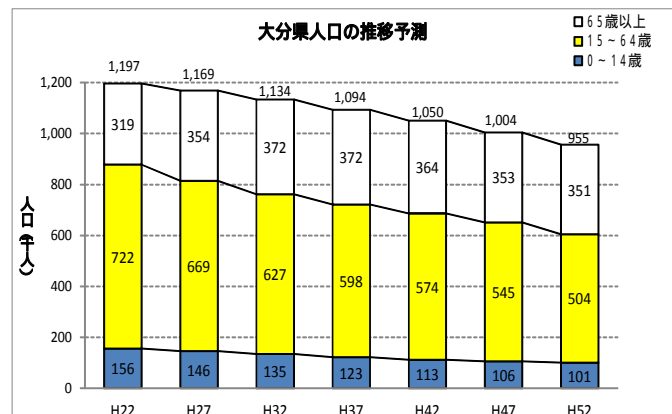
2 教育を取り巻く時代の趨勢

(1) 社会情勢の変化

人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新など変化の激しい時代にあつて、それら社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、個々人の価値観の多様化・生活様式の変容を踏まえ、次代に向けた展望を描く必要があります。

(人口減少・少子高齢化)

急速な少子高齢化の進行に伴い、我が国は既に本格的な人口減少の時代を迎えています。本県においても、当面、人口減少が続くことは避けられない状況であり、年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口(0~14歳)の割合は平成22年の13.0%から平成52年には10.6%に減少すると予測されています。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

(グローバル化)

急速なグローバル化の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい時代が到来しています。今後も国際交流の深化と国際競争の激化が予測される中、郷土や日本への深い理解をもって世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働することでグローバル社会を生き抜くことができる人材の育成が求められています。

(ICTの進展・技術革新)

インターネットやスマートフォンの急速な普及などICTの進展は、利便性の飛躍的向上と同時に、情報の取扱いや生活習慣への悪影響など負の側面ももたらしめています。これからの高度情報化社会に対応していくため、子どもたちに情報モラルを含む情報活用能力を育成する必要があります。

また、ICTの進展はIoT(Internet of Things)²や人工知能技術など技術革新をもたらしています。人口減少・少子高齢化が進む中で発展を続けるためには、次代の技術革新を見据えつつ、創造性豊かに新たな価値を生み出していくことができる人材の育成が求められます。

2 IoT(Internet of Things)・・・世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。

(2) 教育情勢の変化

国では、既述の人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「東京一極集中」の是正等の視点に立って「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組を進めています。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催される 2020 年(平成 32 年)を見据え、スポーツ立国・文化芸術立国の実現に向けた取組を進めるとともに、教育委員会制度改革、小中一貫教育の制度化や、高大接続改革、学習指導要領の改訂、「チーム学校」の実現に係る検討などの教育改革が進められています。

本計画に基づく施策を推進する上でも、こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に 2020 年(平成 32 年)を見据えた取組を進め、更にその先の 5 年に繋げていく視点が必要です。

(地方創生等)

国の動向を踏まえて本県としても「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を策定し、実効性のある地方創生の取組を進めることとしており、「人を大事にし、人を育てる」「地域を守り、地域を活性化する」といった基本目標の達成に向けて、教育(学校教育・社会教育)、文化・スポーツ面からの貢献が求められています。

また、少子化の進展等を背景として学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化しています。小・中学校においては、「地域とともにある学校づくり」や少人数を生かす教育の視点も踏まえ、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進するとともに、高等学校においては「高校改革推進計画」の効果を検証しつつ、新しい時代に相応しい魅力ある学校づくりを推進する必要があります。

(新教育委員会制度への移行)

地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的とした「改正地教行法」の施行に伴い、新教育委員会制度に移行しました。

新制度の下、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用し、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

(高大接続改革等)

変化の激しい時代を迎える中、子どもたちには、知識・技能に加えて、自ら課題を発見し解決していく思考力・判断力・表現力等が求められています。国においては、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性を重視した大学入学者選抜への転換を含む高大接続改革に向けた検討が進められています。

また、高大接続改革とも連動する学習指導要領の改訂に向けては、新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)を実現する教育課程への改善を図ることとされています。

(国際スポーツ大会の日本開催)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 と日本国内での国際的なスポーツイベントが予定されており、地方創生に向けた取組とも相まって文化・スポーツ振興の機運が高まっています。

これらの大会で本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア選手の発掘、優秀選手の育成・強化を図るなど競技力の向上とともに、より多くの県民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、「大会後」に繋げていくことが求められています。

3 計画の基本理念

本県の教育改革が実を結びつつある今、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえて更なる高みを目指すため、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進します。

基本理念：生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

4 基本理念の実現に向けて

(1) 基本目標と最重点目標

基本理念の実現に向けては、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」に基づく 8 つの基本目標を設定し、これらの目標に沿って第 2 章に記述する 21 の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成
基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承
基本目標 7	県民スポーツの推進
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成

また、最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すこととし、子どもたちの未来を切り拓く力と意欲を幅広く捉えるため、基本目標 1 と 2 に関わる 5 つの指標を設定します。

最重点目標：「全国に誇れる教育水準」の達成

学力（小 6 ・ 中 3 ）

指標 1：児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）

指標 2：児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）

体力（小 5 ・ 中 2 ）

指標 3：児童生徒の体力（総合評価 C 以上の児童生徒の割合）

未来を切り拓く意欲（小 6 ・ 中 3 ）

指標 4：未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合
（下欄 5 つのアンケート調査項目に肯定的に回答する児童生徒の割合）

将来の夢や目標をもっている 難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある
家で自分で計画を立てて勉強する 学校に行くのが楽しい

グローバルに活躍する力（高 2 ）

指標 5：グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合
（下欄 5 つのアンケート調査項目 3 つ以上に肯定的に回答する生徒の割合）

外国へ留学したり、国内外を問わず海外と関わる仕事に就いたりしてみたいと思う
自分と異なる意見や価値観を持った人とも協力して、目標に取り組むことができている
外国人に対し、大分や日本のことを、
日本語や英語（外国語）で伝えたり説明したりすることができる
学んだ知識を活かして、自分で考え、判断して、分かりやすく伝えることができている
英語を使って、積極的に外国人とコミュニケーションを図ることができる

（ 2 ） 施策の総合的推進のために必要な視点

上記（ 1 ）の目標達成に向けて施策を総合的に進めるためには、施策横断的な課題への対応とともに施策推進に向けた環境づくりも不可欠です。

（ 新たな教育課題への対応 ）

教育を取り巻く課題は複雑・多様化しており、「教育県大分」を目指す上では、従前から取り組んできた学力・体力の向上、いじめ・不登校への対応などの課題のみならず、新たな教育課題にも積極的に対応していく必要があります。

特に教育内容面では、子どもたちが急速に進展する情報化社会を主体的に生きていく力を身に付け、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の実現にも資するため、ICTを活用した教育を推進するとともに、選挙権年齢の引き下げなどに伴う主権者教育（特に政治的教養の教育）の充実などが求められます。

（ 子どもの貧困対策 ）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。本県では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定した「子どもの貧困対策計画」に基づき、学校をプラットフォームとした対策をはじめ教育の支援等の施策を進めることとしています。

(基盤となる人権教育)

本県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、これまでも人権教育に力を入れてきました。「人権の世紀」とも言われる時代を迎え、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、インターネットにおける誹謗中傷、DV等の新たな人権課題への対応も求められる中、学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けた実践的行動力を育成する取組の継続が必要です。

また、性別や障がいの有無等にかかわらず全ての人が共に支え合い、生きていくことができる共生社会を目指す上で、全ての子どもたちに「わかる・できる」を保障する授業づくりなど「ユニバーサルデザイン³」の視点を活かした取組が求められます。

(インクルーシブ教育システム⁴)

障がいのある者が積極的に社会参加する共生社会の形成に向けて、我が国が平成 26 年に批准した「障害者権利条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。「障害者差別解消法」の施行に伴い「合理的配慮」の提供が義務付けられることも踏まえ、特別支援教育の充実を図る必要があります。

(県民総ぐるみの教育)

学校教育における目標協働達成の取組やコミュニティ・スクール⁵、社会教育の側からは「協育」ネットワーク⁶の取組など、学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組で成果を上げている地域や学校があります。教育を取り巻く課題が複雑・多様化する中、こうした取組を県内に広く波及させ、将来の地域を担う子どもを社会全体で育む環境づくりが求められます。

県教育委員会としては、学校教育と社会教育の両面から関連施策を推進するとともに、「おおいた教育の日」の普及啓発の継続実施、「大分県教育庁チャンネル」や各種顕彰を通じた先進事例等の紹介などにより、県民総ぐるみの教育に向けた気運の醸成を図る必要があります。

(県民の期待に応える教育行政)

新教育委員会制度の下、市町村教育委員会との連携を図ることはもとより、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、引き続き知事部局との連携も図りながら、県民の期待に応え、真に県民に信頼される教育行政を推進していかねばなりません。

3 ユニバーサルデザイン・・・年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等人々の様々な特性や違いを超えて、最初から全ての人が利用しやすく、そして全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

4 インクルーシブ教育システム・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

5 コミュニティ・スクール・・・保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。

6 「協育」ネットワーク・・・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワークのこと。

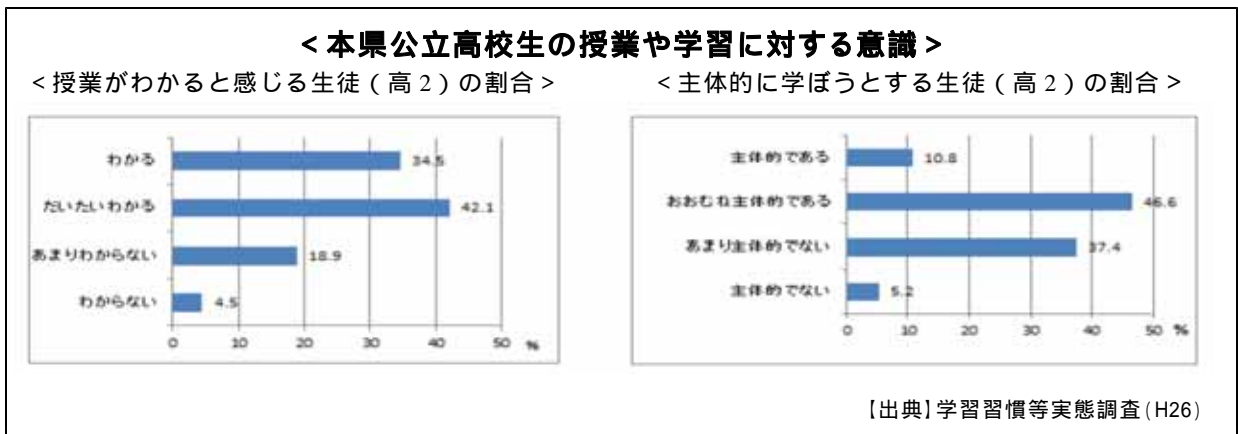
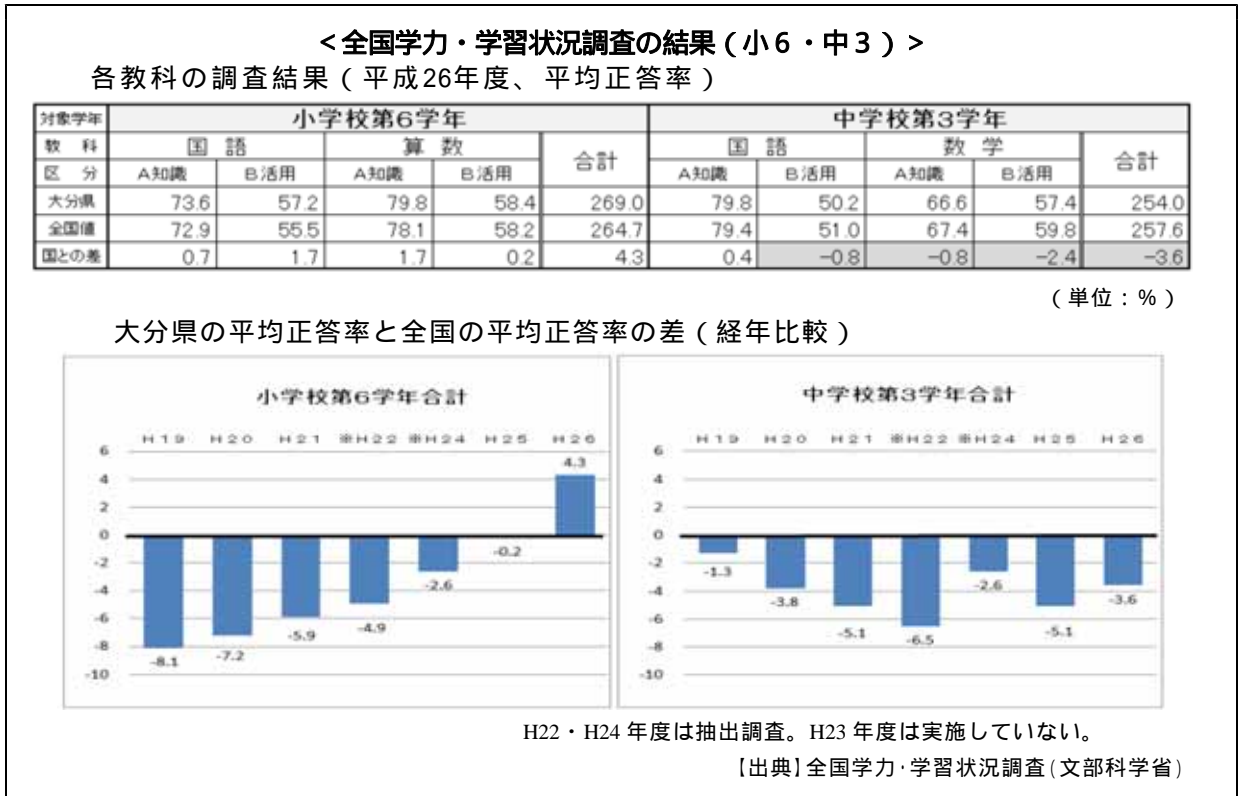
第 2 章 施策

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

■ 現状と課題

- ・ 変化の激しい時代を生きる全ての子どもたちに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三要素（学力の三要素）をバランスよく育成することが必要です。
- ・ 高大接続改革においても、これら三要素の育成・評価に取り組むこととされており、小・中・高等学校を通じた授業改善の推進等による着実な育成が求められます。
- ・ 小・中学校の学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を挙げていますが、今後も取組の継続・強化が必要です。他方、思考力・判断力・表現力等、学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題があります。
- ・ 小学校では授業改善が比較的進んでいるものの、中学校では依然として課題が多く、教科等や学年の枠を超えた組織的な授業改善の更なる推進が必要です。
- ・ 高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっています。



■ 主な取組

「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方を身に付けさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習を推進します。

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動・体験活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善



新大分スタンダード

「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育成するワンランク上の魅力ある授業

- 1 1時間完結型
（「めあて」と「振り返り」のある授業）
- 2 板書の構造化・板書とノートの一体化
- 3 習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実
- 4 問題解決的な展開の授業
（単元あるいは1単位時間）

大分スタンダードの
ブラッシュアップ

本時のゴール、
目指す子どもの具体的な姿から
単位時間の授業を見直す
※ねらいに対応した
具体的な評価規準の設定

生徒指導の3機能を意識して

- ① 学ぶ意欲を引き出す課題設定（考えてみたい・やってみよう・やり甲斐がある）
- ② 課題解決のための情報収集（資料検索、実験・観察、体験、話し合い等）
- ③ ②の整理分析（比較・分類・序列化・類推・関連付け等）
- ④ ③で考えたことや分かったことのまとめ・発信・交流
- ⑤ 学習の成果を実感させる単元の振り返り及び評価



組織的な授業改善の推進

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」や「県立高等学校授業改善実施要領」を活用し、全教科・全教員による授業改善を推進します。

- ・学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、PDCAサイクルを取り入れた校内研究の充実（小・中）
- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進（高）
- ・校長等管理職によるリーダーシップの下、学校全体で授業改善を進める体制の整備
- ・授業改善とカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）との連動
- ・指導教諭や学力向上支援教員等の優れた授業の普及促進

- ・教科担任のタテ持ちや近隣学校間の合同教科部会など学校規模に応じた教科指導力向上の取組促進（中）

補充指導・家庭学習指導の充実

学習習慣の定着や特に低学力層の底上げのため、補充指導・家庭学習指導の充実に図ります。

- ・夏季休業や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の学習支援の充実（小・中）
- ・家庭での学習習慣の定着に向けた、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実（小・中）

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7 % 中 57.3 %	H26	小 63 % 中 59 %	小 65 % 中 61 %
児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1 % 中 52.4 %	H26	小 58 % 中 54 %	小 61 % 中 56 %
未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0 % 中 65.7 %	H26	小 80 % 中 70 %	小 85 % 中 75 %
授業がわかると感じる生徒の割合 ^{（ 1 ）}	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 ^{（ 2 ）}	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

（ 1 ）下欄 5 つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

各授業の冒頭で、その時間の目標がわかる
 授業後に、その時間のなかで何が最も重要であるかわかる
 当該授業の目標を達成するために、主体的に授業に取り組むことができる
 後で見返したときに理解できるよう、整理してノートをまとめている
 授業を受けることにより、自分の学力が向上しているとの実感を持つことができる

（ 2 ）下欄 5 つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

授業などの学習を通じて生じた疑問点を自分で調べたり、教員や友人に聞いて解決しようとしていたりしている
 学校で求められた学習（課題、予習等）をする際に、自ら目的を明らかにして学習している
 学校で求められた学習に加え、発展的な問題に取り組んだり、弱点を克服するための学習に取り組んだりしている
 自分の興味・関心のある情報を新聞や書籍、インターネット等を利用して自ら収集している
 将来自分のしたいことを実現したり、生活したりする上で、高等学校での学習は役に立つと思う

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(2) 豊かな心の育成

■ 現状と課題

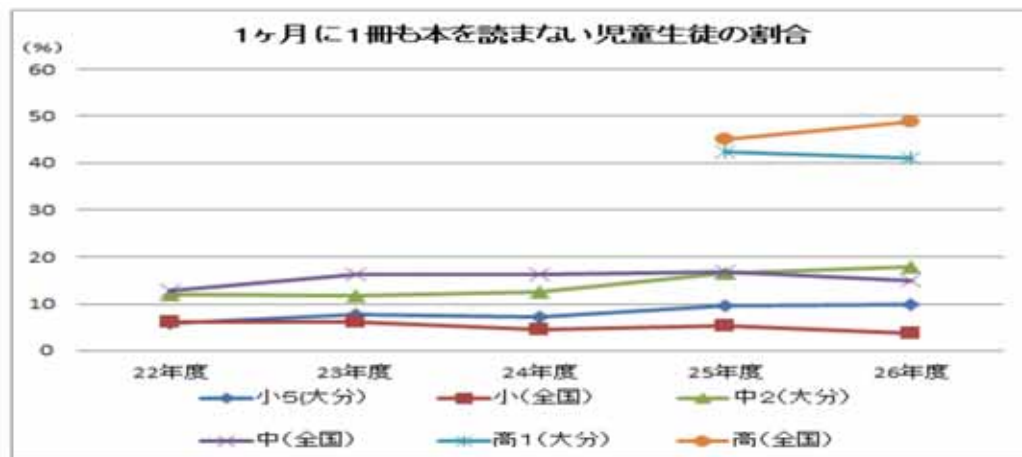
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められています。
- ・子どもたちの豊かな心を育み、人格の形成に資するため、優れた芸術・伝統文化や郷土の素晴らしさに触れる機会の充実が必要です。
- ・多様な情報メディアの普及に伴う読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足も相まって、社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、子どもたちの読書活動や自然体験・生活体験活動の機会確保が求められています。

子どもの自己肯定感等の状況

質問項目	小学校			中学校		
	大分県	全国	全国との差	大分県	全国	全国との差
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある	69.9	71.5	-1.6	68.6	71.1	-2.5
自分には、よいところがある	35.4	35.0	0.4	24.5	24.3	0.2
友達に伝えたいことをうまく伝えることができる	27.9	27.3	0.6	22.0	22.3	-0.3
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる	49.7	54.3	-4.6	47.3	51.8	-4.5
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	64.4	65.9	-1.5	50.7	61.9	-11.2

単位：%

【出典】全国学力・学習状況調査(文部科学省、H26)



高校生のH22～H24はデータなし

【出典】学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞調査)、大分県学力定着状況調査

■ 主な取組

道徳教育の充実

自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。

- ・指導の重点や方針を明確にした全体計画に基づく、小・中・高等学校の教育活動全体を通して取り組む道徳教育の充実
- ・思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道徳科への転換
- ・郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

芸術・伝統文化等に関する教育の充実

豊かな創造性、感性等を育むとともに、歴史・文化に対する理解を促進するため、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実を図ります。

- ・地域人材の活用や県立美術館との連携等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実
- ・地元商店街における展示など、子どもたちの優れた芸術作品の発表・鑑賞機会の充実
- ・県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動支援等を通じた、学校における文化活動の活性化

読書活動の推進

読解力・表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものとするため、読書活動や図書館の利活用を推進します。

- ・教科指導における学校図書館の活用や全校一斉の読書活動など、学校教育における読書活動の推進
- ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・学校図書館への「子どもと本をつなぐ大人⁽¹⁾」の配置促進（小・中）
- ・県立図書館による「スクールサービスデイ」等を通じた学校の読書活動支援の充実
- ・学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実

体験活動の推進

豊かな感性、社会性や対人関係能力を育むため、幼児期から自然や社会の本物に触れる体験活動を推進します。

- ・豊かな人間関係を育むための自然体験活動やボランティア活動の充実
- ・「協育」ネットワークや地域人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・青少年教育施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験活動プログラムの開発・普及

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合	小 64.4 % 中 50.7 %	H26	小 70 % 中 60 %	小 75 % 中 65 %
地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 73.1 % 中 46.5 %	H26	小 75 % 中 50 %	小 80 % 中 55 %
1 ヶ月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合	小 9.9 % 中 17.8 % 高 41.1 %	H26	小 5 % 中 12 % 高 33 %	小 1 % 中 7 % 高 25 %

(1) 子どもと本をつなぐ大人・・・子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(3) 健康・体力づくりの推進

■ 現状と課題

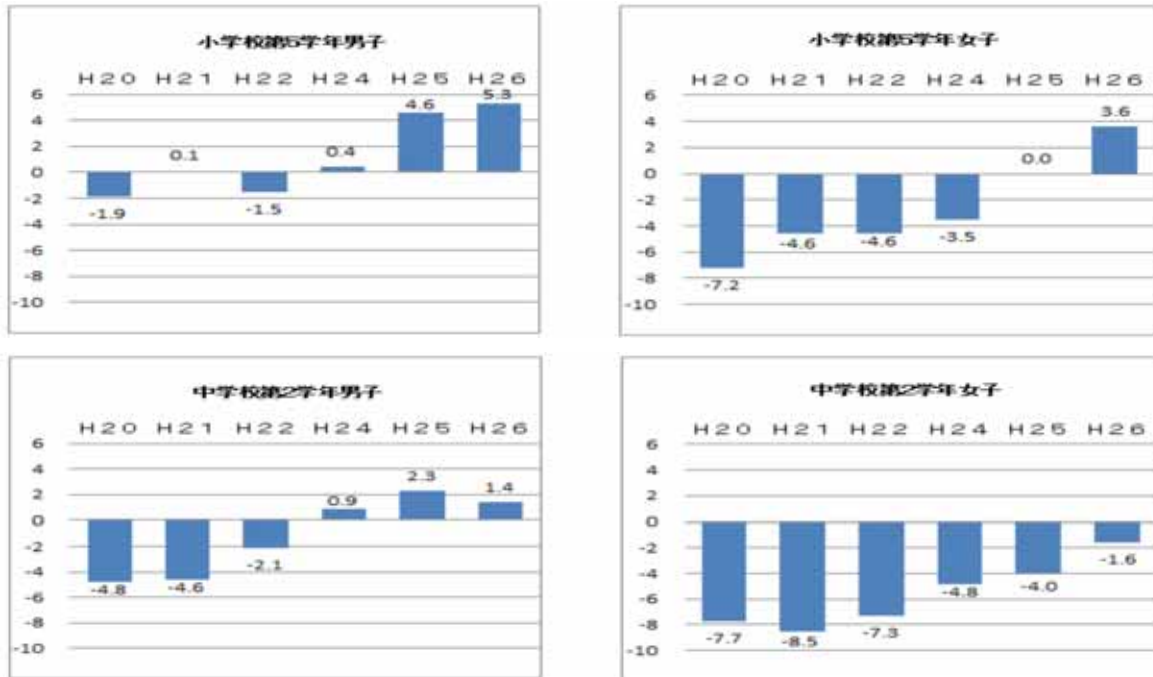
- ・ 社会環境や生活環境の変化に伴って課題とされてきた子どもの体力低下については、全体的には歯止めがかかり改善傾向にあるものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっています。
- ・ 生活習慣の乱れ、薬物乱用や性に関する課題、アレルギー疾患への対応など、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが必要です。
- ・ 朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身に付けさせる上で、学校給食を「生きた教材」として活用することが求められています。
- ・ 本県の子ども一人当たりのむし歯本数は全国的に見て多いことから、むし歯予防対策の強化が急務となっています。

< 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (小5・中2) >
男女ごとの調査結果 (平成26年度、総合評価C以上の児童生徒の割合)

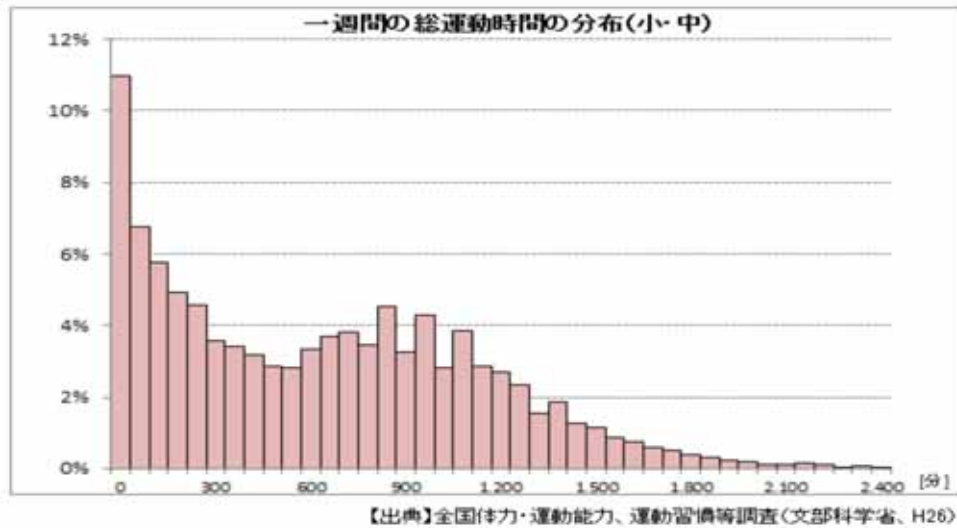
対象学年	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
大分県	75.8	78.1	72.0	84.2
全国値	70.5	74.5	70.6	85.8
国との差	5.3	3.6	1.4	-1.6

(単位 : %)

大分県と全国との総合評価C以上の児童生徒の割合の差 (経年比較)



H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。
【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (文部科学省)



■ 主な取組

学校体育の充実

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、運動部活動の活性化を図ります。

- ・子どもの運動意欲の向上に向けた、教材教具、授業形態等の工夫改善
- ・体育専科教員等による優れた授業の普及促進
- ・地域人材等の活用による運動部活動の充実
- ・複数校合同実施など運動部活動の工夫・活性化

学校・家庭生活を通じた運動の習慣化

生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

- ・体力向上に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行う「一校一実践」の充実
- ・家庭生活における子どもの運動の日常化・習慣化に向けた、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体との連携強化

【「一校一実践」取組事例】

学校名	取組名	取組概要
豊後高田市立高田小学校	高小体力チャレンジタイム	○朝の時間に、タイヤ転かし、大縄跳び、リレー、遊具遊び等の運動を実施
杵築市立東小学校	体力UP大作戦	○休み時間に、(1学期)長縄、(2学期)縄跳びカードを使った短縄、(3学期)県内1周持久走カードを使った持久走を実施
臼杵市立下北小学校	チャレンジ プラス1	○PTAとの連携により「一家庭一運動」(サイクリング、バドミントン、キャッチボールなど)を実施
佐伯市立鶴谷中学校	鶴谷ウォーキングプロジェクト	○年間を通して定期的に城山登りを行い、取組の集大成として3年生で蒲江までの30kmウォーキングを実施
竹田市立久住中学校	GO GO TIME	○放課後の時間に、タイヤ渡り、ミニハードル、懸垂等を合わせた運動を実施
日田市立三隈中学校	三隈フィジカルアップ	○「三隈アクティブタイム」(学年クラス対抗の小運動会や大縄跳び、大声コンテスト等)を実施

学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

- ・ 養護教諭や保健主事の資質能力向上に向けた研修機会や支援体制の充実
- ・ 性に関する適切な指導に向けた「性に関する指導の手引き」の活用促進
- ・ 「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育の充実
- ・ 県医師会等関係団体と連携したアレルギー疾患に対する取組の充実
- ・ 健康診断等を活用した保健指導の充実
- ・ 組織的な保健管理に向けた、学校保健委員会を核とする家庭・医療機関等との連携強化
- ・ 新型インフルエンザなどの感染症の早期探知・早期対策のための「感染症情報収集システム」の活用促進

学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を「生きた教材」として活用する食育やフッ化物洗口⁽¹⁾などのむし歯予防対策を推進します。

- ・ 家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して取り組む食育の推進
- ・ 地域の食文化や産業等に対する理解促進のための、学校給食における地場産物の積極的活用
- ・ 「学校におけるフッ化物洗口導入の手引き」を活用した、むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施促進

目標指標

指標名	基準値		目標値	
	年度		H31 年度	H36 年度
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） ⁽²⁾	小 男 75.8 % 小 女 78.1 % 中 男 72.0 % 中 女 84.2 %	H26	小 男 77 % 小 女 81 % 中 男 75 % 中 女 88 %	小 男 79 % 小 女 84 % 中 男 78 % 中 女 91 %
12 歳児一人平均のむし歯本数	1.4 本	H26	1.1 本	0.9 本

(1) フッ化物洗口・・・フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。
 (2) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校ともに男女を統合して記載。

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実

■ 現状と課題

- ・ 幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、人とかかわる力、感性、表現する力など生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、就学前教育の役割は極めて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められています。
- ・ 小学校生活に適應できない「小1プロブレム⁽¹⁾」の発生率(学校単位)は、平成26年度で約15%と、調査を開始した平成21年度(約32%)から半減しているものの、更なる低減に向けて組織的な取組が必要です。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化する中、保護者が子育てに関する悩みや不安、孤立感を抱えるケースが増えていることから、子育て支援の充実が求められています。
- ・ このような就学前教育の役割や幼児教育に関わる課題、「子ども・子育て支援新制度」の導入に伴う状況変化等を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続、市町村の幼児教育主管部局や家庭・地域社会との連携・協働の下、「大分県幼児教育振興プログラム」に沿った幼児教育の充実を図る必要があります。



[出典]教育課程編成実施状況調査

■ 主な取組

幼稚園等における教育力の向上

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、教職員研修の充実等を通じた教育力の向上を図ります。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の資質能力向上に向けた研修の充実
- ・ 幼児教育の質の向上を図るための学校評価、カリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する支援の充実
- ・ 家庭・地域や他校種と連携した取組の推進

幼保小の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学生の交流の充実
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員間における相互交流の促進
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、「アプローチカリキュラム^(2)」、「スタートカリキュラム^(3)」の作成・活用促進

関係機関と連携した子育て支援の充実

安心して子育てを行う環境を整備するため、福祉部局や市町村等の関係機関と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・ 幼稚園における預かり保育の充実
- ・ 幼稚園における地域の子育て支援センター的機能の強化
- ・ 家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率	82.9 %	H26	90 %	100 %
幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率	39.3 %	H27	60 %	80 %

- (1) 小1プロブレム・・・入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。
- (2) アプローチカリキュラム・・・幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児（6歳児）を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。
- (3) スタートカリキュラム・・・遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(5) 進学力・就職力の向上

■ 現状と課題

- ・子ども・若者の進路・職業意識の希薄さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題等への対応が求められています。
- ・高大接続改革が進む中、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じ、これからの時代に必要な「真の学力」を身に付けさせることが求められています。
- ・本県の高校生の就職内定率は、近年、雇用情勢の回復により高い水準にあるものの、生徒の就職先の開拓・確保に向けた取組と併せて、景気動向に左右されない高い専門性に裏打ちされた就職力を身に付けさせることが求められています。
- ・時代のニーズに即した大分県の将来を担う人材を育成するため、大分県産業教育振興会⁽¹⁾や地域人材育成協議会⁽²⁾などを通じて、地域産業界との連携・協力を強化する必要があります。
- ・本県の高校を卒業して就職した者のうち4割弱が3年以内に離職しており、キャリア教育・職業教育の充実とともに、卒業後の支援体制の強化も求められています。



【出典】「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」とりまとめ(厚生労働省)

■ 主な取組

進学力の向上

グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい時代にあって、主体的な進路選択により、自らの人生を切り拓くことができる確かな進学力を育成します。

- ・教科指導・進路指導を中核的に担う教員の育成
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール(SGH)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定校等の先進的な取組の波及
- ・外部講師を活用した生徒向け合同セミナー等の開催

就職力の向上

時代の要請に応え地方創生にも貢献するため、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力を育成します。

- ・専門性の深化・向上を図り、多様な進路希望に応えるための専門学科の充実
- ・専門高校における専門的な知識・技術・技能の向上のための実習設備等の整備や資格取得の促進
- ・次代の地域産業を担う人材育成に向けた、関係機関や地域産業界との連携強化

キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

- ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ・高校3年間を見通した「キャリア教育推進計画」の作成など、計画的・組織的な教科指導・進路指導の充実
- ・職場体験やインターンシップの実施、産業人材の活用など、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進
- ・実施先の新規開拓や普通科高校における実施を含む、インターンシップの充実
- ・商工労働部等関係部局との連携・協力による、大学等進学希望者を対象としたフォーラムや学生登録制度等を通じた県内企業情報等の提供促進

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
新規高卒者就職内定率 ^(3)	99.0 %	H26	全国 平均 + 2%	
4 日以上のインターンシップを経験した生徒の割合	28.7 %	H26	37%	45%

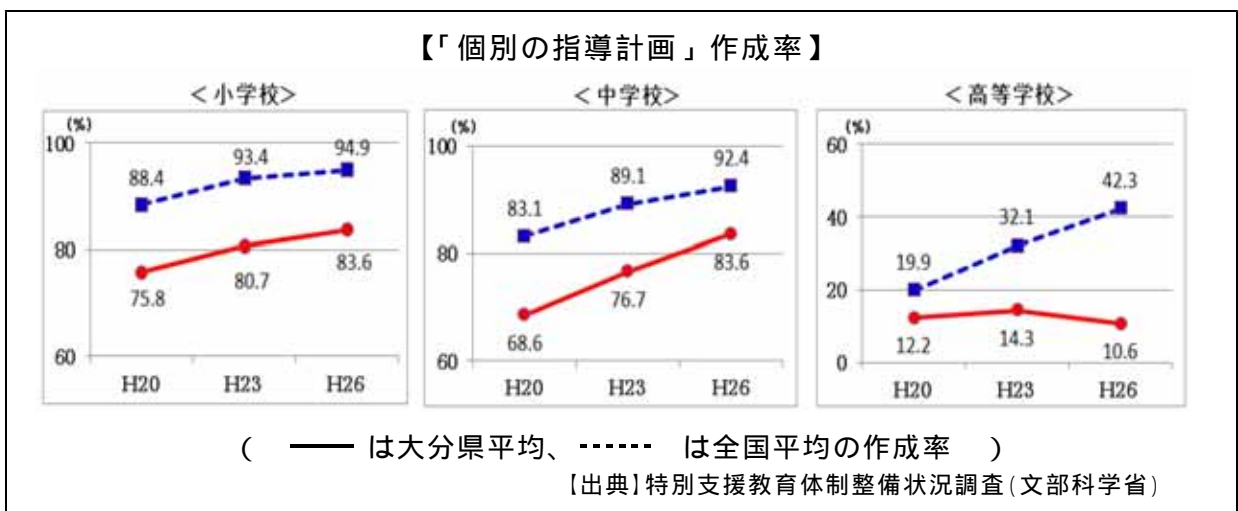
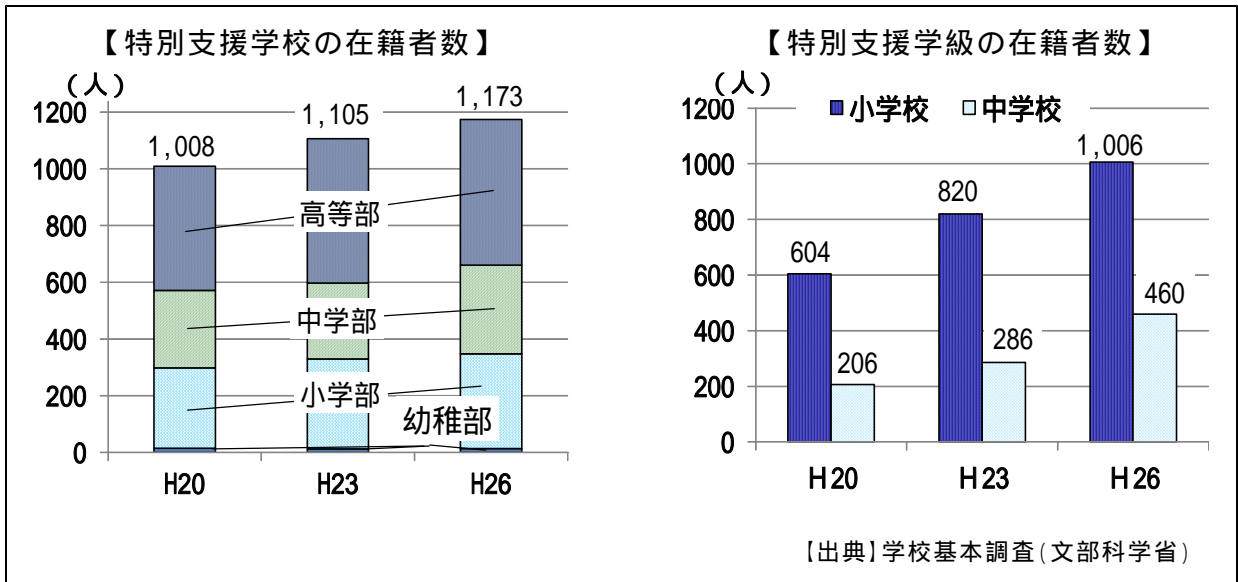
- (1) 大分県産業教育振興会・・・産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。
- (2) 地域人材育成協議会・・・地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。
- (3) 就職内定率の全国平均値が97%以上の場合は、99%を目標値とする。

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(6) 特別支援教育の充実

■ 現状と課題

- ・ 障がいのある者と障がいのない者が共生する社会の形成に資するため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導と支援を行うことが求められています。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級等への在籍を希望する子どもや保護者が増えており、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす特別支援教育の質の向上が必要です。
- ・ 小・中学校では、特別支援学級、通級指導教室の設置数・在籍数がともに増加しており、そうした教育の場を担う教員については、特別支援学校教諭免許状保有者の積極的配置や研修の充実等により専門性を確保することが必要です。
- ・ 本県の小・中学校等では、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成率が全国平均を下回っており、計画の作成・活用に関する理解促進が課題となっています。



■ 主な取組

きめ細かな指導の充実

「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成や授業改善の推進など、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

< 特別支援学校 >

- ・教務主任、学部主事等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ・ICT機器の効果的活用、一貫性のある指導の確立など、各教科等の授業改善の推進
- ・看護師の配置や医療機関との連携等による医療的ケアの充実
- ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応えるセンター的機能の強化
- ・障がい種別の専門性等を踏まえた特別支援学校の在り方の検討

< 幼・小・中・高等学校 >

- ・特別支援学級や通常学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成の推進・質の向上
- ・子どもの学習面等の困難の早期把握、組織的・計画的対応の推進
- ・生徒の学習面等の困難に対応する特別支援教育支援員の配置促進（高）

教職員の専門性向上

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、教職員の専門性の向上を図ります。

- ・特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事配置の工夫改善
- ・開設科目の充実検討など認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・合理的配慮の提供に関する理解促進等のための教職員研修の充実

進学・就労支援体制の強化

障がいのある子どもの進路選択など自己実現のため、進学・就労支援体制を強化します。

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進
- ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- ・就労支援アドバイザーの活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実

目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31 年度	H36 年度
「個別の指導計画」の作成率 (通常学級)	小 83.6 % 中 83.6 % 高 10.6 %	H26	小 92 % 中 92 % 高 100 %	小 100 % 中 100 % 高 100 %
知的障がい特別支援学校高等部生徒の 一般就労率	29.1 %	H26	31 %	33 %

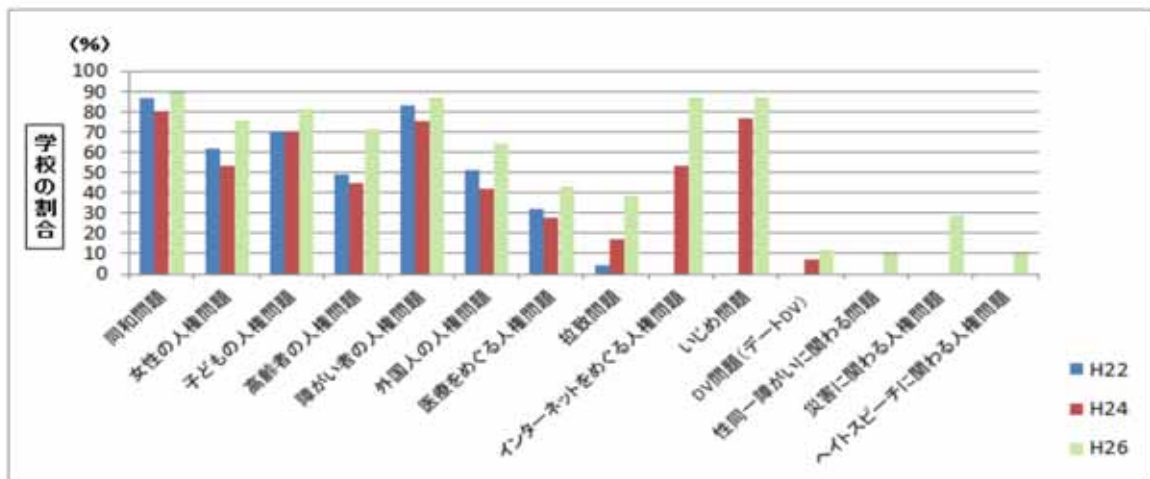
子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(7) 時代の変化を見据えた教育の展開

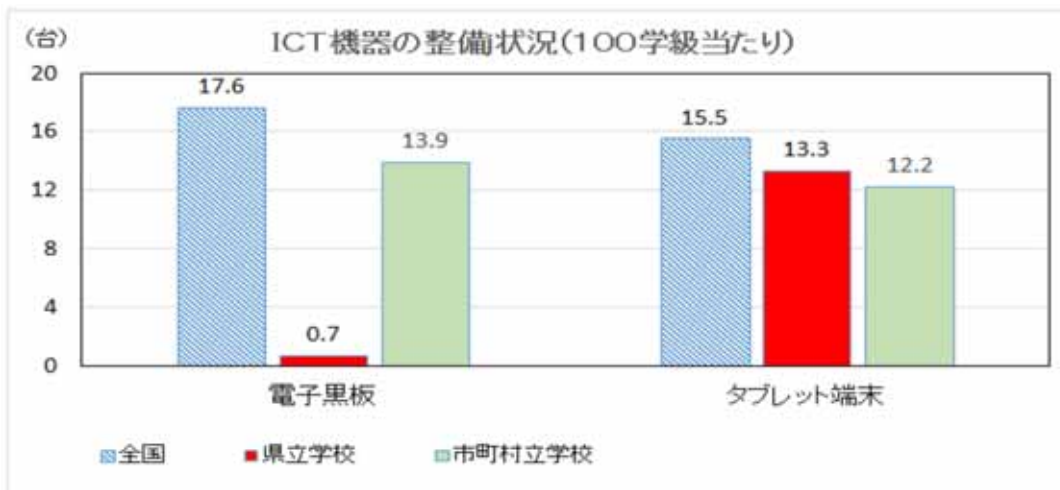
■ 現状と課題

- ・ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、近年ではインターネットにおける誹謗中傷、デートDV、性同一性障がいなど新たな人権課題への対応も求められています。
- ・ 人権教育においては、小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な指導が必ずしも十分ではありません。
- ・ 子どもたちが急速に発展する情報社会を主体的に生きていく上で、ICTの積極的活用を通じた情報活用能力の育成が求められています。
- ・ 主体的・協働的な学習を充実するため、電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の整備が求められています。
- ・ 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権など様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習の充実が求められています。
- ・ 改正公職選挙法による選挙権年齢の引き下げをはじめ、社会・経済の仕組みの変化を的確に捉え、各学校段階に応じた主権者としての自覚・能力・態度を育成することが求められています。

授業等で取り上げた人権課題



[出典] 公立学校人権教育実態調査



[出典] 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (文部科学省、H25)

■ 主な取組

人権教育の推進

「大分県人権教育推進計画(改訂版)」や「学校における人権教育の日常的な推進に向けて^(1)」を踏まえ、全教職員による人権教育を推進します。

- ・人権尊重の精神を涵養するための体験的参加型人権学習の定着
- ・人権教育主任を核として全教職員で人権教育に取り組む体制の確立
- ・新たな人権課題に対応した教職員研修の充実
- ・学校教育活動全体を通じた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- ・子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育を行うための校種間連携の推進

ICTを活用した教育の推進

課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを充実するとともに、子どもたちの情報活用能力を育成するため、「大分県教育情報化推進プラン」を踏まえ、ICTを活用した教育を推進します。

- ・ICTを活用して課題に応じた情報を収集・整理・分析・まとめ・表現する一連の学習活動を通じた、情報活用の実践力の育成
- ・プログラミング教育等を通じた、論理的思考力や情報処理能力の育成
- ・情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力を育成する授業づくりのための教職員研修の充実
- ・電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の計画的な整備

持続可能な開発のための教育(ESD^(2))の推進

社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。

- ・各教科等を通じた持続可能な社会づくりに関わる実践的な学習活動の充実
- ・日本ジオパーク^(3)や世界農業遺産^(4)、ユネスコエコパーク^(5)等を活用した教育の充実
- ・ユネスコスクール^(6)の認定に向けた研究の推進



【ESDの概念図】
(文部科学省HPより)

主権者教育の推進

社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育を推進します。

- ・各学校段階に応じた主権者として自立するための基礎的な能力や態度の育成
- ・選挙管理委員会等との連携・協力の下、「県立学校における政治的教養の教育に関する指針」⁽⁷⁾に沿った政治的教養の教育の推進

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	91.3 %	H26	100 %	
I C T 活用を指導できる教員の割合	67.3 %	H26	95 %	100 %
タブレット型端末など教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数	5.1 人	H26	3.8 人	2.8 人

- (1) 学校における人権教育の日常的な推進に向けて・・・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。
- (2) E S D・・・Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
- (3) 日本ジオパーク・・・地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。
- (4) 世界農業遺産・・・国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。
- (5) ユネスコエコパーク・・・ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。
- (6) ユネスコスクール・・・ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。
- (7) 県立学校における政治的教養の教育に関する指針・・・「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成 27 年 10 月 29 日付文部科学省初等中等教育局長通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定した指針。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。

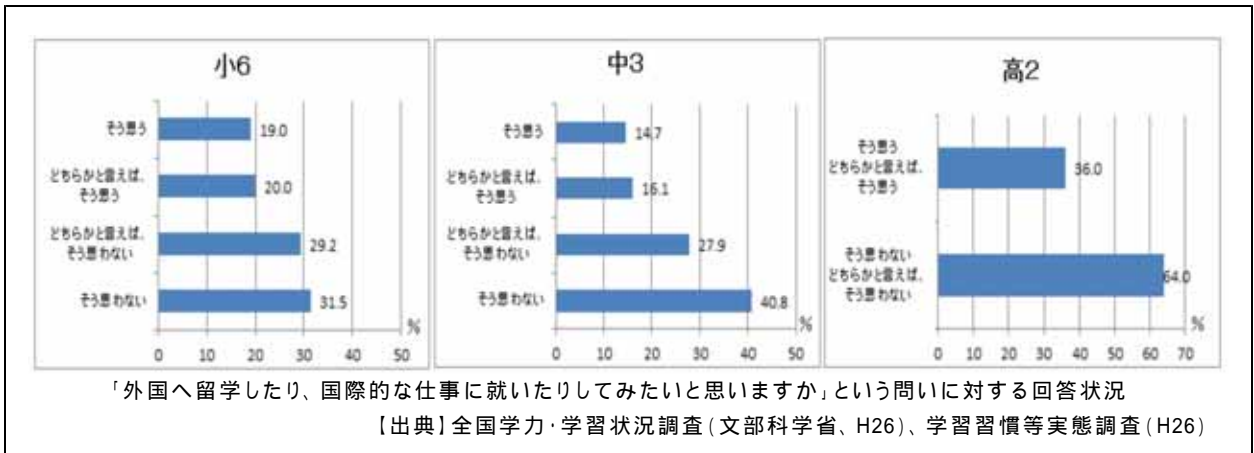
グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。
- ・留学や海外への進学実績から見て、本県の子どもの海外への挑戦意欲は低く、将来の留学等に前向きな子どもは、全体の3～4割にとどまっています。
- ・多様性を受け入れ協働する力を育成する上で、国際交流活動をはじめ日本人とは異なる価値観を持った者と交流する機会等の充実が求められています。
- ・グローバル社会において多様な価値観を持つ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、英語力(語学力)の育成が求められています。

本県の子どもの海外への挑戦意欲



■ 主な取組

これからのグローバル社会を生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら未来を切り拓いていく上で、 から の力の総合力が必要であり、その素地を学校・家庭・地域の協働による取組を通じて培います。

挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- ・人材バンクの設置等を通じた、グローバルに活躍する人材に触れる機会の充実
- ・留学フェアの開催や留学ガイドの作成、留学や海外大学進学に向けた相談窓口の設置等を通じた留学・海外進学に係る情報提供の充実
- ・国費による留学支援の積極的な利用促進を含む、留学に係る経済的支援の充実
- ・海外への挑戦意欲を喚起する、高校生対象のグローバルセミナーの開催

多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの実施
- ・外国語指導助手（ALT）の活用等による異文化理解の促進
- ・県立学校での海外姉妹校協定の締結、県内留学生との交流促進など国際交流活動の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめ先進的な取組の普及
- ・国際バカロレア⁽¹⁾認定に向けた研究の推進

大分県や日本への深い理解の促進

- ・郷土の先人に関する教材の作成・活用等による郷土学習の充実
- ・芸術教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた、郷土や国を愛する心の育成
- ・ふるさとの魅力継承のためのフォーラム等の開催
- ・海外姉妹校との交流等を通じた、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

・「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方が育成される「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動・体験活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善

・思考力・判断力・表現力等を重視した高校入試の質向上

・ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進を含む、探究型学習の充実

英語力（語学力）の育成

- ・小・中・高等学校を通じた英語力向上を目指す「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発・普及など指導力の向上
- ・系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携の推進

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合（高2）	40 %	H26	50 %	60 %
一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高3）	17.5 %	H26	40 %	50 %

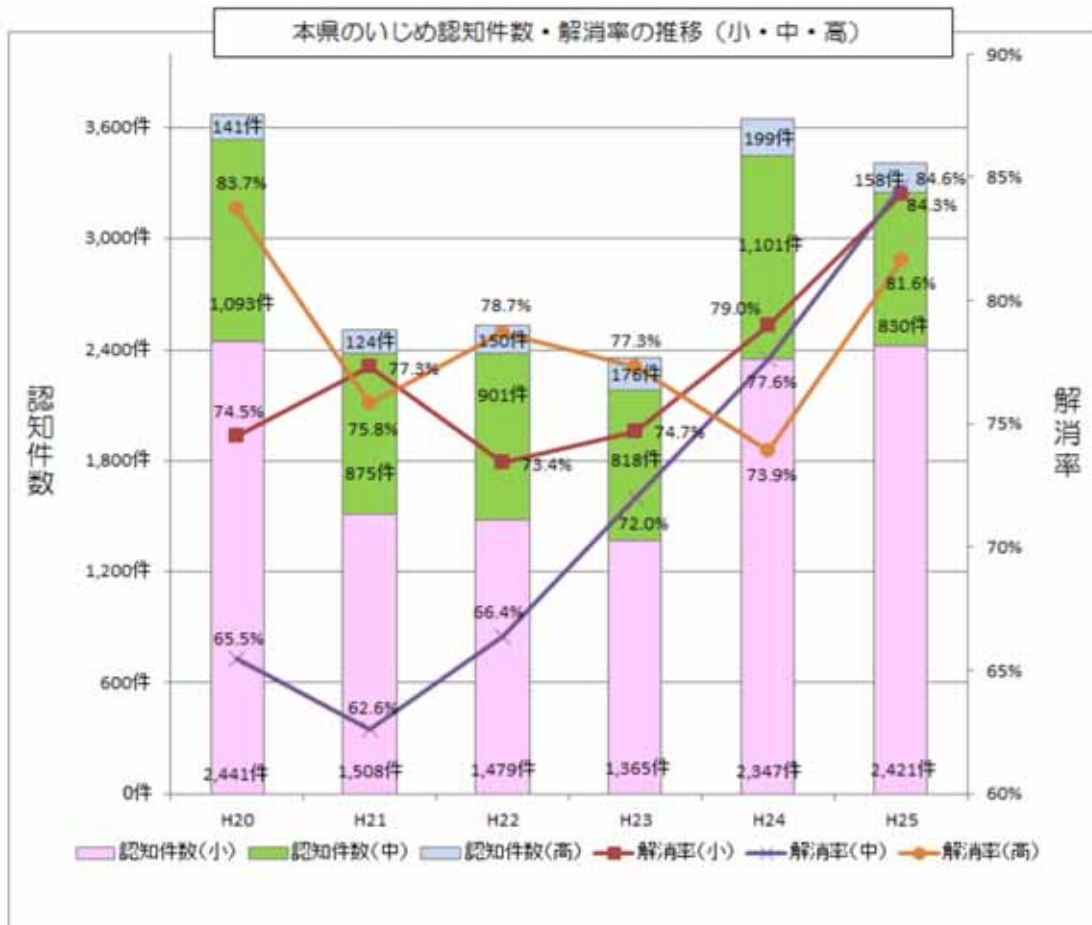
- (1) 国際バカロレア・・・国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）が与えられる。

安全・安心な教育環境の確保

(1) いじめ対策の充実・強化

■ 現状と課題

- ・本県のいじめ認知件数（1,000人あたり27.1件（平成25年度））は全国平均（1,000人あたり13.4件（同））を上回っていますが、今後とも些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- ・他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（88.1%）を下回る状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- ・スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針⁽¹⁾」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

■ 主な取組

未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、組織的な生徒指導体制の構築と校種間連携の推進
- ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ問題対応マニュアル」等の活用推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめゼロ子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道德教育の充実

早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- ・定期的なアンケート調査や面接調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談窓口」における対応の強化
- ・スクールカウンセラー⁽²⁾等の資質向上と効果的配置の推進

関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- ・学校警察連絡制度の活用促進
- ・「生徒指導支援チーム⁽³⁾」の有効活用
- ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
いじめの解消率	小 84.6 % 中 84.3 % 高 81.6 %	H25	小 87.5 % 中 87.5 % 高 87.5 %	小 90 % 中 90 % 高 90 %

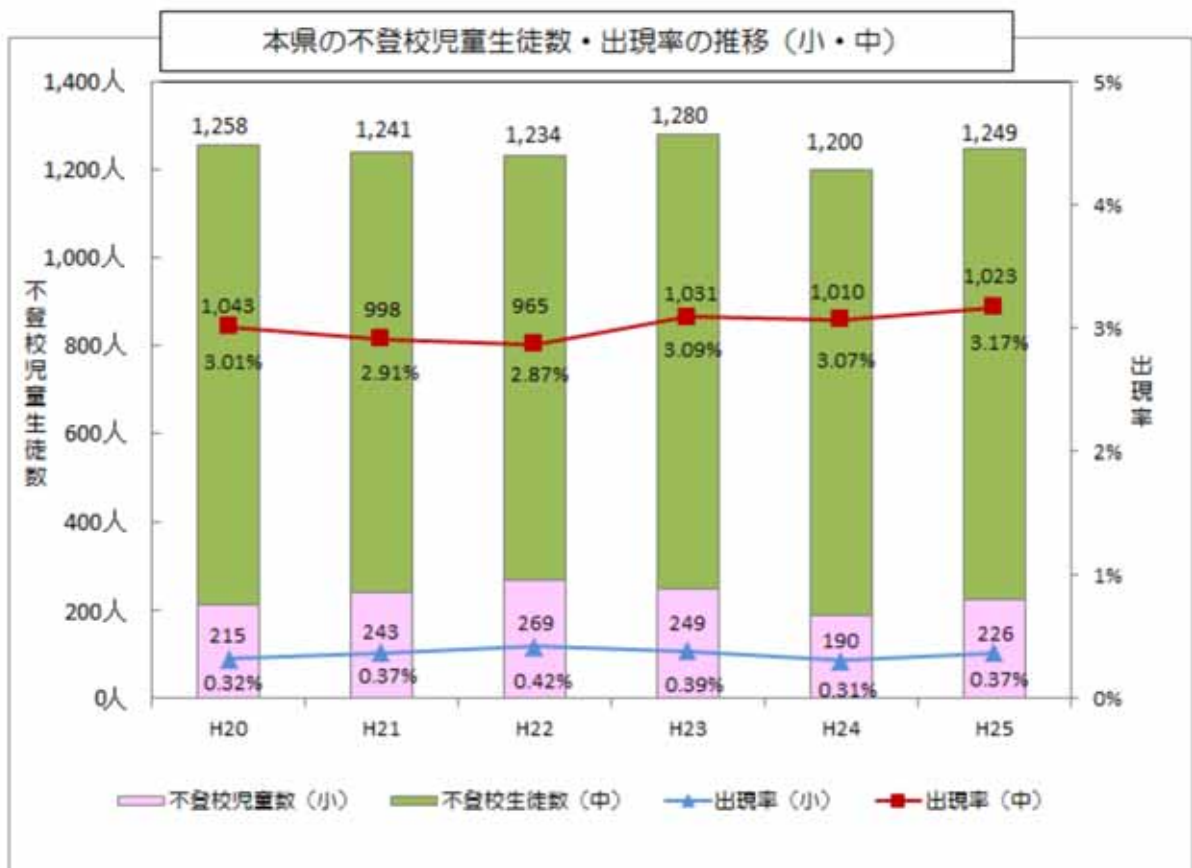
- (1) いじめ防止基本方針・・・いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。
- (2) スクールカウンセラー・・・子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。
- (3) 生徒指導支援チーム・・・福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。

安全・安心な教育環境の確保

(2) 不登校対策等の充実・強化

■ 現状と課題

- ・ 本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いているため、不登校出現率（1,000人あたり13.3人（平成25年度））の低減に向けた未然防止対策の充実を図る必要があります。
- ・ 不登校等の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- ・ 無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。
- ・ 不登校等の子どもに対する多様な教育機会の確保策について検討するとともに、子どもの貧困対策の一環として、学校現場において家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関に繋げていくことができる体制づくりが求められています。



[出典] 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省)

■ 主な取組

未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、「不登校対策計画」に基づく組織的な取組の推進
- ・地域不登校防止推進教員等を中心とした組織的な未然防止対策の充実
- ・不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- ・小中連携配置など、スクールカウンセラー等の効果的配置の推進

早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート 1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- ・「あったかハート 1・2・3」運動の徹底
 - 欠席 1 日目 = 電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 欠席 2 日目 = 電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 欠席 3 日目 = 家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- ・連続欠席 3 日以上の児童生徒の集計・把握と組織的対応の徹底
- ・県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）^(1) やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実

学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校等の子どもの学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実を図ります。

< 不登校対策 >

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実
- ・定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援の充実
- ・青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- ・教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール^(2)等との連携促進
- ・青少年自立支援センターをはじめ、福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

< 子どもの貧困対策 >

- ・専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカーの配置促進
- ・国や市町村との連携による、義務教育未修了の学齢超過者等への就学機会確保の在り方の検討

■ 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31 年度	H36 年度
不登校児童生徒の出現率 ^(3)	小 0.37 %	H25	小 0.30 %	小 0.25 %
	中 3.17 %			中 2.40 %

(1) 教育支援センター（適応指導教室）・・・不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。

(2) フリースクール・・・不登校の子どもを受け入れている民間の団体・施設のこと。

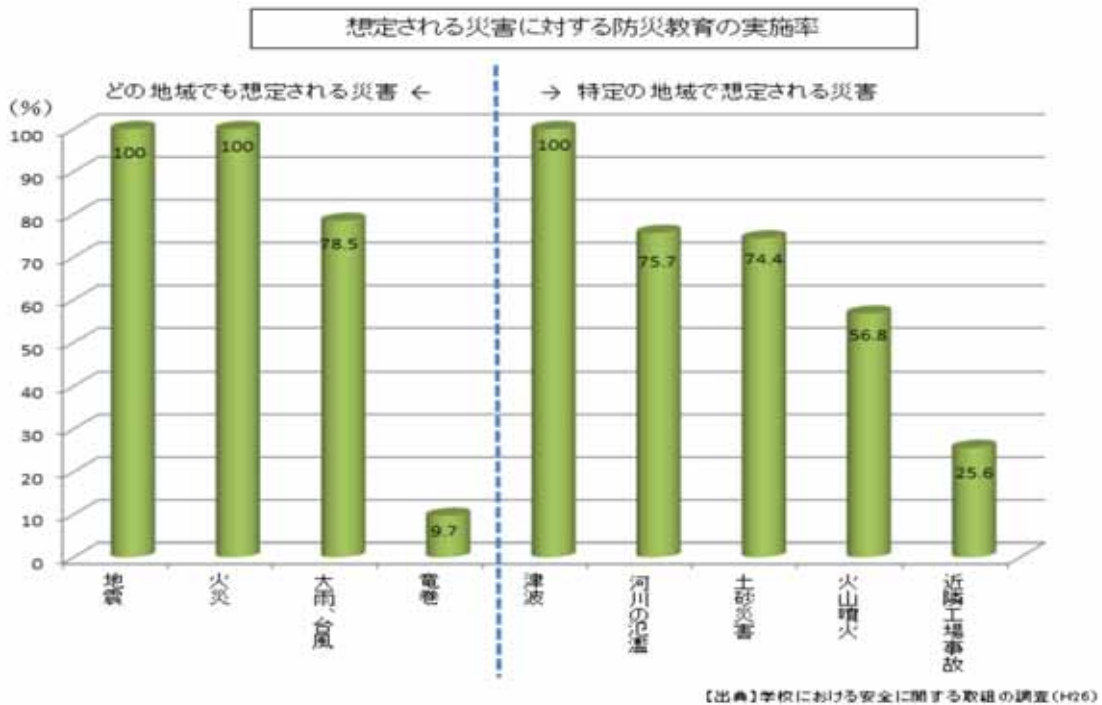
(3) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校を統合して記載。

安全・安心な教育環境の確保

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・地震・火災を想定した防災教育は全ての学校で行われていますが、火山災害など地域特有の自然災害については取組が十分ではないため、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められています。
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- ・学校内や登下校中の生活事故、交通事故を防止するためには、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要です。また、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が求められています。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。



学校安全の三領域

「生活安全」	不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件・事故災害
「交通安全」	様々な交通場面における危険と安全
「災害安全」	地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の自然災害や火災、原子力災害など

■ 主な取組

防災教育・防災対策の推進

各学校において、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・防災活動やボランティア活動等を実際に体験する実践的な防災教育の推進
- ・「防災教育実践事例集」の活用促進など、地域の実情に応じた防災教育に係る先進的取組の普及
- ・防災士資格の取得促進を通じた学校防災力の向上
- ・学校防災アドバイザーの指導助言を通じた危機管理マニュアルの見直し促進
- ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実

学校内外における子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策の充実を図ります。

- ・「運動部活動指導の手引き」等の活用による安全指導の徹底と救急体制の整備
- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーる」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の充実
- ・交通安全・犯罪防止の両面からの定期的な通学路の安全点検の実施

学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・「教育庁所管施設保全計画^(1)」に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4 %	H26	100 %	
公共施設等総合管理計画 ^(2) に基づく保全計画（個別施設計画）を策定している市町村の割合	0 %	H26	70 %	100 %

(1) 教育庁所管施設保全計画・・・「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。

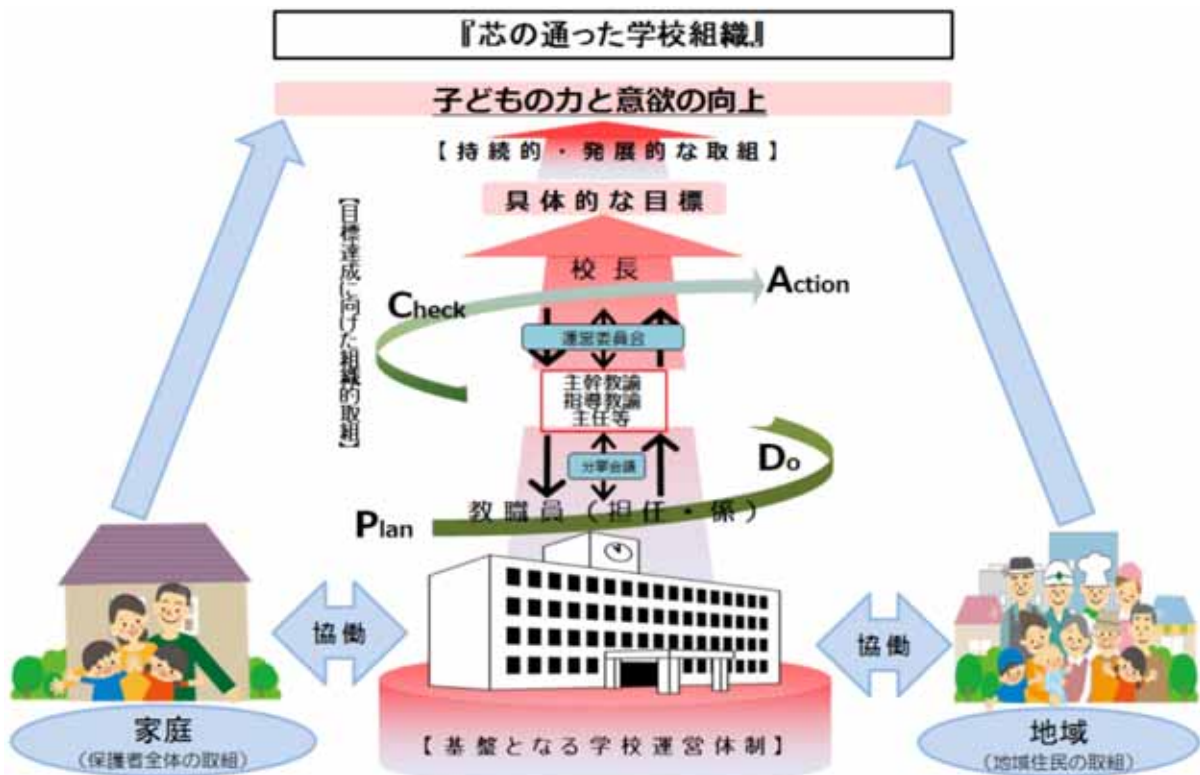
(2) 公共施設等総合管理計画・・・各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」として策定している。

信頼される学校づくりの推進

(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

■ 現状と課題

- ・ 校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を進め、その取組が定着しつつあるものの、全学校・全教職員に取組が浸透するまでには至っていないため、更なる取組の徹底が求められます。
- ・ 「芯の通った学校組織」づくりにあたって必要な学校マネジメントのツールを活用し、学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化することが求められます。
- ・ 学校の目標や方針を家庭・地域と共有するなど学校教育の透明性を確保しつつ、三者による連携・協働の下、目標達成に向けて組織的な取組を行う学校運営が求められています。
- ・ 少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、学校教育と社会教育が連携した、地域とともにある学校づくりが求められています。



■ 主な取組

学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

「芯の通った学校組織」の取組が全学校・全教職員に浸透するよう、学校マネジメントに係る取組の徹底・強化を図ります。

< 目標達成マネジメント >

- ・ 喫緊の学校教育課題に即した重点目標設定や検証可能で具体的な取組設定の徹底
- ・ 取組の発展と目標の向上に向けた短期の検証・改善サイクルの確立
- ・ 目標の全教職員での共有化や教職員評価システムとの連動の徹底

< 組織マネジメント >

- ・ 目標達成に向けた主任の業務・役割の明確化など、主任制度の活性化
- ・ 主幹教諭・指導教諭の配置促進を通じた組織体制の強化
- ・ 運営委員会の活用推進などによる学校の企画・立案機能の強化
- ・ 職員会議の役割の明確化の徹底

教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化

学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決のため、縦と横の関係を意識した「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。

- ・ P D C A サイクルを取り入れた組織的な授業改善の推進
- ・ 不登校対策をはじめとした学校全体での組織的な生徒指導の推進
- ・ 学校の重点目標や重点的取組を家庭・地域と共有し、目標達成に向けて三者連携の下、それぞれの取組を進める学校・家庭・地域の協働推進
- ・ 学校段階をまたぐ教育課題の解決に向けて「芯の通った学校組織」の取組を一貫して進めるための、小・中学校間、中・高等学校間等の連携推進
- ・ 分野横断的な教育課題の解決に向けた、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用や福祉・警察等関係機関との連携強化

地域とともにある学校づくりの推進

将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・ 既存校の成果・課題の検証を踏まえた、コミュニティ・スクールの普及推進
- ・ 「協育」ネットワークを活用した放課後や土曜日等の学習支援の充実
- ・ 授業支援や登下校の見守りなど、学校と地域のコーディネート機能の充実
- ・ 「おおいた教育の日」の取組などを通じた、学校教育と社会教育の連携強化

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16 % 中 13 %	H25	小 40 % 中 30 %	小 65 % 中 45 %
コミュニティ・スクールに指定された学校の割合	6.7 %	H26	35 %	50 %
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

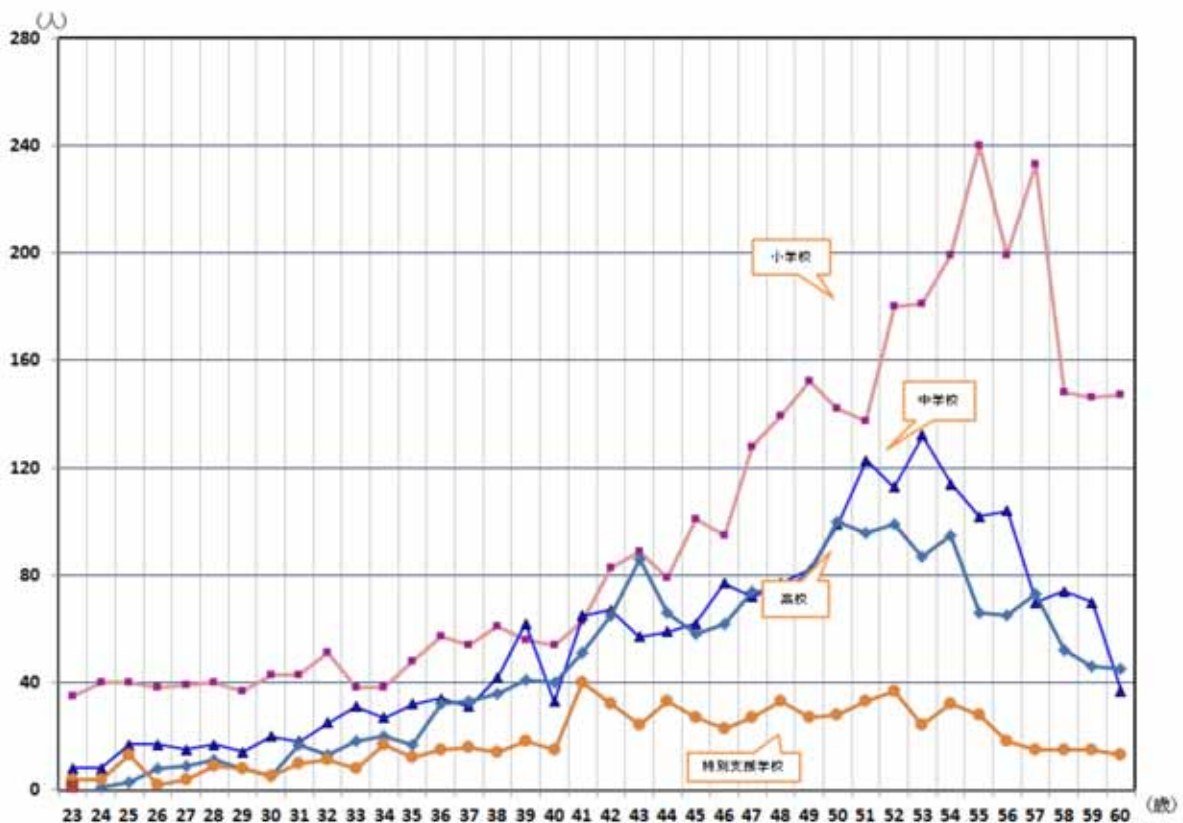
信頼される学校づくりの推進

(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上

■ 現状と課題

- ・ 今後10年間で教職員の約半数が定年退職を迎える中、本県の教育課題に対応できる人材の確保とともに、ベテラン教職員の持つノウハウの継承を図るなど若手教職員の計画的な育成が求められています。
- ・ 「芯の通った学校組織」の取組の深化を図る上で、管理職、主要主任等のモデルリーダーの養成とともに、学校教育課題への組織的な対応に向けた全教職員の意識の徹底が求められます。
- ・ 精神疾患で病気休職になる教職員は平成21年度をピークとして減少傾向にあるものの、在職者比では依然として高水準で推移しています。また、教職員定期健康診断の結果によれば有所見率が高く、中でも生活習慣病の予備軍が多く見られるため、特に若年層の生活習慣の改善が必要です。
- ・ 子どもの模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要があります。

公立学校教員の年齢分布(平成27年4月1日現在)



※1 平成27年4月1日現在在職者の平成27年度年齢(H26.4.1時点の年齢)による年齢別人数分布
 ※2 対象は、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭(充て指導主事も含む)

■ 主な取組

「教育県大分」を担う人材の確保・養成

子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を着実に推進するため、「教育県大分」を担う人材の確保・養成を図ります。

- ・ 求められる教職員像を踏まえた採用選考試験の実施・改善
- ・ 「大分県教育庁チャンネル」や県内外の教員養成機関等を通じた、教員志望者等への大分県教育に関する情報発信の強化
- ・ 多様な視点を取り入れた教員採用選考試験の実施による人材確保の推進
- ・ 学校マネジメント能力を有し、学校改革に取り組む意欲に富んだ管理職の養成
- ・ 管理職等の養成や教員免許取得・更新等における県内大学等との連携強化

求められる教職員像

求められる教職員像	着眼点	具体的内容
専門的知識をもち、実践的指導力のある人	専門性	・ 教科等に関する専門的知識 ・ 学習指導や生徒指導等に関する実践的指導力 等
使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人	人間性	・ 強い責任感や思いやりの心 ・ 教育公務員としてのより高度な規範意識 ・ 円滑に教育活動を進めることができる対人関係能力 等
柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人	社会性 創造性 たくましさ	・ 広い視野、柔軟な発想、企画力 ・ 困難なときにこそ常に創造力を発揮し、新しい課題に果敢に取り組む姿勢 等
学校組織の一員として考え行動する人	組織人としての自覚	・ 学校組織の一員として考え行動する姿勢 ・ 校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に組織として取り組む姿勢 等

資質能力の向上と適材適所の配置

教職員が意欲を持って業務を遂行でき、全県的な教育水準の維持向上にも資するよう、資質能力の向上と適材適所の配置を推進します。

< 資質能力の向上 >

- ・ 教職員のキャリアステージに応じた計画的・体系的な研修（OJT、Off-JT）の充実
- ・ 「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
- ・ 「教育県大分」の創造に向けた教育研究団体等の活用
- ・ 人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システム⁽¹⁾の効果的運用を通じた人材育成の推進

< 適材適所の配置 >

- ・ 教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
- ・ 小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
- ・ 学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置促進
- ・ 学級担任への正規教員の配置促進

校務環境の整備

教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、学校が組織として十全に機能するよう、校務環境の整備を推進します。

- ・「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組や「学校現場の負担軽減ハンドブック」の活用促進を通じた、学校における事務効率化や会議の縮減等の推進
- ・「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
- ・学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
- ・サービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の導入や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
- ・校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要な I C T 機器の計画的な整備

健康の保持・増進

教職員が教育活動に専念し、持てる資質能力を十分に発揮できるよう、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。

- ・「こころのコンシェルジュ⁽²⁾」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
- ・生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

服務規律の徹底

子どもの模範となるべき教職員の不祥事を根絶するため、服務規律の徹底を図ります。

- ・服務研修テキスト等を活用した研修の充実
- ・高い倫理観と厳しい自律心を持つ教職員の養成

目標指標

指標名	基準値	年度	目標値	
			H31 年度	H36 年度
主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 ⁽³⁾ 県立学校：全ての学校	小 25.0 % 中 75.0 % 高 5.9 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 ⁽³⁾ 県立学校：全ての学校	小 28.4 % 中 30.6 % 高 47.1 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
若年層（40歳未満）の定期健康診断有所見率	70.5 %	H26	65 %	60 %

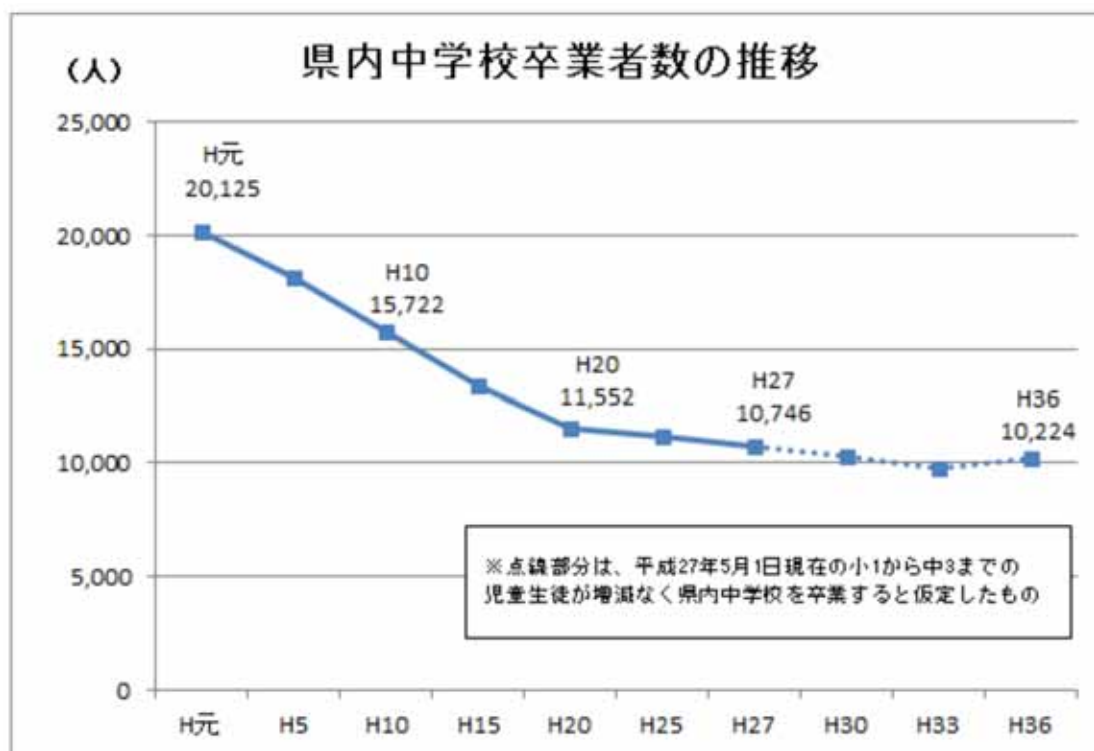
- (1) 教職員評価システム・・・学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。
- (2) こころのコンシェルジュ・・・教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。
- (3) 12学級未満の学校への配置にあたっては、市町村の状況や当該校の実情等を総合的に勘案する。

信頼される学校づくりの推進

(3) 魅力ある高等学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化の進展、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・生徒が未来に夢や目標を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上が求められています。
- ・地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくりを推進する必要があります。
- ・地方創生が大きな課題となる中、専門高校には、各分野における専門人材の育成を通じて地域産業の活性化に貢献する役割が、これまで以上に求められています。
- ・経済的な理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し、教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが求められています。



【出典】学校基本調査(文部科学省)

■ 主な取組

高等学校教育の質の確保・向上

生徒が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上を図ります。

< 共通 >

- ・校長のリーダーシップの下、魅力ある高等学校づくりに向けた組織的な取組の推進
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進

- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善

< 専門教育 >

- ・多様な学習ニーズや進路希望に応える専門教育の充実
- ・商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等との連携強化
- ・専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向け、他県との連携を含めた実習設備等の整備

特色ある高等学校づくりの推進

地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進します。

- ・コミュニティ・スクールの導入など地域と協働した学校の活性化
- ・市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
- ・地域産業界と連携した専門教育の充実など、地域を担う人材育成の推進
- ・地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討

修学支援の充実

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的理由によって修学が困難な高校生に対する修学支援を充実します。

- ・高等学校等就学支援金の支給による授業料負担の軽減
- ・低所得世帯への高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の給付による教育費負担の軽減
- ・優秀な生徒等で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の充実
- ・高等学校定時制・通信制課程への修学を促進するための「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」の貸与

目標指標

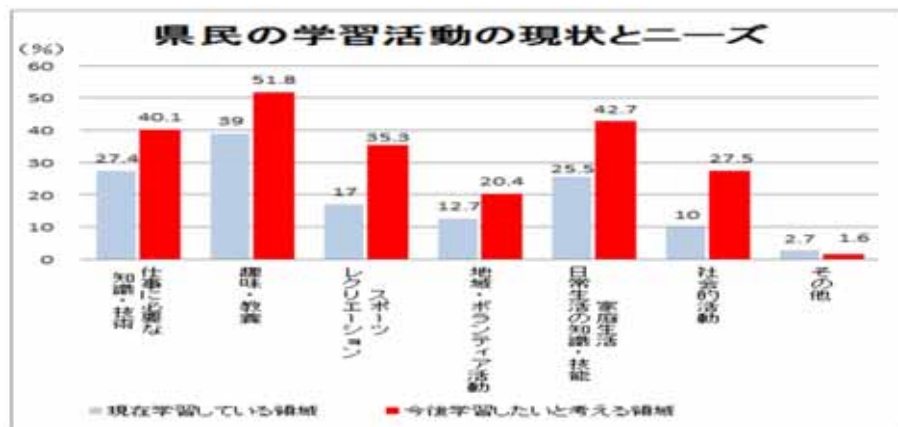
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
授業がわかると感じる生徒の割合 （再掲）	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 （再掲）	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

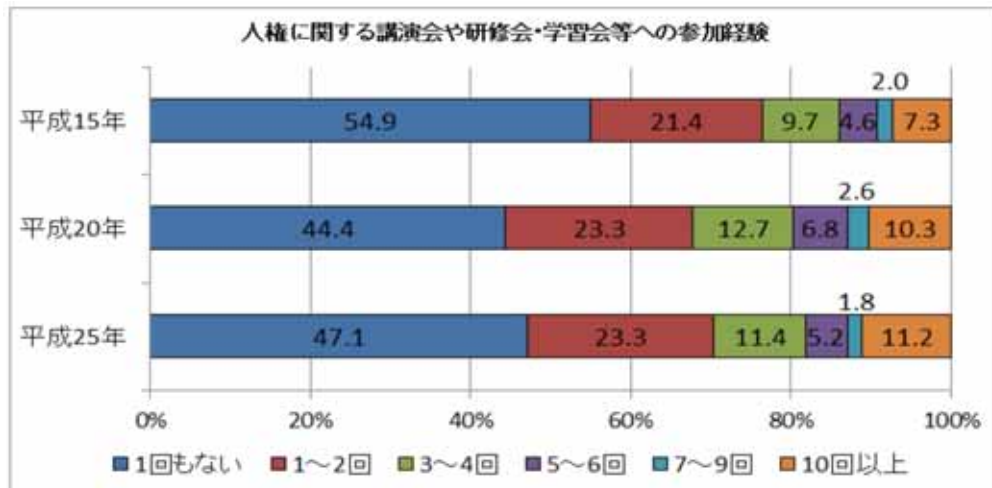
(1) 多様な学習活動への支援

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、また、地方創生の観点からも、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人ひとりの人権意識を高める学習の充実が求められます。
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会^(1)の活動等を通じた取組の強化が求められます。



〔出典〕県民及び教育行政職員の生涯学習に関する意識調査 (H22)



〔出典〕大分県人権に関する県民意識調査

■ 主な取組

多様な学習機会の提供と地域人材の育成

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供とともに、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成を推進します。

< 多様な学習機会の提供 >

- ・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供

- ・ 県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

< 地域人材の育成 >

- ・ 「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- ・ 自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
- ・ ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- ・ 公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進

多様な学びを支える環境づくりの推進

県民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、ICTの活用を含む社会教育施設の機能充実や社会教育の担い手養成など、多様な学びを支える環境づくりを推進します。

- ・ 県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能再編
- ・ 生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・ 郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
- ・ 社会教育主事など社会教育関係指導者の養成と資質向上
- ・ 市町村の公民館や公立図書館等の職員を対象とした研修の充実
- ・ 市町村主催の各種講座・研修等に必要講師情報等の提供

人権意識を高める学習の推進

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえ、大分県人権問題講師団⁽²⁾等を活用し、多様な人権課題に対応した学習機会の充実を図ります。

< 県民の主体的な学びへの支援 >

- ・ 県民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
- ・ 指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
- ・ 新たな人権課題に対応した人権学習の充実

< 人権尊重の地域づくりの推進 >

- ・ 地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
- ・ 大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・ 学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
公立図書館の利用者数	229 万人	H26	237 万人	245 万人
生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数	2.6 万件	H26	3.8 万件	5.0 万件
人権問題講師団の活用回数	320 回	H26	410 回	500 回

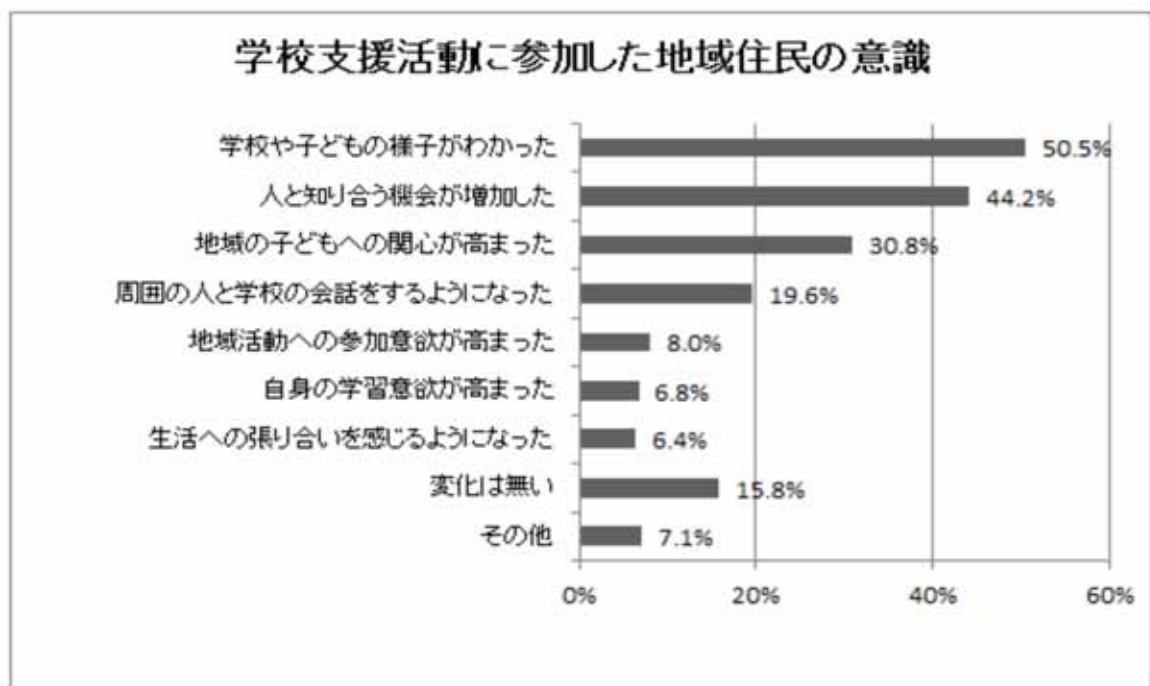
- (1) 大分県社会人権・同和教育推進協議会・・・県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。
- (2) 大分県人権問題講師団・・・県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(2) 社会全体の「協育」力の向上

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む新たな体制を整備する必要があります。
- ・ 保護者や地域住民等に対して「協育」ネットワークの取組の有用性を周知することにより、支援者の更なる拡大を図るとともに、「協育」で人と人の絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことが求められています。



【出典】学校、家庭、地域社会の「協育」ネットワーク構築の推進に関する意識調査 (H21)

(大分大学高等教育開発センター)

■ 主な取組

「協育」ネットワークの充実・深化

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした新たな体制整備を推進します。

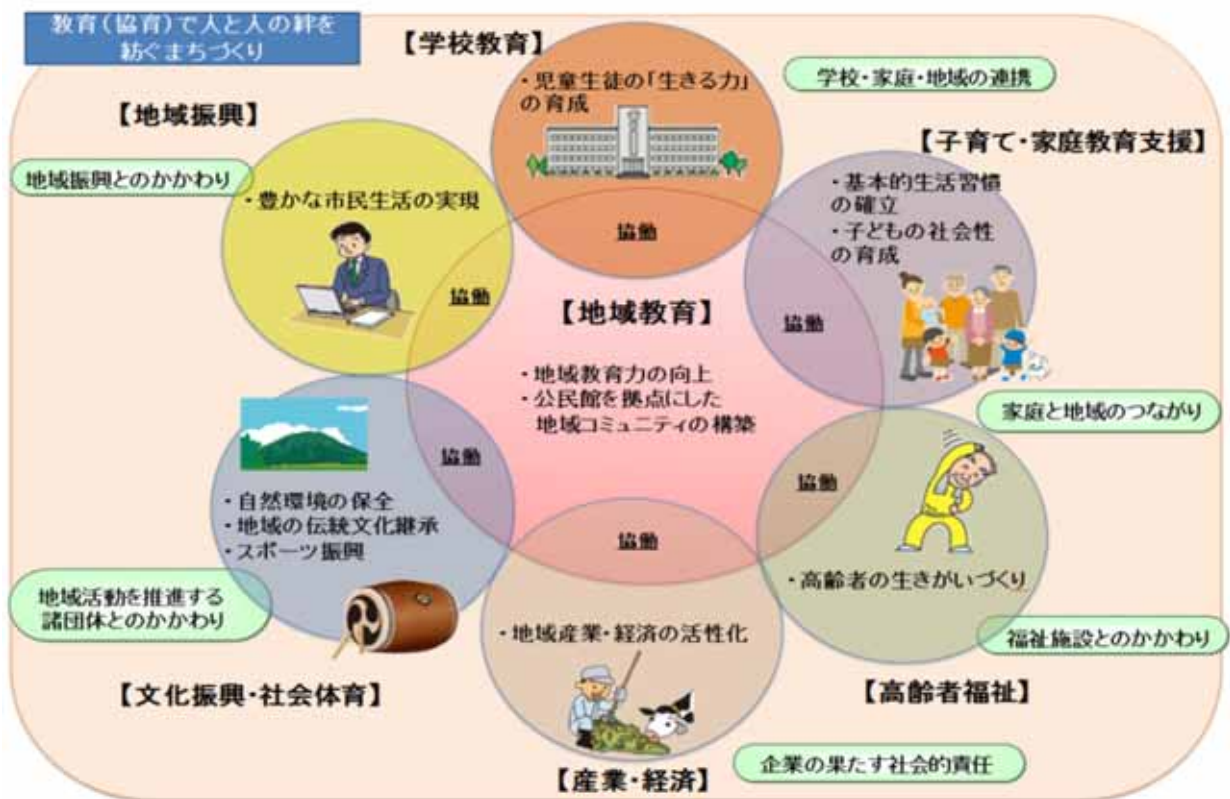
- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- ・ 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 「協育」ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化
- ・ 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

「協育」力を活かした地域活動の展開

「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて人と人の絆を紡ぐ取組を推進します。

- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実
- ・学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校の求めに応じた活動の推進
- ・地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o^(1)」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- ・地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ



目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8 万人	H26	9.3 万人	10.6 万人
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数（再掲）	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

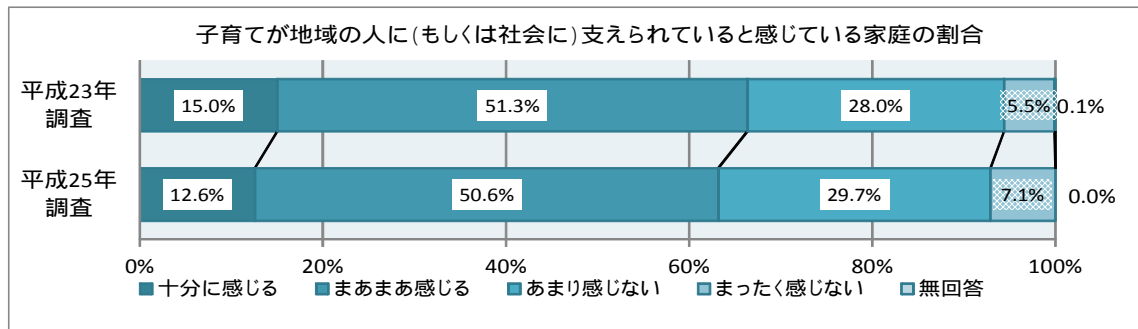
(1) O-L a b o・・・子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されています。
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対する継続的な支援が求められています。
- ・子育ての悩みや不安を抱え、周囲に相談できずに孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域社会全体で子育て家庭を支える取組が求められています。



【出典】こども子育て支援課調査

■ 主な取組

家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、家庭と地域をつなぐ支援体制の整備を推進します。

- ・公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
- ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
- ・家庭教育支援に携わる人材養成のための研修の充実
- ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、保護者に対する学習機会の提供を推進します。

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- ・家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数	1,913 人	H26	2,500 人	3,000 人

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

国・県指定文化財件数

平成27年4月現在

国指定・選定		県指定		合計
国宝	4	-	-	4
重要文化財	83	有形文化財	470	553
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	50	56
特別史跡	1	-	-	1
史跡	39	史跡	105	144
特別名勝	-	-	-	0
名勝	3	名勝	7	10
特別天然記念物	2	-	-	2
天然記念物	21	天然記念物	78	99
重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	1
重要文化的景観	3	-	-	3
選定保存技術	1	選定保存技術	0	1
合計	169	合計	725	894

■ 主な取組

文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・ 埋蔵文化財センターの移転整備による、収蔵品の適切な保存・管理の徹底
- ・ 市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・ 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 文化的景観や伝統的建造物群など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

文化財・伝統文化の活用

文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」の認定促進による地域の活性化
- ・教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・文化財を紹介する案内板等の整備・充実

文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実するとともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

< 学ぶ機会の充実 >

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体⁽¹⁾の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実

< 継承に向けた基盤整備 >

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や積極的な情報発信の推進

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
国・県指定の文化財数	894 件	H26	920 件	945 件
県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの利用者数	10.1 万人	H26	11.3 万人	11.5 万人

(1) 文化財愛護団体・・・身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。

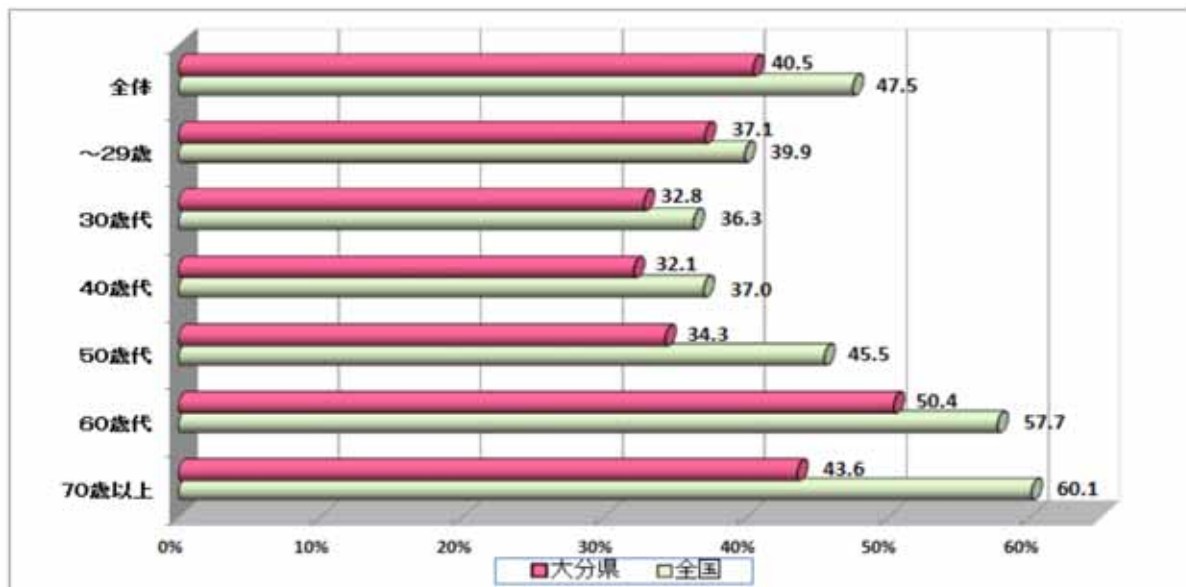
県民スポーツの推進

(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的な運動・スポーツ実施率（40.5%（平成25年度））は全国平均（47.5%（同））より低いため、運動・スポーツの実施に関する意識啓発が求められています。
- ・ 本県の運動・スポーツ実施率を見ると、ライフステージが上がるにつれて実施率が上昇しているものの働く世代の実施率が低く、中でもライフステージが上がるほど全国平均を下回る状況にあります。
- ・ 「県民のスポーツに関する実態調査」（平成25年度）の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、障害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。

成人の運動・スポーツ活動の実施状況



【出典】県民のスポーツに関する実態調査（H25）

■ 主な取組

ライフステージに応じたスポーツの推進

県民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進します。

- ・ 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
- ・ 地域人材の活用や発達段階に応じた指導の充実（子ども）
- ・ 職場と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実（働く世代）
- ・ 総合型地域スポーツクラブ⁽¹⁾を活用した健康教室や軽運動プログラムの充実（高齢者）

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

県民が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を推進します。

- ・総合型地域スポーツクラブへの加入促進
- ・市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
- ・クラブマネージャーや体力チェックサポーター等各種人材の育成・活用や拠点クラブの育成など、「広域スポーツセンター^(2)」による支援の充実
- ・「総合型クラブおおいたネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上

総合型地域スポーツクラブ一覧

平成27年4月1日現在

NO	ク ラ ブ 名	市 町 村 名	NO	ク ラ ブ 名	市 町 村 名
1	NPO法人開門元気クラブ	中津市(本郡馬塚町)	22	明ゆうクラブ	大分市(中津野地区)
2	NPO法人TMKチャレンジクラブ	豊後高田市	23	西の台ふれあい倶楽部	大分市(西の台校区)
3	NPO法人総合型地域スポーツクラブ グレートサラマング	宇佐市(院内町)	24	わさだ夢クラブ	大分市(植田校区)
4	わっしょいUSAクラブ	宇佐市	25	判田すこやか倶楽部	大分市(判田校区)
5	姫島ふれあいスポーツクラブ	姫島村	26	NPO法人滝尾百穴クラブ	大分市(滝尾地区)
6	NPO法人MAKK笑人クラブ	国東市	27	田野ふれあいクラブ	臼杵市(野津町)
7	NPO法人OKYさわやかスポーツクラブ	杵築市	28	下ノ江よろこぶクラブ	臼杵市(下ノ江地区)
8	日出町総合型地域スポーツクラブひまわりのたね	日出町	29	NPO法人エンジョイつくみ	津久見市
9	にこしんクラブ	別府市(西小学校区)	30	NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ	由布市(湯布院町)
10	あさみ川クラブ	別府市(南部地区)	31	みことスマイルインクラブ	由布市(庄内町)
11	はまふスポーツクラブ	別府市(亀川地区)	32	スポーツクラブHASAMA	由布市(扶間町)
12	南立エンジョイ倶楽部	別府市(西部地区)	33	みなみスポーツクラブ	佐伯市(南中学校区)
13	大平山湯の樹クラブ	別府市(大平山地区)	34	つるみ友クラブ	佐伯市(鶴見)
14	NPO法人七種の里Nクラブ	大分市(野津原)	35	本区ホタツビクラブ	佐伯市(本区)
15	ひしのみクラブ	大分市(金池校区)	36	竹田スポーツレクリエーションクラブ	竹田市
16	NPO法人川添なのほなクラブ	大分市(川添校区)	37	みえスポーツクラブ	豊後大野市(三重町)
17	NPO法人わかすく夢クラブ	大分市(東大分校区)	38	おがたいきいきスポーツクラブ ネスト	豊後大野市(緒方町)
18	NPO法人賀未来倶楽部	大分市(賀来校区)	39	朝地フレンドクラブ	豊後大野市(朝地町)
19	NPO法人おおみちふれあいクラブ	大分市(大道校区)	40	あまがせスポーツクラブ	日田市(天瀬町)
20	OZAI元気クラブ	大分市(大在地区)	41	堂里夢スポーツクラブ	玖珠町
21	みんなの明治クラブ	大分市(明治地区)	42	ここのえ“夢”クラブ	九重町

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	40.5 %	H25	50 %	56 %
総合型地域スポーツクラブの会員数	1.6 万人	H26	1.8 万人	2.0 万人

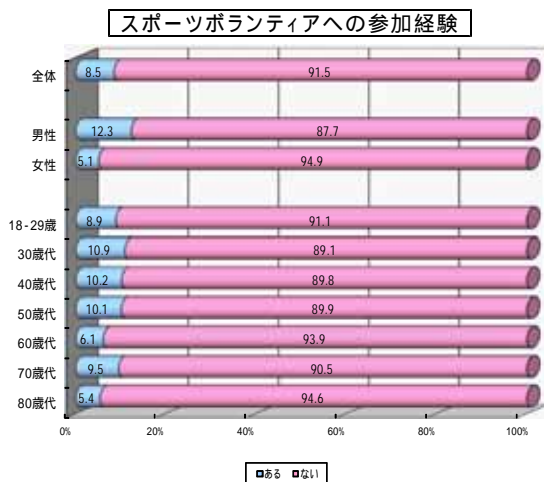
- (1) 総合型地域スポーツクラブ・・・学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。
- (2) 広域スポーツセンター・・・総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。

県民スポーツの推進

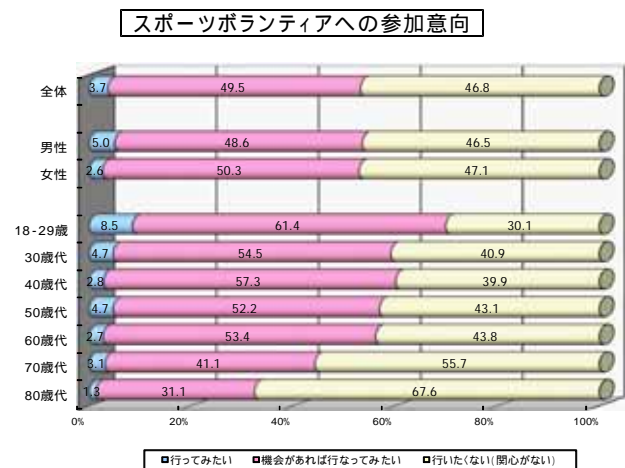
(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

■ 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々です。
- ・既存の県立屋内スポーツ施設の老朽化、大規模大会への対応が困難といった現状等を踏まえ、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実が求められています。
- ・公益財団法人日本体育協会公認の有資格指導者数（26年10月現在）は1,695人と全国的に見て少ない状況にあり、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要です。



【出典】県民のスポーツに関する実態調査 (H25)



【出典】県民のスポーツに関する実態調査 (H25)

■ 主な取組

「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

県民が多様な形でスポーツに親しむことができるよう、「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実を図ります。

- ・大規模大会の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- ・未経験者を対象とした研修会の開催や登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・スポーツ情報提供システムの構築など、県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実

スポーツ施設の整備・充実

大規模スポーツ大会の開催も含め、より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

- ・ 武道を中心として多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の整備
- ・ 利用者の幅広いニーズに対応したスポーツ施設の機能の充実
- ・ 地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化

多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成・確保や関係機関等との連携強化を図ります。

- ・ ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・ 福祉保健部等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・ 県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉保健部等関係部局や市町村との連携強化
- ・ スポーツ少年団などのスポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携強化
- ・ スポーツ医科学に基づく安全対策等に係る研究機関・医療機関・大学との連携強化

目標指標

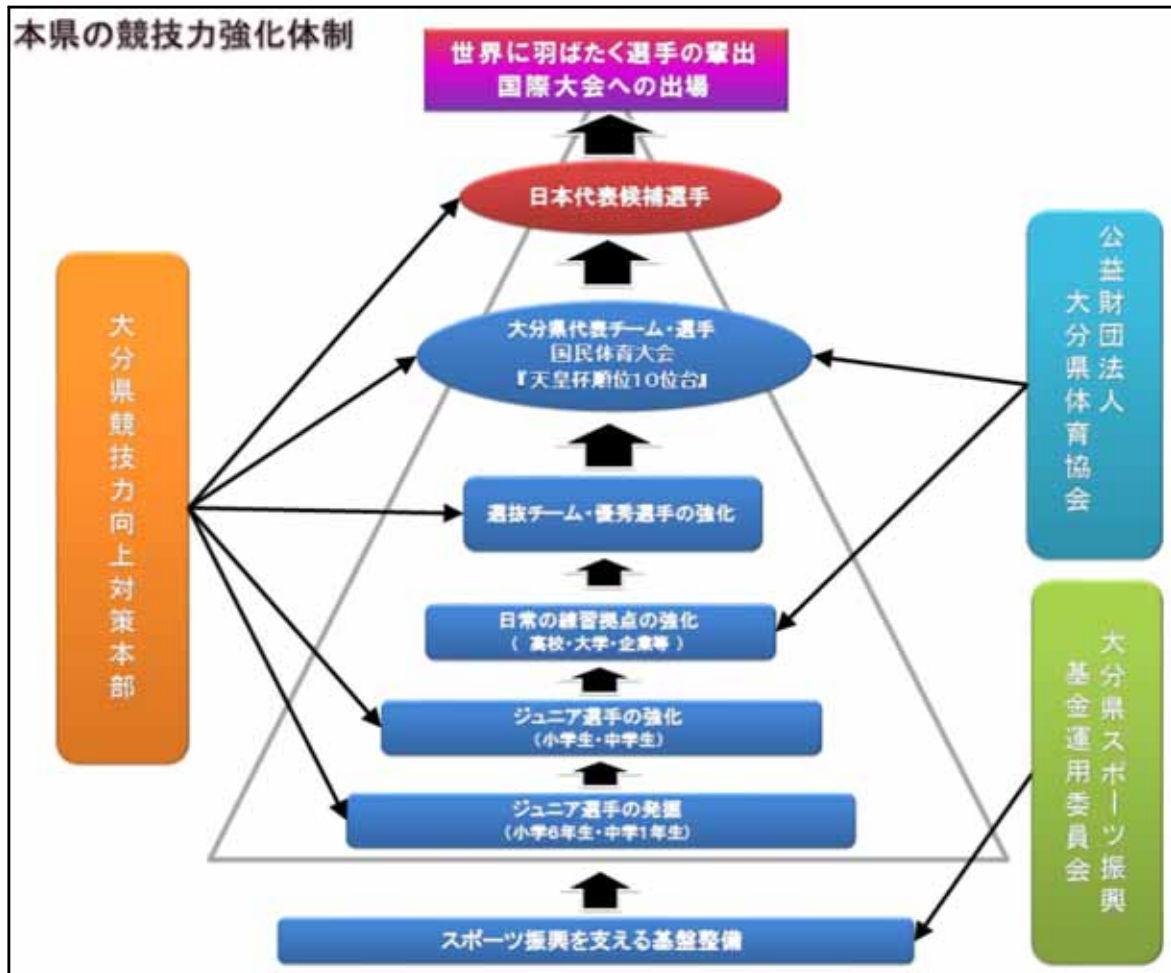
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
人口 1 万人当たりの公認スポーツ指導者登録数	14.5 人	H26	16.0 人	17.5 人

世界に羽ばたく選手の育成

世界に羽ばたく選手の育成

現状と課題

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019等の各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。
- ・ 国民体育大会の少年種別やインターハイ等における競技力の低下傾向に歯止めをかけ、競技力の向上を図る上で、優れた才能を持ったジュニア選手の発掘・育成・強化が必要です。
- ・ 国際大会等で活躍できるトップアスリートを輩出するためには、国民体育大会10位台の定着に向けた選手強化の上に、全国、そして世界で通用する優秀選手に対する支援を行うことにより、本県の競技力を向上・安定させることが必要です。
- ・ 平成20年の「チャレンジ！おおいた国体」での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、次代を担う卓越した指導者の養成・確保が求められています。
- ・ 本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会を目指すための仕組みづくりが求められています。



主な取組

ジュニア期からの一貫指導体制の確立

ジュニア期からの効果的な選手の育成・強化を図るため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制を確立します。

- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

優秀選手の育成・強化

国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や競技団体への支援を通じた、優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
- ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

競技力を支える人材の養成

国内外の大会での活躍に向けて本県出身選手の競技力を向上させるため、次代を担う卓越した指導者など競技力を支える人材の養成を図ります。

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医科学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
- ・「大分県競技力向上スーパーコーチ⁽¹⁾」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

競技力を支える環境の整備

優秀選手が必要な支援・協力を得て競技活動に専念できるよう、関係団体等との連携により競技力を支える環境整備を推進します。

- ・日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援システムの構築
- ・大分県体育協会をはじめ関係団体等との連携・協力による、最先端のスポーツ医科学の活用促進
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や「大分県教育庁チャンネル」などを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
国際大会出場者数	35 人	H26	40 人	45 人

- (1) 大分県競技力向上スーパーコーチ・・・全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。

第 3 章 計画の進行管理

計画の進行管理

1 計画の進行管理

計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつP D C Aサイクルを機能させる仕組みが必要です。

このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。その際、エビデンスに基づくP D C Aサイクルの重要性に鑑み、本計画の指標を含む客観的なデータを用いた効果検証に努め、点検・評価の実効性を高めるとともに、より有効な施策展開を図ることとします。

また、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて計画自体の適時適切な見直しも求められることから、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」の実施状況を勘案しつつ中間年を目途に計画の見直しを行うこととします。

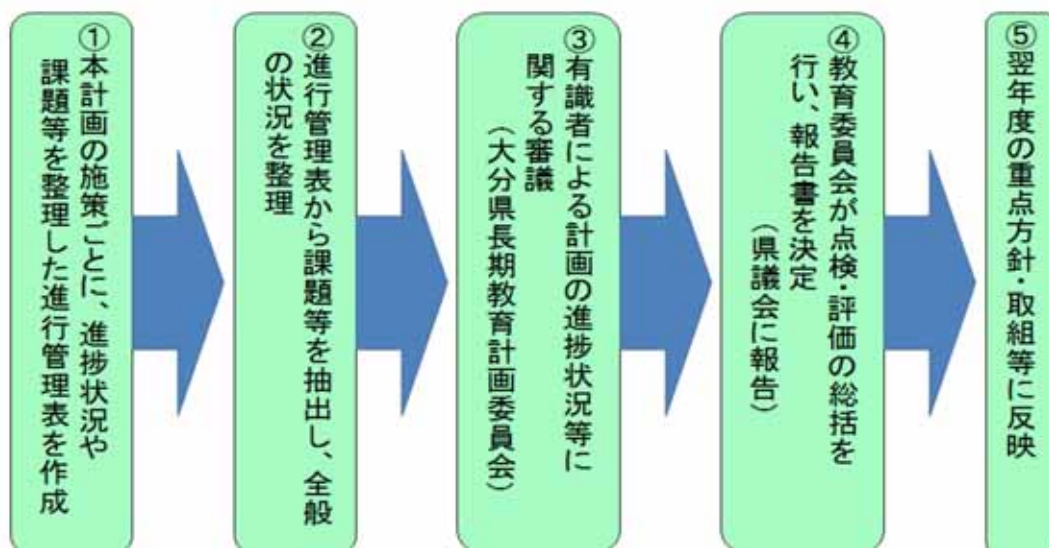
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 進行管理のフロー図



3 大分県長期教育計画委員会

教育の振興のための施策に関する基本的な計画（本計画）の策定及び当該計画に基づき推進する施策の達成状況を検証するため、大学関係者、PTA関係者、経済界など、各分野の第一線で活躍されている外部有識者で構成される「大分県長期教育計画委員会」を設置しています。

大分県長期教育計画委員会委員名簿

（平成28年1月現在）

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
内 田 猛	大分県小中学校長会協議会 会長	
大 山 直 美	大分エコセンター（株） 代表取締役	
木 戸 浩 久	大分県高等学校PTA連合会 会長	
久 保 田 貴 子	別府大学短期大学部 准教授	
佐 藤 晋 治	大分大学教育福祉科学部 准教授	
高 尾 悦 子	NPO法人賀来衆倶楽部 クラブマネジャー	
谷 口 勇 一	大分大学教育福祉科学部 教授	
橋 本 仁	大分日産自動車株式会社 取締役社長	
疋 田 啓 二	大分県PTA連合会 会長	
本 田 昌 巳	玖珠町教育委員会 前教育長	
三 浦 享 二	大分市教育委員会 教育長	
三 重 野 待 子	有限会社大分動物霊園メビウス 代表取締役	副委員長
宮 脇 和 仁	大分県立学校長協会 会長	
山 崎 清 男	大分大学教育福祉科学部 教授	委員長
横 山 研 治	立命館アジア太平洋大学 学長特命補佐	
渡 辺 恭 英	NPO法人大分県芸術文化振興会議 理事長	

（五十音順、敬称略）

【 参 考 資 料 】

用語解説

読み	用語名	解説	掲載ページ
アイ	IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略。世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。	3
アイ	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。	1,3,6 9,21,22 23,24,26 38,42
アズ	預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。	17
アツ	「あったかハート1・2・3」運動	不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取組を行うもの。 欠席1日目 = 電話連絡(励まし電話、安心電話、受診確認) 欠席2日目 = 電話か家庭訪問(安心電話、症状の具体把握) 欠席3日目 = 家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消) 欠席3日以上 = チーム支援(担任、養護教諭、関係教員、SC、関係機関連携)	31
アブ	アプローチカリキュラム	幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児(6歳児)を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。	17
アン	県民安全・安心メール	大分県が提供する、大雨や地震、津波などの気象警報や緊急情報等のメール配信サービス。	33
イイ	ESD	Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。	23
イジ	いじめゼロ子どもサミット	県内の小・中学生代表による「いじめのない学校づくり」に向けた発表や意見交換等を通して、いじめ防止に向けた気運を醸成し、いじめの未然防止を図ることを目的に開催する会議のこと。	29
イジ	いじめ対策連絡協議会	教育委員会、警察、福祉事務所等の関係機関が一堂に会して、いじめ問題に関する対策を協議し、解決に向けた情報の共有、連携を図る協議会のこと。	29
イジ	いじめ防止基本方針	いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。	28
イリ	医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。一定の研修を受けた介護職員等(教員を含む)であれば、一定条件の下に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる。	21
イン	イングリッシュ・キャンプ	県内勤務の外国語指導助手(ALT)等とともに、英語を用いて以下のような活動を行い、英語学習・英語使用の動機付けを図るために実施する合宿のこと。 【小学生】・自己紹介・海外の遊び・英語劇発表・企業人による講話 など 【中学生】・インタビュー・テスト・課題劇・英語で日記・英語で買い物体験 など	26
イン	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	7
イン	インターンシップ	学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動のこと。	19
ウン	運営委員会	管理職、主要主任等で構成される校内委員会で、校務に関する企画立案等を行う学校運営の中核となる組織。	35

読み	用語名	解説	掲載ページ
オオ	大分県教育庁チャンネル	学校現場で頑張っている教職員の姿、児童生徒の活動、地域の方による学校支援の様子など、先進的な取組や特色ある取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトYou Tubeに開設した専用チャンネル。	7
オオ	大分県競技力向上スーパーコーチ	全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。	53
オオ	おおいた教育の日	県民が一体となって、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成等を図るため、「おおいた教育の日条例」により、11月1日を「おおいた教育の日」と定め、その前後の期間に県内全域で様々な取組を行っている。平成17年度から実施しており、平成25年度からは年間テーマを決め、県内1市を主会場として推進大会を開催している。	7 35
オオ	大分県産業教育振興会	産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。	18
オオ	大分県社会人権・同和教育推進協議会	県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。	41 42
オオ	大分県人権問題講師団	県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。	42
オオ	OJT・Off-JT	OJTとは、On the Job Training の略で、職場内において、日常の職務を通して、必要な知識や技能、態度等を、組織的・計画的・継続的に高めていく人材育成のこと。 Off-JTとは、Off the Job Training の略で、職場を離れて行う人材育成のこと。	37
オオ	O-Labo	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。	44
ガイ	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacherの略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人等を指す。	26
ガク	学習指導要領・幼稚園教育要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定める、各学校等で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。 各学校等では、学習指導要領や文部科学省令で定められている年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校等の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。	4 16 32
ガク	学部主事	特別支援学校の各学部に着く職で、校長の監督を受けて各学部の校務をつかさどる。県立特別支援学校では当該学部の教諭を充てており、幼児児童生徒の生活指導や安全管理等の学部運営全般の業務を担っている。	21
ガク	学力向上支援教員	地域総ぐるみで戦略性のある学力向上の取組を展開しようとする市町村教育委員会に対して、主に域内の授業改善の推進を目的に加配している教員。平成27年度は18市町村に対し、小学校45名・中学校27名を配置している。	9
ガツ	学校警察連絡制度	警察と学校が情報交換・共有することにより、児童生徒の安全確保及び非行防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とした相互連絡制度のこと。大分県では、平成21年6月30日に県教育委員会と県警察本部との間で協定が結ばれた。	29
ガツ	学校現場の負担軽減プロジェクトチーム	県教育委員会が行っている業務等を見直すことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校現場の負担軽減を図ることを目的に、県教育委員会の本庁各課・室及び教育センターの代表者で構成している庁内組織のこと。	38
ガツ	学校支援センター	小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。	38

読み	用語名	解説	掲載ページ
ガツ	学校評価	学校教育法第42条に基づき、学校運営の改善に向けて、学校の目指す目標を設定し、目標達成のための取組や達成状況を評価するもの。学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態により行われる。	16 17 35 40
ガツ	学校防災アドバイザー	学校の避難訓練や危機管理マニュアルの見直しについて指導助言するために、県教育委員会が委嘱した学識経験者・元消防士・防災士などの防災分野の専門家。	33
ガツ	学校における人権教育の日常的な推進に向けて	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。	23
ガツ	学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される校内委員会。	15
カリ	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	9 16
カン	感染症情報収集システム	集団生活で、感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し早期対応をするための、学校欠席者の情報収集システムのこと。関係機関同士でリアルタイムに情報を共有でき、情報の一元管理が可能となる。	15
キキ	危機管理マニュアル	学校保健安全法第29条に基づき、学校において児童生徒の安全の確保を図るため、その学校の実情に応じて、危険等発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。危険の種類によって、「防災マニュアル」「不審者対応マニュアル」等と呼ばれる。	33
キケ	危険ドラッグ	大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれる、危険な違法ドラッグ。あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解させるため、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されることがある。	15
ギノ	技能検定	企業等で働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する試験のこと。県教育委員会では、特別支援学校高等部生徒を対象とした独自の技能検定を平成24年度から実施している。	21
キヤ	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育のこと。	18 19 21 44
キヨ	教職員評価システム	学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。	2 34 37
キヨ	教育支援センター(適応指導教室)	不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。	31
キヨ	教育庁所管施設保全計画	「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。	33
キヨ	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(「協育」)を推進するためのネットワークのこと。	7,12 35,43 44,45
ケン	県立高等学校授業改善実施要領	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を踏まえ、県立高等学校における組織的な授業改善を着実に実施するため、平成27年5月に県教育委員会が策定した要領。	9
ゲン	言語活動	各教科の目標の実現のために行われる記録、要約、説明、論述などの活動。これらの活動は、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的とされている。	9 26

読み	用語名	解説	掲載ページ
ケン	県立学校における政治的教養の教育に関する指針	「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月29日付文部科学省初等中等教育局長通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定した指針。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。	24
コウ	広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。	49
コウ	公共施設等総合管理計画	各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」(平成27年7月)として策定している。	33
コウ	高校改革推進計画	平成18年度～平成27年度を実施期間として、特色ある学校づくり、学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置、学校選択の拡大を目的として策定した、公立高校の再編整備等に関する計画。	2 4
コウ	高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)	高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金のこと。	40
コウ	高大接続改革	「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月文部科学大臣決定)に基づく、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の一体的な改革を指す。	1,4,8 18,39
コウ	高等学校等就学支援金	高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。	40
コウ	公認スポーツ指導者	各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導体制を確立するため、公益財団法人日本体育協会が資格認定する指導者のこと。	53
ゴウ	合理的配慮	障害者権利条約第2条で、「障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。障がい者に対し、例えば意思疎通を円滑に行うための配慮をしたり、慣行やルール、施設の仕様を変更したりすること、本人の申し出に応じた漢字の振り仮名付きテキストの提供、試験時間を延長することなどもこれに当たる。	7 21
ココ	こころのコンシェルジュ	教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。	38
コク	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)が与えられる。	26
コソ	子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域の子育て支援拠点のこと。	17
コド	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。	16
コド	子どもと本をつなぐ大人	子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。	12
コベ	個別の教育支援計画	障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方の下、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画のこと。	20 21

読み	用語名	解説	掲載ページ
コベ	個別の指導計画	障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等別あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。	20 21
コミ	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。	7 35 40
シド	指導教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法第37条第10項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。児童生徒の「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する「学びに向かう学校」づくりを推進し、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職と位置付けられる。	2 9 35 37 38
シヤ	社会教育主事	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員のこと。社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導・助言に当たる役割を担う。	42
シユ	就労支援アドバイザー	各学校の進路指導担当教員と連携し、在籍生徒の就労能力の発見や評価、各地域の企業のニーズ把握や企業の業務内容の分析、就労希望の生徒と企業とのマッチング等を主な業務とする職員のこと。県独自に県立特別支援学校に配置している。	21
シユ	主幹教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法37条第9項では、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる」と規定されている。「芯の通った学校組織」の取組推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職と位置付けられる。	2 35 37 38
シユ	主権者教育	社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。広義には「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育」とされるが、選挙権年齢の引き下げへの対応が求められる中で、特に政治的主体としての資質や能力を育む観点からは「政治的教養の教育」と同義的に用いられる。公職選挙法改正(平成27年6月)により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことなどを契機に、主権者教育(特に政治的教養の教育)の充実が求められている。	6 24
ジユ	授業改善スクールプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、各学校ごとに生徒の実態や現状に応じて作成された、学校の教育目標及び重点目標の達成に向けての授業改善計画。	9 40
ジユ	授業改善マイプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、授業改善スクールプランに基づき各教員が作成する計画。	9 40
シヨ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。	16
シヨ	障害者権利条約	国際連合総会で平成18年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている。	7
シヨ	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消の推進を目的に平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行される。	7

読み	用語名	解説	掲載ページ
ジヨ	情報活用能力	情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)、 情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)、 情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)、 から構成される力のこと。	3 22 23
ジヨ	情報モラル教育	情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段(ICT)をいかに上手に賢く使っていか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育のこと。	23
シン	芯の通った学校組織	学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。	2,3 34,35 36,37
ジン	人材バンク	学校や市町村教育委員会がグローバルに活躍する人物を招聘することができるよう、県教育委員会においてリスト化し、マッチングを図るもの。	26
ジン	人事管理システム	人事情報を一元的に管理し、組織的・継続的に利用できるシステムのこと。人事管理資料や人事異動事務のシステム化により統一的にデータ管理を行うことで、人事管理・異動事務の適正化、効率化、迅速化を図る。	2
スウ	スーパーグローバルハイスクール(SGH)	国際化を進める国内の大学、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分上野丘高等学校(平成26年度～)。	18 26 40
スウ	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取組を行う高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分舞鶴高等学校(平成17年度～)及び日田高等学校(平成23年度～)。	18 40
スク	スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。	29 31 35
スク	スクールサービスデー	県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象に、休館日を活用して、県立図書館が所蔵する多様な図書資料を使い、図書館ガイダンスや調べ学習などを体験することにより情報活用能力の向上を図る取組。	12
スク	スクールソーシャルワーカー	家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。	31 35
スタ	スタートカリキュラム	遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。	17
スポ	スポーツ医科学	スポーツを医学的(ドクター等)・科学的(トレーナー・栄養士等)な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用し、機能的能力の維持増進、競技力の向上を図ることを目的とするもの。	51 53
スポ	スポーツ少年団	公益財団法人日本体育協会に属し、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、主となるスポーツ以外にも、野外活動、地域行事への参加、奉仕活動などを行っているスポーツ団体。	51
スポ	スポーツ情報提供システム	誰もがいつでも運動に親しむことができるよう、居住地域の近隣のスポーツ施設、スポーツサークル、スポーツイベント等の情報をウェブ上で検索できるシステムのこと。	50

読み	用語名	解説	掲載ページ
セイ	青少年自立支援センター	青少年のニート・ひきこもり等を対象とした総合相談(電話相談、来所相談)を行う機関。相談を受け、内容に応じて関係機関や支援団体につなぐ。	31
セイ	生徒指導支援チーム	福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。	29
セイ	生徒指導の3機能	生徒指導は、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための力(自己指導能力)の育成を目指している。そのために、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。この3点は生徒指導の3機能と言われ、「分かる授業」の成立や一人ひとりの児童生徒の意欲的な学習の成立にも有効とされている。	9
セイ	性同一性障がい	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする障がいのこと。	22
セカ	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。	23
セン	専門高校	農業・工業・商業・福祉など職業に関する教育を行う高等学校。	19 39
ソウ	総合型クラブおおいたネットワーク	県内の総合型地域スポーツクラブで構成し、クラブ間の情報交換やクラブ交流会の開催、総合型クラブの理解を深める活動を実施している組織。	49
ソウ	総合型地域スポーツクラブ	学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。	14 48 49
ソシ	組織マネジメント	校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーである主任等が効果的に機能する学校運営体制を構築すること。	35
タイ	体育専科教員	学級担任が全ての教科を担当している小学校において、体育を専門的に指導する教員のこと。	14
タイ	体験的参加型人権学習	一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。身近な人権問題に関連付けさせていくことで人権感覚を高めることを目指している。	23 24
ダイ	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。	40
タテ	タテ持ち	一人の教員が複数学年を担当し、同一教科を担当する複数の教員で協同して授業づくりを行う仕組みのこと。3年間の見通しをもった指導が行いやすくなるのと同時に、教科担当者間で授業の進捗や内容の情報交換等を行うことにより互いを高め合い、学校全体の教科指導力の向上に資することが期待される。	10
チイ	地域人材育成協議会	地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。	18
チイ	地域不登校防止推進教員	県教育委員会が小・中学校の不登校児童生徒の減少を目的として、学校に配置している教員のこと。	31
ツウ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受けることを「通級による指導」と呼んでおり、こうした教育を行う場のことを指す。本県では、言語障がい、難聴、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)の児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。	20

読み	用語名	解説	掲載ページ
デイ	DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。	7
デエ	デートDV	DVは、Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。デートDVは高校生や大学生などの若年層の男女間における(交際相手からの)暴力のこと。	22
デジ	デジタル・アーカイヴ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。	47
ドウ	同和問題	日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、現代に至るまで様々な差別を受けている日本固有の人権問題。	7 22
トク	特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別な教育の場として設置する学級のこと。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱等の障がいのある児童生徒を対象としている。	20 21
トク	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育のこと。	7 20 21
トク	特別支援教育推進計画	本県の特別支援学校、幼・小・中・高等学校における特別支援教育を充実させることを目的として策定した総合的な計画。5ヶ年計画として、平成20年3月に第一次計画を、平成25年2月に第二次計画を策定した。	2
トク	特別支援教育支援員	幼・小・中・高等学校で、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等の学校における日常生活動作の介助や、学習活動上の支援を行う職員のこと。	21
ニジ	24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む本人や保護者等が、夜間休日に関わらずいつでも相談機関に相談できるよう、県教育委員会が運営する専用ダイヤル。	29
ニホ	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。平成27年4月24日に「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 - 」とのストーリーにより、咸宜園跡(日田市)が旧弘道館(茨城県水戸市)等とともに認定された。	47
ニホ	日本ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。	23
ネツ	ネットいじめ相談窓口	携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを受けた場合に相談できるよう、県教育委員会が運営する相談窓口。	29
ピイ	PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan) 実践(Do) 検証(Check) 改善(Action)の段階的な活動の循環のこと。	9 35
ファ	ファシリテーター	まとめ役、推進役と訳され、ワークショップ(体験的参加型学習)で、議長役だけでなく学習の素材となるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を担う人のこと。	42
フツ	フッ化物洗口	フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。	15
フリ	フリースクール	不登校の子どもを受け入れている民間の団体・施設のこと。	31

読み	用語名	解説	掲載ページ
プロ	プログラミング教育	自らのアイデアをどのようにすれば実現できるのか、論理的に考え、障害を取り除きながら協働し、実行していく力を養うため、コンピュータやプログラミングを使いこなすための基礎的な知識、技能、リテラシーを習得させる教育のこと。	23
ブン	文化財愛護団体	身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。	47
ブン	文化財保護指導委員	文化財保護法第191条の規定に基づき県教育委員会が委嘱する委員。県内の指定文化財の巡視、所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言、地域住民に対する文化財愛護思想に関する普及活動等を行う。	46
ホウ	放課後チャレンジ教室	放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う教室のこと。	35 44
マナ	学びに向かう力	今後の社会の変化を見据えながら、他者と協働し、新しい価値を創造する人材を育成する観点から求められる資質・能力の一つ。具体的には、意欲・集中力・持続力・協働する力等。	9
マナ	学びに向かう学習集団	児童生徒一人ひとりの「学びに向かう力」(意欲・集中力・持続力・協働する力など)が、規律ある落ち着いた雰囲気の下で十分発揮されて学習が展開されるとともに、その学習活動を通して、「学びに向かう力」がさらに向上していく発展的な学級、学年、学校等の集団。	9 26
マナ	まなびの広場おおいた	県が運用する県民のための生涯学習情報提供システムの呼称。学習情報の収集と提供、利用者の学習相談を行っている。	42
マモ	まもメール	大分県警察が提供する、地域の安全に関する情報等のメール配信サービス。	33
メン	メンタルダウン	ストレスにより心身の不調をきたすこと。	38
モク	「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き	学校の重点目標に基づく授業改善テーマを設定し、PDCAサイクルを機能させることで授業改善を組織的に行うことを目的に、平成27年3月に県教育委員会が策定した手引き。	9
モク	目標達成マネジメント	学校の目標や取組を重点化・焦点化し、その達成に向けて学校全体で短期の検証・改善を繰り返すこと。	34
モン	問題解決的な展開の授業	児童生徒が、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習し、学びの成果等を表現する展開の授業。多くの場合は、1時間あるいは数時間のまとまりのある授業の中で、「課題設定 情報収集 情報の整理・分析 まとめ 発信・交流」という流れで展開される。	9 26
ユウ	有所見率	定期健康診断を受診した教職員のうち、診断結果において「要経過観察」以上の異常があるとされた者の占める割合。	36
ユニ	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等人々の様々な特性や違いを超えて、最初から全ての人々が利用しやすく、そして全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。	7
ユネ	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。	23
ユネ	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。	23 27
リユ	留学フェア・留学ガイド	留学に関する事業説明や留学経験者による体験報告、留学斡旋団体による個別説明の機会を設けるもの。また、そうした内容を示したガイドブックのこと。	26

第 四 号 議 案

文化財の指定並びに選定保存技術の選定及び保持者の認定について
 次のように、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定するとともに、大分県選定保存技術を選定し、及び同技術の保持者を認定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項、第三十五条第一項並びに第四十条の二第一項及び第二項の規定により、議決を求める。

平成二十八年二月九日提出

大分県教育委員会教育長 工 藤 利 明

(その一)

種 別	名 称	員 数	時 代	内 容
有形文化財 (彫刻)	木造釈迦如来坐像	一 軀	鎌倉時代末期 南北朝時代 (十四世紀前半)	中央の仏師により制作され、鎌倉時代末期に戸次荘地頭の戸次氏が創建した長興寺に伝わる松材寄木造の彩色像 像高 一三九・五センチメートル 膝張 一一八・三センチメートル
有形文化財 (建造物)	日出城隅櫓(鬼門櫓)	一 棟	江戸時代後期	日出城本丸の北東隅に位置する櫓で、禍が入るとされる北東の鬼門に位置するとともに、櫓の北東隅を欠く特異な構造を持つ。 二重二階櫓 入母屋造 本瓦葺 床面積 九八・二一平方メートル 速見郡日出町字二ノ丸二六〇二番一 日出町所有

有形文化財 (考古資料)			
袋 龍頭遺跡出土編	佐知遺跡十七号 遺構出土品	猪野遺跡出土銅 矛	
四点	四六点	一口	
縄文時代後期 前葉	鎌倉時代(十 三世紀)	弥生時代中期 末(後期初頭 (紀元前後))	
大分県(大分県教育庁埋蔵文化 一九七七)	大分県(大分県教育庁埋蔵文化 財センター)所有 杵築市山香町大字野原に所在す る龍頭遺跡の縄文時代後期前葉 の貯蔵穴から出土した縄目編み と網代編みの編袋 大分市大手町三丁目一番一号 (大分市大字中判田字ビワノ門 一九七七)	大分市猪野に所在する猪野遺跡 の第六次調査区南西隅で検出し た銅矛埋納遺跡から出土した中 広形銅矛の完形品 全長 七九・九センチメートル 重量 一・五一キログラム 大分市荷揚町二番三一号(大分 市大字国分九六〇番地一) 大分市(大分市歴史資料館)所 有	大分市猪野に所在する猪野遺跡 の第六次調査区南西隅で検出し た銅矛埋納遺跡から出土した中 広形銅矛の完形品 全長 七九・九センチメートル 重量 一・五一キログラム 大分市荷揚町二番三一号(大分 市大字国分九六〇番地一) 大分市(大分市歴史資料館)所 有

史 跡		種 別	(その二)	
杵築城跡(藩主御殿跡)		名 称	時 代	内 容
近世	六郷山夷岩屋の寺社境内	実相寺古墳群	古墳時代後期 終末期(六世紀後半) 七世紀初頭)	平成二十五年三月十五日の指定以降、調査によって、墳丘規模や墳丘形態、築造年代等を明らかにできる重要な遺構が包蔵されている地点が判明した。 別府市大字北石垣字天神畑一五三二番一 滋野日出人、滋野哲夫
平安時代末期	六郷山夷岩屋の寺社境内	実相寺古墳群	古墳時代後期 終末期(六世紀後半) 七世紀初頭)	六郷山寺院の一つの「夷岩屋」の中核的な坊が寺院化したもので、岩屋を中心に寺社が形成され、古代から近世に及ぶ遺跡が集中 豊後高田市夷字中川原一〇一五番、一〇二七番、一〇二八番、一〇二九番、字宮ノ本一〇三〇番、字影平二三四六番一、二三五四番一、二三五七番一、二三五九番一 霊仙寺、六所神社、實相院、内田秀夫
杵築市大字杵築字本丸一番、一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、二番一、二番二、二番三、字ツルノ二八二番、三番一、三番二、字ムマヤ四番二、四番四、四番七、四番八、字多門	杵築市大字杵築字本丸一番、一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、二番一、二番二、二番三、字ツルノ二八二番、三番一、三番二、字ムマヤ四番二、四番四、四番七、四番八、字多門	杵築城跡(藩主御殿跡)	近世	十四世紀末の築城後、十七世紀に北麓に造られた屋敷であり、藩主の日常生活の場であり儀式、政務の場である御殿跡の重要な遺構が残存

財センター)所有

永山城跡			
近世			
六番三、六番四、六番五、六番七 杵築市、杵築神社、養徳寺 十七世紀初頭に築城され、永山布政所 が築かれるまでの約四十年間日田支配 の中心であった城郭で、石垣や建物礎 石など重要な遺構が残存 日田市丸山二丁目一番、二番一、二番 二、六番、七番一の一部及びこれらの 地域内に介在する里道 日田市、月隈神社			

(その三)

種 別	名 称	保 持 者	内 容
選定保存技術	屋根桧皮づくり及び屋 根桧皮葺きの技術	山香 正	日本古来からの伝統的な屋根葺 き手法で、文化財の保存のため に欠くことのできない技術であ り、保持者は桧皮葺きとともに 桧皮を整形する桧皮づくりの技 術も保有する大分県唯一の職人 昭和二十四年一月十一日生まれ 宇佐市大字北宇佐一五五一番地

提案理由

大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定するとともに、大分県選定保存技術を選定し、及び同技術の保持者を認定したいので提案する。

ひじょうすみやぐら きもんやぐら
 1. 日出城隅櫓 (鬼門櫓) 有形文化財 [建造物]

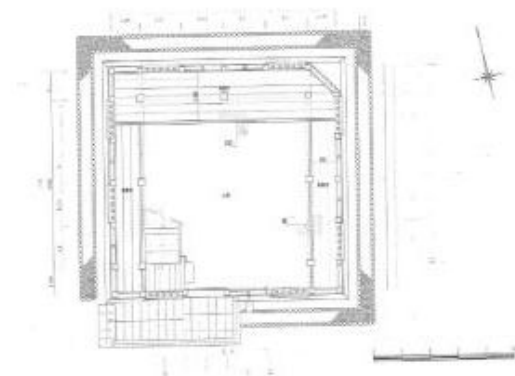
所有者 日出町	所在地 速見郡日出町字二ノ丸 2 6 0 2 番 1
時代 江戸時代後期	床面積 98.21㎡
日出城本丸の北東隅に位置する二階建の櫓です。 禍が入るとされる北東の鬼門に位置するとともに、櫓の北東隅を欠く特異な構造で、全国的にも珍しい造りになっています。明治時代の日出城破却の際に個人所有となり移築されましたが、平成20年に日出町が寄贈を受け、現在地への移築を兼ねた保存修理工事を行いました。その際に確認できた部材から江戸時代後期の建築であることがわかりました。	



北東側から



南西側から



2 階内部

2. ^{もくぞうしゃかによらいざぞう}木造釈迦如来坐像 有形文化財 [彫刻]

所有者 長興寺	所在地 大分市大字松岡5743番地
時代 鎌倉時代末期～南北朝時代	寸法 像高139.5cm 膝張118.3cm
<p>長興寺仏殿の本尊で、^{ひのき}松材で作成した部材を組み合わせる寄木造の釈迦如来像です。頭部は両耳後ろで2材を前後で合わせ、^{たいいぶ}軀部は前面と背面の2材に両肩から各側面材を接合して構成されています。目には水晶製の玉眼を、白毫には水晶を嵌めています。強く弧を描く眉に厚めの^{まぶた}瞼、眼光鋭い切れ長の眼など、鎌倉時代の彫刻の特徴がうかがえる作品で、優れた意匠から、中央の仏師の作といえます。</p>	

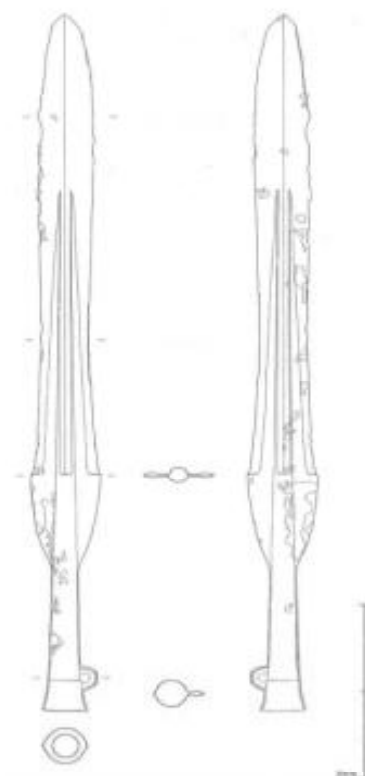


3. ^{いのいせきしゆつどうほこ} 猪野遺跡出土銅矛 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分市	所在地 大分市大字国分 9 6 0 番地 1
時 代 弥生時代中期末～後期初頭	寸 法 全長 79.9cm 重量 1.51kg
<p>大分市猪野の猪野遺跡第 6 次調査区の遺構から出土した青銅製の中広形銅矛です。 刃の部分は、さらに細く見せるために鑄造後に刃潰しされて刃の端が厚くなっています。 当時の村のはずれに、刃をやや上向きに斜め 45° の角度で埋められており、村全体をまとめるためのマツリに使用されていたことがわかります。大分県内では、発掘調査で完全な形で発見された初めての事例となります。</p>	



銅矛出土状況



銅矛実測図

4 . 佐知遺跡 17号遺構出土品 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分県	所在地 大分市大字中判田字ビワノ門1977
時代 鎌倉時代	点数 46点
<p>中津市三光佐知の佐知遺跡の17号遺構から出土した遺物の一括資料です。 出土品が発掘された17号遺構からは、龍泉窯青磁碗や土師器の小皿の他に、太刀や腰刀、鉄製の鏃などの武具と一緒に人骨も発見されたことにより、男性を埋葬した墓であることがわかりました。出土品の種類・量ともに豊富で県内でも希有な例であり、鎌倉時代の埋葬習俗を知ることができる貴重な事例です。</p>	



佐知遺跡 17号遺構
出土品



佐知遺跡 17号遺構

5 . 龍頭遺跡出土編袋 有形文化財 [考古資料]

所有者 大分県	所在地 大分市大字中判田字ビワノ門1977
時代 縄文時代後期前葉	点数 4点
<p>杵築市山香町大字野原の龍頭遺跡の縄文時代後期前葉の貯蔵穴から出土した編袋です。 ツル植物等で編まれており、4点のうち3点は、縦方向の軸材と横方向の編み材で編み込む縄目編み技法で成形されており、もう1点は、軸材と編み材を交互に編み込む網代編み技法で成形されています。保存状態も大変良く、縄文時代の編袋の製作技法を解明する上で学術的価値が高いものです。</p>	



S K 5 2 出土編袋



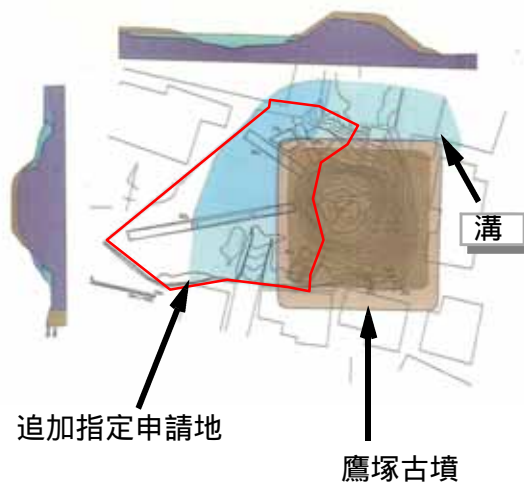
S K 4 出土編袋

じつそうじこふんぐん
 6 . 実相寺古墳群 史跡【追加指定】

所有者 滋野日出人・滋野哲夫	追加指定地 別府市大字北石垣字天神畑 1 5 3 2 番 1
時 代 古墳時代後期～終末期	領 域 5 3 2 . 2 3 m ²
<p>実相寺山と春木川に挟まれた、標高 5 6 m 前後の扇状地に所在する太郎塚古墳・次郎塚古墳・鷹塚古墳から構成される古墳群です。大分県下で最大級の規模を持つ古墳時代後期から終末期の古墳群として、平成 2 5 年 3 月 1 5 日に県指定史跡に指定されました。</p> <p>このたび、調査により、鷹塚古墳（一辺約 2 7 m）の墳丘規模や墳丘形態を明らかにできる重要な遺構が存在する地点が判明し、その箇所を保護する必要から追加指定を行うものです。</p>	



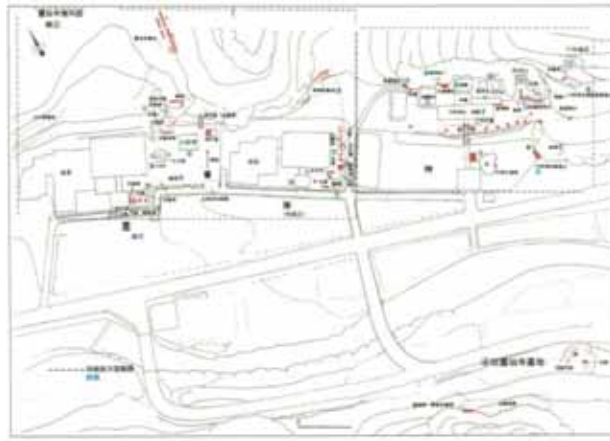
実相寺古墳群



鷹塚古墳の西側

ろくごうさんえびすいわやのじしやけいだい
 7. 六郷山夷岩屋の寺社境内 史跡

所有者	霊仙寺・六所神社・實相院・内田秀夫		
指定地	豊後高田市夷字中川原 1 0 1 5 番 他 8 筆		
時 代	平安時代末期～	領 域	3 3 , 3 5 4 m ²
<p>古文書に見える六郷山の一つ「夷岩屋」の中核的な坊が寺院化したものです。 六所神社の後背の岩屋を中心に寺社が形成されていったと考えられます。指定予定地には、六郷山の寺院活動を示す、古代から近世に及ぶ遺跡が集中しています。また寺社の前を流れる竹田川を挟んだ対岸には中世の夷岩屋の僧侶たちの墓所が残り、川を挟んで寺社と墓所の空間が分かれることが夷岩屋の特色となっています。</p>			



霊仙寺



實相院



六所神社奥の院

8 . 杵築城跡 (藩主御殿跡) 史跡

所有者 杵築市・杵築神社・養徳寺	指定地 杵築市大字杵築字本丸1番 他19筆
時代 近世	領域 19,281㎡
<p>14世紀末に築城され中世は木付氏の居城でしたが、近世は細川氏のものとなり、北麓に屋敷が構えられ、その後、小笠原氏・松平氏が藩主となりました。発掘調査で、御殿長屋、雨落ち溝、玄関門、台所門、桜馬場などの遺構が確認されました。藩主の日常生活の場であり、儀式や政務の場である「御殿跡」の残存は全国の中では少なく、諸施設が一体として残っていることも珍しく、極めて貴重な遺跡・遺構です。</p>	



台山・藩主御殿



赤実線が県指定申請地



御殿長屋跡

ながやまじょうあと
9 . 永山城跡 史跡

所有者 日田市・月隈神社	指定地 日田市丸山二丁目1番 他4筆
時代 近世	領域 32,335.32㎡
<p>日田市花月川右岸の独立丘陵にある平山城で、17世紀初頭に小川光氏が築城し、石川忠総の日田藩時代を経て、代官地支配となつて布政所が築かれると廃城となりました。石垣は改修の過程が理解でき、積み石の野面の河原石利用より日田の建築技法の特徴を示します。本丸跡では、建物礎石や瓦葺き大手門が存在したことが確認されました。また、文献や絵図と発掘調査の結果が一致していることも大きな特徴です。</p>	



永山城跡と
豆田町全景



永山城跡全景と
永山布政所跡



大手石垣



指定申請地
保護すべき範囲

10. やね ひわだ やね ひわだ ぶ き 屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術 選定保存技術

保持者 山香 正 <small>ひのき</small>	所 在 宇佐市大字北宇佐 1 5 5 1 番地
<p>屋根桧皮葺きは、桧の樹皮を用いて施工する日本の古来から伝わる伝統的な屋根葺手法の一つで、各地の国宝・重要文化財建造物でとられています。また、桧皮づくりは、桧皮<small>かわこしら</small>の皮 拵えとよばれ、桧皮葺きにつかわれる桧皮の厚さを揃えて整形する技術です。</p> <p>山香正氏は現在の宇佐市に生まれ、桧皮葺職人として永年全国各地で活動する中で、桧皮葺きとともにこけら葺きや桧皮づくりの技術も習得し、約 50 年にわたり京都御所・清水寺・宇佐神宮本殿の修理工事に桧皮職人として携わってきました。文化財の保存のために欠くことのできない技術及び技能を有した大分県で唯一の職人です。</p>	



整形された桧皮



桧皮づくり



桧皮づくりの道具



桧皮葺き

平成 27 年度「大分県指定文化財」の指定について

1 「大分県指定文化財」の指定の手続き

(大分県文化財保護条例〔昭和 30 年 4 月 1 日条例第 12 号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、県内に所在するもののうち重要なものを条例によって指定することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定にあたり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定の過程

- ・ 市町村教育委員会が域内の候補物件について県教育委員会に進達。[6 月]
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。[8 月 11 日]
- ・ 第 1 回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。[8 月 11 日]
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。[8 ~ 11 月]
- ・ 第 2 回審議会において、所見書をもとに指定について協議。[12 月 25 日]
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。[1 月 19 日]
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、新指定文化財を議決。【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定)。

3 「大分県文化財保護審議会」

(大分県文化財保護審議会条例〔昭和 50 年 12 月 25 日条例第 44 号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、委員 25 名以内で組織され、現在 17 名の委員が委嘱されています。
- ・ 委員は教育委員会から「大分県指定文化財」の諮問があった文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 平成 27 年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定・選定すべきと判断されたもの 10 件

有形文化財 [建造物]	日出城隅櫓 (鬼門櫓)
有形文化財 [彫刻]	木造釈迦如来坐像
有形文化財 [考古資料]	猪野遺跡出土銅矛
有形文化財 [考古資料]	佐知遺跡 17 号遺構出土品
有形文化財 [考古資料]	龍頭遺跡出土編袋
史跡	実相寺古墳群 平成 25 年 3 月 15 日指定の追加指定
史跡	六郷山夷岩屋の寺社境内
史跡	杵築城跡 (藩主御殿跡)
史跡	永山城跡
選定保存技術	屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術

大分県文化財保護審議会委員名簿

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

選出分野	氏 名	性	役 職 等	備 考
考古(先史)	武 末 純 一	男	福岡大学教授	
考古(古代)	下 村 智	男	別府大学教授	
歴史(中世)	飯 沼 賢 司	男	別府大学教授	
歴史(近世)	豊 田 寛 三	男	別府大学学長	会 長
歴史(外交)	鳥 井 裕美子	女	大分大学教授	副会長
建築(社寺)	伊 東 龍 一	男	熊本大学教授	
建築(民家)	岸 泰 子	女	九州大学准教授	
石造文化財	小 泊 立 矢	男	元県立先哲史料館副館長	
彫刻・工芸	渡 辺 文 雄	男	元別府大学教授	
美術・工芸	吉 住 磨 子	女	佐賀大学教授	
文化財保存	篠 崎 悠美子	女	別府大学教授	
民俗文化財	段 上 達 雄	男	別府大学教授	
動 物	土 肥 昭 夫	男	元長崎大学教授	
植 物	小 田 毅	男	別府大学非常勤講師	
地 質	千 田 昇	男	大分大学名誉教授	
観光振興	桑 野 和 泉	女	ツーリズム大分副会長	
普及・啓発	海 原 みどり	女	OBSラジオ局アナウンス部部长	

大分県指定文化財指定件数

分 類	現在数	新指定	指定後	備 考
有形文化財	470		475	
建造物	206	1	207	日出城隅櫓
美術工芸	264	4	268	木造釈迦如来坐像・猪野遺跡出土銅矛 佐知遺跡17号遺構出土品・龍頭遺跡出土編袋
無形文化財	2		2	
民俗文化財	63		63	
有形民俗	13		13	
無形民俗	50		50	
史 跡	105	3	108	六郷山夷岩屋の寺社境内・杵築城跡・永山城跡 実相寺古墳群は追加指定
名 勝	7		7	
天然記念物	78		78	
動 物	7		7	
植 物	66		66	
地質鉱物	5		5	
選定保存技術	0	1	1	屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術
総 計	725	9	734	

中学校学力向上対策プロジェクト会議の経緯と今後の予定

【設置の目的】 伸び悩んでいる県内中学生の学力について、教育関係者に広く意見を求め、問題を深く掘り下げて、改善の方向性を明らかにする。

【これまでの経過】

H 27年 9月 2日

第1回 学力向上対策プロジェクト会議

出席者 プロジェクト会議委員(県教委関係者のみ)

内容

成果が上がっている中学校の特徴
 成果が上がっている市町村や都市教科部会の特徴
 課題のある学校や伸び悩んでいる市町村教科部会に見られる状況
 対策案

プロジェクト会議委員(33名)

- ・校長(6名)
- ・教諭(6名)
- ・市町村教育委員会指導主事(6名)
- ・教育事務所次長兼指導課長(6名)
- ・教育センター教科研修部主幹
- ・教育改革・企画課改革企画班参事
- ・教育人事課小中人事班参事
- ・義務教育課(6名)

H 27年 9月 14日

第1回学力向上検証会議

出席者 各市町村教育委員会学校教育主管課長

内容

H26年度間の取組と今後の学力向上対策について
 ・数学に課題のある33校への指導について
 ・学力向上対策プロジェクト会議委員の推薦依頼

H 27年 11月 6日

第2回 学力向上対策プロジェクト会議

出席者 プロジェクト会議委員

内容 中学校の学力向上が進まない原因及び解決のための取組について

生徒の学ぶ意欲や小学校から積み上げてきた学力の問題
 教員個々の指導力や授業改善への意欲等に関する問題
 中学校の組織的・構造的な問題 等

H 27年 12月 17日

本庁・教育事務所会議

出席者 各教育事務所次長兼指導課長

内容

数学に課題のある33校に対する現状と指導の状況について
 各校への今後の指導について

H 27年 12月 28日

学力向上対策プロジェクト会議委員への意見聴取

内容

質問しない生徒を生み出している原因とその改善策
 一生懸命なのに授業力が十分でない教員の問題や困りとその解決策
 組織的な授業改善推進のポイント 中1ギャップへの対応

H 28年 1月 22日

第3回 学力向上対策プロジェクト会議

出席者 プロジェクト会議委員

内容

「中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント」の策定
 「中学校の学力向上に向けた3つの提言(案)」に対する意見等

H 28年 2月 9日

第22回教育委員会にて報告

【今後の予定】

H 28年 2月 10日

第2回学力向上検証会議

出席者 各市町村教育委員会学校教育主管課長

内容

H27年度間の取組状況
 今後の学力向上の取組
 ・学力向上対策プロジェクト会議の経過と提言について
 ・県教育委員会からの提言(案)について

H 28年 2月中

「中学校学力向上対策3つの提言」を教育長名で市町村教育委員会に通知

中学校学力向上対策プロジェクト会議における意見集約と「改善7つのポイント」成立の経緯

現 状	問 題	(背 景)	対策として出された主な意見	中学校学力向上に向けた改善 7つのポイント【提言】	県教委からの提言(案)
<p>伸び悩んでいる学力</p> <p>*全国学力・学習状況調査結果</p> <p>・全国平均正答率との差</p> <p>国語A +0.1</p> <p>国語B -0.2</p> <p>数学A -1.4</p> <p>数学B -2.2</p> <p>理科 -0.1</p> <p>・「活用」する力をみるB問題において全国との差が大きい</p> <p>・数学Bは生徒の32%が正答率20%未満で、低学力層の底上げが必要</p> <p>・いずれの教科も論理的に考えることや、理由や根拠について学習用語を使って過不足なく説明することが苦手</p> <p>・記述して答える問題の無解答率が高い</p> <p>進まない授業改善</p> <p>・「新大分スタンダード」はもとより「大分スタンダード」についても小学校に比べ、定着していない</p> <p>・一方的に知識を教え込むだけの講義型の授業が依然散見される</p> <p>十分高められていない学習意欲</p> <p>・授業の中で分からないことがあっても「そのままにしておくことが多い」生徒の割合 10.1% (全国7.0% 秋田県4.9%)</p>	<p>【指導に関する問題】</p> <p>ア 授業の構造化が苦手</p> <p>・単元や本時の付けたい力・学習内容が焦点化できない</p> <p>・本時の評価規準が曖昧で、生徒の学習状況が把握できず、指導に生かすことができない。そのため、理解できないままの生徒がいる</p> <p>・問題(課題)解決学習の問題(課題)の設定が疑問からスタートしていない。追究する必然性が生徒にない</p> <p>・形成的評価をするという意識に欠けている。授業後に小テストをしたり、単元テストを実施し、必要に応じて補充指導等をするという授業設計をしていない</p> <p>・思考ツールやICT機器等の活用そのものが目的になって「何を」「何のために」「どのようにして」というところに目が向かない</p> <p>イ 生徒の考えを生かすことが苦手</p> <p>・基本的な授業展開や生徒の意欲が高まるノウハウは知っているが、実際の授業場面に表出せず、生徒の発想や交流活動を生かすという感覚が不足している</p> <p>・グループ学習等が有効に活用されていない</p> <p>・生徒の学習履歴を把握していないため、既習事項を生かした展開になっていない</p> <p>ウ 求められている授業像を追求していない</p> <p>・知識・技能を教え込むだけの授業スタイルに固執し、新しい方法を試してみようという柔軟性や挑戦意欲に欠ける</p> <p>エ 生徒理解の不足・生徒への配慮不足</p> <p>・質問したときの教師の対応や講義型の授業形態等により気軽に質問できない雰囲気や授業が進んでいる</p> <p>・学級づくりや学級の間関係等が原因で、分からないことを「分からない」と言いにくい雰囲気がある</p> <p>・小学校の学習との連続性を考慮しないため、求めることが易すぎたり、逆に難しすぎたりし、生徒の意欲を損なう</p> <p>【中学校の構造的・組織的な問題】</p> <p>オ 全教員による組織的な授業改善が不十分</p> <p>・教科の専門性を理由に、共有すべき授業改善の取組内容や取組指標等について、全教員の共通理解が足りず、共通実践が不十分</p> <p>・提案授業や互見授業をしても、他教科の教員からは、踏み込んだ具体的な助言を得ることがあまりない。</p> <p>・管理職等の授業観察が授業改善につながっていない</p> <p>・教科の専門性に関して相談や切磋琢磨できる先輩・同僚がいない。いても相談や助言を得る時間を生み出せない</p> <p>カ 授業改善に係る時間確保が難しい</p> <p>・部活動の指導等で教材研究や授業づくり、課題の添削等のきめ細かい指導の時間確保が難しい</p>	<p>長い間、知識・技能を効率よく教え込むことができる先生が「教え方のうまい先生」とされてきた。</p> <p>教科の壁</p> <p>同じ学校においても、他教科・他者の教科経営に対して干渉しない風潮があった。</p> <p>学校規模</p> <p>県内中学校は小規模校が多く、教科担任が1人の学校が4割程度ある。</p> <p>部活動の指導等で圧迫される授業準備の時間</p>	<p>A 「新大分スタンダード」に基づく授業改善の徹底</p> <p>・生徒指導の三機能を生かした授業の徹底 (ア・イ・ウ・エ)</p> <p>問題解決的な学習・図書館活用授業・グループ学習・学習の成果を実感させる場の設定等の実施</p> <p>・問題解決的な展開の授業の学習過程や課題の位置づけ方、考え方の相違の見せ方などの具体的な指導方法について理解を深める。 研修・協議会・指導資料の作成 (ア・ウ)</p> <p>・実際に評価できる評価規準の設定と小テスト・単元テスト等を生かした生徒の学習状況把握 (ア・エ)</p> <p>把握した生徒のつまずきをどの場面で、どのような方法で解消するのか、明確にする (ア)</p> <p>習熟度別指導・復習・補充指導・家庭学習課題に生かす</p> <p>・習熟度別週末課題や放課後の質問教室・補充指導等に全教員が組織的に取り組む (エ)</p> <p>・個人や集団の学習のつまずき情報を学級担任や他教科の担当と共有したり、次年度の教科担当に引き継ぐ (ア・エ)</p> <p>・少なくとも担当教科の小学校学習指導要領解説を熟読し、既習の学習用語や体験している言語活動を把握して授業を構想する (ア・イ・エ)</p> <p>B 授業改善を推進する仕組みの整備</p> <p>a 教科の壁を越えた校内の組織的な授業改善 (オ)</p> <p>・授業改善5点セットと改善計画に基づく校内研究の充実</p> <p>・教科共通の視点を設けた互見授業・研究授業の実施</p> <p>・授業観察シートを活用した管理職等による授業観察と授業改善に繋がる指導助言</p> <p>管理職の授業観察指導力の向上を図る取組</p> <p>b 教科指導の専門性を高めるシステムづくり (オ・カ)</p> <p>・評価問題や授業づくり等について情報交換や相談ができる環境づくり</p> <p>・近隣の学校と連携してもつ合同教科部会</p> <p>c 授業改善が進まない教員を育成する取組(ア・ウ・イ・エ)</p> <p>・管理職や指導教諭等による個別指導を強化し、具体的に問題点改善の方向を示し、確実にフォローアップ</p> <p>・提案授業では指導教諭や学力向上支援教員等が指導案作成から関わり、事後研には指導主事も加わり、詳細に検証するということを繰り返す</p> <p>d 人事を活用した教員の資質向上(ア・ウ・イ・エ)</p> <p>・小中学校の人事交流</p> <p>・各教科の核となる教員の意図的・計画的な育成・活用</p> <p>・指導教諭や学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員の効果的な配置と活用</p> <p>C 生徒の学習心情を大事にする取組の推進(エ)</p> <p>・中学校生活スタート時に全職員が生徒の立場に立ったきめ細かい指導・配慮をし、学びに向かう気持ちを高める</p> <p>・生徒が所属感を感じ、安心して積極的に学べるように学級経営・生徒指導・キャリア教育等の力量を教員が高める</p> <p>・生徒との信頼関係を築くためにも、生徒による授業評価を授業改善に反映させる</p> <p>・目指す授業像を生徒と共有し、生徒にも目標を設定させて、学級会等による授業のPDCAサイクルを確立</p> <p>・あらゆる場面で生徒指導の三機能を意識</p>	<p>「新大分スタンダード」に基づく授業改善の徹底 (A)</p> <p>(1)生徒指導の三機能の徹底</p> <p>(2)問題(課題)解決的な展開の授業の充実</p> <p>(3)習熟別指導の実施</p> <p>(4)単位時間の評価規準の具体化</p> <p>(5)評価に基づく個に応じた指導の充実</p> <p>教科の壁を排除し、授業改善を学校組織全体で進める仕組みの構築 (A・B - a)</p> <p>(1)校長の自覚とリーダーシップによる研究体制の構築</p> <p>(2)教科共通の具体的な取組内容・取組指標・検証指標による短期PDCAの実働</p> <p>(3)視点を明確にした提案授業・互見授業・研究協議</p> <p>(4)「授業観察シート」を活用し、確実に指導の改善につながる積極的な授業観察と具体的な指導・助言</p> <p>授業改善が進まない教員に対するきめ細かい指導 (B - c)</p> <p>(1)管理職や指導教諭等による個別指導の強化</p> <p>(2)授業観察に基づき、問題点を具体的に指摘</p> <p>(3)改善の方向性を示し一定期間を置いて確認</p> <p>(4)指導案作成時から事後研までのきめ細かい指導助言</p> <p>学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築 (B - b)</p> <p>(1)近隣の学校との合同教科部会による評価問題や指導案作成等による資質向上(小規模校)</p> <p>(2)教科担任のタテ持ちや校内教科部会の日課表や週時程表への位置付け(複数担当がいる学校)</p> <p>教員の資質向上を促す基盤整備(B - d)</p> <p>(1)小中学校の人事交流</p> <p>(2)指導教諭や学力向上支援教員の効果的な配置と活用</p> <p>(3)各教科の核となる教員の意図的・計画的な育成・活用</p> <p>(4)部活動の指導体制等、教材研究の時間を確保するシステムについて研究</p> <p>生徒に困りや戸惑いを生じさせない指導の工夫・配慮 (A・C)</p> <p>(1)全教員で組織的に取り組む補充指導</p> <p>(2)中1ギャップを防止し、学びに向かう力を高める配慮あるスタートの創出</p> <p>生徒と共によりよい授業を創造する「学びに向かう学習集団」づくりの推進(C)</p> <p>(1)生徒による授業評価とそれを反映させた授業改善</p> <p>(2)所属感があり、安心して学べる学級づくり</p> <p>(3)生徒による授業のPDCAを確立した学びに向かう学習集団づくり</p>	<p>1 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底</p> <p>生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業を充実させるとともに、習熟度別指導を積極的に導入する。</p> <p>教科の壁を越え、全ての教科に共通した授業改善の取組内容を設定し、その視点に基づく互見授業・授業研究を実施する。</p> <p>2 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築</p> <p>小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同教科部会をもち、評価問題や指導案、教材の作成等を行う。</p> <p>複数の教科担任がいる学校では、教科担任の「タテ持ち」や校内教科部会の日課表や週時程表への位置付けにより、相談や切磋琢磨できる環境をつくる。</p> <p>3 「生徒と共に創る」授業の推進</p> <p>生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映する。</p> <p>学校が目指す授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、適宜振り返り活動を行う。</p>

中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント

中学校学力向上対策プロジェクト会議(H28年1月)

密度の濃い授業を目指した「新大分スタンダード」に基づく授業改善の徹底

- (1) 生徒が困りや疑問を表出でき、それを解決する楽しさや必要感がある授業にすることが重要である。「新大分スタンダード」の中でも、特に生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業の充実に努める。
- (2) 単位時間の評価規準を具体的に設定し、「C 努力を要する」状況の生徒への手立てをその時間内に講じるとともに、小テストや単元テスト等で学習の定着状況を把握する。
- (3) 評価を生かして、習熟度別指導を実施したり、指導計画を変更したり、個に応じた補充指導や家庭学習の課題提示等を行ったりするなど、きめ細かい指導を重ねていく。

教科の壁を越え、授業改善を学校組織全体で進める仕組みの構築

- (1) 校長が授業改善の責任者であることを自覚し、リーダーシップを発揮して、全教員が授業改善に取り組む体制をつくる。
- (2) 教科共通の具体的な取組内容・取組指標・検証指標を設定し、授業改善の短期P D C Aを実働させる。
- (3) 目的を明確にして、教科共通の視点による互見授業・提案授業・研究協議を行う。
- (4) 管理職等は、「授業観察シート」を活用した授業観察を行い、授業改善の進捗状況を把握するとともに、指導助言を通して教員一人一人の授業改善に積極的に関わる。

授業改善が進まない教員に対するきめ細かい指導

- (1) 授業改善が進まない教員には、管理職等が個別の具体的な指導を行い、改善を促す。
- (2) 管理職や主幹教諭・指導教諭等は、授業観察に基づき、問題点を具体的に指摘して改善の方向性を示すとともに、一定期間を置いて、改善されているかどうか確認する。
- (3) 提案授業等の際には、指導教諭や学力向上支援教員が指導案作成時から関わり、事後研には指導主事も加わって、きめ細かい指導・助言を行うことを繰り返し行う。

学校規模に応じた教科指導力向上を図る仕組みの構築

- (1) 小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同の教科部会をもち、評価問題や指導案・教材作成等を通して、教科指導力の向上を図る。
- (2) 複数の教科担任がいる学校は、教科担当のタテ持ちや日課表・週時程表に位置づけた教科部会を実施し、教科の専門性に関わる相談や授業づくりの打ち合わせを行う必然性をつくる。

生徒に困りや戸惑いを生じさせない指導の工夫・配慮

- (1) 補充指導に全教員で組織的に取り組み、「分からないところをそのままにさせない」体制を整える。
- (2) 学びに向かう力が高まる中学校生活のスタートを学校全体で創出する。

生徒と共によりよい授業を創造する「学びに向かう学習集団」づくりの推進

- (1) 生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映させる。
- (2) 特別活動の充実に努め、所属感を感じられ、安心して学べる学級を生徒と共につくる。
- (3) 教員が目指している授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、生徒による授業改善のP D C Aサイクルの確立を図る。

教員の資質向上を促す基盤整備

- (1) 県教育委員会と市町村教育委員会は、小中学校の人事交流を検討する。
- (2) 県教育委員会と市町村教育委員会は、指導教諭や学力向上支援教員の効果的な配置と活用を検討する。
- (3) 県教育委員会と市町村教育委員会は、各教科の核となる教員の意図的・計画的な育成・活用を検討する。
- (4) 県教育委員会は、部活動の指導体制等、教材研究の時間を確保するシステムについて研究する。

学力向上対策プロジェクト会議の提言と県教育委員会の今後の取組

中学校学力向上対策プロジェクト会議から県教育委員会に提言

【中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント】

密度の濃い授業を目指した「新大分スタンダード」に基づく授業改善の徹底

教科の壁を越え、授業改善を学校組織全体で進める仕組みの構築

授業改善が進まない教員に対するきめ細かい指導

学校規模に応じた教科指導力向上を図る仕組みの構築

生徒に困りや戸惑いを生じさせない指導の工夫・配慮

生徒と共によりよい授業を創造する「学びに向かう学習集団」づくりの推進

教員の資質向上を促す基盤整備

県教育委員会から学校に提示

【中学校学力向上対策 3つの提言（案）】

- 1 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底
- 2 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築
- 3 「生徒と共に創る授業」の推進

学力向上検証会議(2月10日)にて意見聴取の上
成案を整える。
2月中旬に市町村教育委員会を通じて各学校に通知予定

今後の具体的な取組

今後検討すべきこと

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ポイント に関して | ・教育改革・企画課、教育人事課、体育保健課等と連携した協議及び研究 |
| ポイント に関して | ・問題解決的な展開の授業に特化した研修や指導事例集等の作成等 |

平成28年度小学校学力向上対策支援事業・中学校学力向上対策支援事業にて対応する予定のもの

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ポイント に関して | ・習熟の程度に応じた指導の手引き |
| ポイント に関して | ・管理職等による授業改善に関する研修会・協議会 等 |
| ポイント に関して | ・教科指導力の向上を図る研修会・協議会 |
| ポイント に関して | ・学びに向かう学校中核校を中心とした支援 |

現在実施している取組の更なる充実が必要なもの

- ・指導主事の指導力向上の取組
- ・経年で学力に課題がある学校への指導
- ・学校訪問時の「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」に基づく具体的な指導

中学校学力向上対策 3つの提言(案)

大分県教育委員会(H28年 月)

1 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底

生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業を充実させるとともに、習熟度別指導を積極的に導入する。

教科の壁を越え、全ての教科に共通した授業改善の取組内容を設定し、その視点に基づく互見授業・授業研究を実施する。

2 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築

小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同教科部会をもち、指導案や評価問題、教材の作成等を行う。

複数の教科担任がいる学校は、教科担任の「タテ持ち」や日課表・週時程表に位置づけた教科部会の実施により、相談や切磋琢磨できる環境を作る。

3 「生徒と共に創る授業」の推進

生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映する。

学校が目指す授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、適宜振り返り活動を行う。



参考資料1

教科担任の「タテ持ち」について（「『福井らしさ』を探る会活動のまとめ」より）

1人の教員が1つの学年を持つヨコ持ち

1年	1組	2組	3組	4組	A先生(1年団)
2年	1組	2組	3組	4組	B先生(2年団)
3年	1組	2組	3組	4組	C先生(3年団)

1人の教員が複数学年を担当するタテ持ち

1年	1組	2組	3組	4組	A先生 (1年団)	
2年	1組	2組	3組	4組		B先生 (2年団)
3年	1組	2組	3組	4組		C先生 (3年団)

* タテ持ち・・・一人の教員が複数学年を担当し、同一教科を担当する複数の教員で協同して授業づくりを行う仕組みのこと。

「タテ持ち」には次のようなメリットがある。

- ・同じ学年を担当する複数の教員で協働して授業づくりを行うため、個人でつくる授業より質の高いものができる。
- ・指導方針を統一してから指導にあたるため、担当教員による差が生まれない。
- ・複数の教員で成績をつけるため、明確な評価規準をもとに評価ができる。
- ・中学1年から3年までの3年間を見通した教科指導ができる。
- ・他学年の生徒とのつながりが生まれ、学校全体で生徒を育成する意識が強くなる。
- ・若い教員にとっては先輩教員の授業手法を自然に学ぶことができ、効果的にスキルアップを図ることができる。

参考資料2

生徒が、目指す授業像の実現に向け設定した学習目標の例（岐阜市立東長良中学校）



左側が学級目標、右側が学習目標

学習目標に「自分たちで創り上げる学習～活発な拳手・あたたかなかなかわり合い」を掲げ、学期末や研究授業、学校行事等の前後など、機会をとらえて、自分たちの学習状況を振り返り、学習目標の達成度を確認し合うとともに、具体的な改善方策を立てる取組を進めている。

県立聾学校専攻科の学科再編について

1 旧設置学科の沿革

昭和23年4月、県立聾学校を新設し、小学部、中学部、高等部の3学部を設置。

高等部は、木材工芸科、被服科、理容科の3科編成。

昭和33年4月、高等部に専攻科を開設。(木材工芸科、被服科、理容科の3科編成。)

その後、本科「木材工芸科」は「産業工芸科」に、専攻科「木材工芸科」は「工芸科」に改称。

2 旧設置学科の概要

(1) 本科(修業年限3年)

高等学校に準じた普通教科の学習のほか、専門科目の実習をとおして、就労につながる実践力を身につける。

(2) 専攻科(修業年限3年)

本科3年間の習得状況を踏まえ、さらに精深な専門教科・科目の学習を行う。なお、理容科は、国家試験合格を目標とした実践的学習に重点を置く。

3 「大分県特別支援教育推進計画」(平成20年3月)に基づく高等部の学科再編

本科・専攻科とも各学科の在籍者数が少ない。少人数の学科別学習を行うよりも、規模の大きい集団で行う方が効果的・効率的であり、職業学科1科に統合。

また、大学進学等を希望する生徒や保護者から、普通科新設の要望がある。

こうした背景から、平成23年に本科の普通科と職業学科を、平成26年に専攻科の職業学科をそれぞれ開設し、本科・専攻科の旧設置学科を廃止する。

【近年の各学部・学科の在籍状況】

学部・学科	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H27
幼	20	10	8	8	8	8	8	4	8	9	12
小	5	16	25	28	18	15	16	17	12	7	16
中	12	5	2	8	17	14	12	11	11	13	12
高	本科	9	14	10	3	9	13	20	16	14	10
	専攻科	2	2	8	6	1	3	1	1	2	1
計	48	47	53	53	53	53	57	49	47	40	50

4 学科再編の年次進行

(1) 旧設置学科

学 科	学年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
本 科 産 業 工 芸 科 被 服 科 理 容 科	1年		募集停止		学科廃止			
	2年							
	3年							
専 攻 科 工 芸 科 被 服 科 理 容 科	1年					募集停止		学科廃止
	2年							
	3年							

(2) 新設学科

平成23年4月、本科に「普通科」と「産業技術科」を開設。

平成27年度は、普通科に7名、産業技術科に3名が在籍。

平成26年4月、専攻科に「産業技術科」を開設。現在の在籍者は0名。

5 今後の予定

2月23日の教育委員会会議に、大分県立特別支援学校学則の一部改正について付議。

(同学則の別表中、聾学校高等部専攻科の学科から「工芸科」「被服科」「理容科」を削除)

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）

新旧対照表

改正案												現行																
(以下略)												大分県立聾学校						大分県立盲学校						名称				
												本校						本校										
												大分市						大分市						位置				
												高等部			中学部	小学部	幼稚部	高等部			中学部	小学部	幼稚部			部		
												専攻科						専攻科						科				
												産業技術科	(削除)	(削除)	(削除)	産業技術科	普通科				保健医療科	理療科	普通科					
												聴覚障害						視覚障害 知的障害						種別 教育の対象とする障害				
(以下略)												大分県立聾学校						大分県立盲学校								名称		
												本校						本校										
												大分市						大分市						位置				
												高等部			中学部	小学部	幼稚部	高等部			中学部	小学部	幼稚部			部		
												専攻科						専攻科						科				
												産業技術科	理容科	被服科	工芸科	産業技術科	普通科				保健医療科	理療科	普通科					
												聴覚障害						視覚障害 知的障害						種別 教育の対象とする障害				

大分県特別支援教育推進計画（平成20年3月策定）の概要及び年度別計画の一部変更

推進計画策定時（平成20年3月）	推進計画の一部変更（平成22年10月22日の教育委員会会議で決定）																								
<p>大分県立特別支援学校の再編整備</p> <p>1 背景（略） 2 計画の期間（略） 3 基本的な考え方（略） 4 計画</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 1 ）学校別計画</p> <p>ア 視覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立盲学校）～略～</p> <p>イ 聴覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立聾学校） 対象とする障がい種の拡大 平成23年度から、高等部本科及び専攻科で、知的障がい者も受け入れる。</p> <p>学科の再編 高等部本科 平成23年度から、「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</p> <p>高等部専攻科 平成23年度から、「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</p> <p>ウ 知的障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立宇佐養護学校他10校） 対象とする障がい種の拡大 平成24年度から、新生養護学校で肢体不自由のみを有する児童生徒も受け入れる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 2 ）年度別計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 90%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	計 画 内 容	20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。	21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。	22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。	23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。	24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。	<p>大分県立特別支援学校の再編整備</p> <p>1 背景（略） 2 計画の期間（略） 3 基本的な考え方（略） 4 計画</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 1 ）学校別計画</p> <p>ア 視覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立盲学校）～略～</p> <p>イ 聴覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立聾学校） 対象とする障がい種の拡大 平成23年度から、高等部本科及び専攻科で、知的障がい者も受け入れる。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>学科の再編 高等部本科 平成23年度から、「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」を新設する。職業科は、ニーズに応じたコース編制とする。 ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>高等部専攻科 平成23年度から、「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止する。 ・聴覚障がい者対象の「職業科」を新設する。「職業科」は、ニーズに応じたコース編制とする。 （平成23年度は実施せず、平成26年度に新設する。） ・知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（平成23年度は実施しない。）</p> <p>ウ 知的障がい者を教育の対象とする特別支援学校（県立宇佐養護学校他10校） 対象とする障がい種の拡大 平成24年度から、新生養護学校で肢体不自由のみを有する児童生徒も受け入れる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（ 2 ）年度別計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 90%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」（*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更内容】 (*1) 盲学校、聾学校の校名変更は、平成22年度は実施しない。 (*2) 知的障がい者対象の高等部本科及び専攻科「職業科」の新設は、平成23年度は実施しない。 (*3) 聴覚障がい者対象の高等部専攻科については、平成22年度高等部本科入学生（現1年生）の現行専攻科での最長3年間の学習を保障するため、平成26年度に改編する。</p>	年度	計 画 内 容	20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。	21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。	22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）	23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」（*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）	24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。
年度	計 画 内 容																								
20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。																								
21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。																								
22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。																								
23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。																								
24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。																								
年度	計 画 内 容																								
20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。																								
21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知+視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢+知）者も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。																								
22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校、鶴見養護学校、石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。（*1）																								
23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校高等部本科「保健医療科」の募集を停止する。 聾学校高等部本科「産業工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「普通科」「職業科」及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2） 聾学校高等部専攻科「工芸科」「被服科」「理容科」の募集を停止し、聴覚障がい者対象の「職業科」（*3）及び知的障がい者対象の「職業科」を新設する。（*2）																								
24年度	宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、大分養護学校の高等部に、「職業科」又は「職業コース」を新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。																								

（注）表中の学校名は、大分県特別支援教育推進計画策定時の名称で記載している。